

平成 19 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 19 年 2 月 27 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 昌浦 泰己

副委員長 佐藤 恵子

委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

寺澤 正志 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

相澤 耀司 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(財政担当) (兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

秘書室長 鈴木 春夫

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

工事検査室長 佐藤 実

交通防災課長 伊藤 一雄

行政管理課長 伊藤 敏明

市民活動推進室長 鈴木 典男

市民課長 本郷 義博

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

副理事(兼)納税課長 澁谷 大司

商工観光課長 武田 一男

副理事(兼)こども福祉課長 伊藤 博

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

副理事(兼)道路課長 小川 憲治

施設課長 佐藤 昇市

会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊丹 隆

文化財課長 高倉 敏明

上下水道部長 鈴木 建治

監査委員事務局長 庄司 あや子

選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○熊谷議会事務局長

おはようございます。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

おはようございます。連日連夜とまではいかないまでも、御苦労さまでございます。

例によりまして、臨時に委員長の職務を行いますので、しばし御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は委員長の輪番制という申し合わせによりまして、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は昌浦泰己委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長は昌浦泰己委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、昌浦泰己委員長席に着く)

○昌浦委員長

皆様、おはようございます。

議事に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、不肖私が予算特別委員会委員長に指名されました。大変光栄に感じるとともに、まことにふなれでありますので、いろいろと皆様方に御迷惑をおかけすることが多々あるかと存じますが、その点は御容赦いただきまして、議事進行に御協力のほどをお願いいたします。

委員の皆様も御存じのとおり、菊地市政となって初めての予算編成であります。本市の財政状況は決して安閑としていられない状況にあり、それだけに予算審査に当たる委員の皆様方も大変な御苦労があるかと存じます。

地方自治法に規定されておりますように、「最少の経費で最大の効果を上げる」ように予算が計上されているか、また、住民本位に施策が計画されているかなどの着目点が多々あろうかと存じます。

本委員会におきましては、真剣かつ慎重に御審議をいただきますよう、委員長としてお願いを申し上げますとともに、委員並びに理事者の皆様の御協力を重ねてお願い申し上げ、ごあいさつといたします。どうかよろしくお願いいたします。

○昌浦委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には、佐藤恵子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算

○昌浦委員長

これより、本予算特別委員会に付託を受けました「平成 19 年度多賀城市各会計予算」の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、去る 2 月 15 日の本会議における施政方針の中で、予算案説明要旨として既に説明されておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに、各部課長などから重点説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○昌浦委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

各課長等の説明は、予算説明書並びに予算説明資料等により重点的に説明するようお願いいたします。

初めに、平成 19 年度から導入されます行政評価の取り組みについて、企画課長の説明を求めます。

● 行政評価の取り組み

○内海企画課長

ただいま委員長の方から御案内ありましたように、平成 19 年度の当初予算の御審議をいただくに当たりまして、関係議案及び関係議案資料とともに、今回から多賀城市における行政評価の取り組みの冊子を配付させていただいております。

つきましては、平成 19 年度に実施してまいります事務事業に関する行政評価の取り組みについて御説明申し上げます。

昨年 12 月 15 日に、平成 7 年以来 11 年ぶりとなります、地方分権改革の根拠としての法律「地方分権改革推進法」が公布されまして、類似の地方分権改革は第 2 期に入ったと言われております。

これによりまして、地方分権に関する取り組みはさらに深まり、今後の地方自治体の行政運営は以前にも増して一層の自律性の向上が求められてまいりますこととなります。

その自律した行政運営に際しましては、人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展などにより、社会全体が縮減していく中で、市の予算規模につきましても縮減という状況を前提としなければなりません。

つまり、今後はその時々状況に応じて、真に必要な事務事業を見きわめ、また、成果の上がらない事務事業の見直しを進め、選択と集中を図っていくことがあるということでございます。

そのためには、事務事業が地域住民にとってどれくらい役に立っているのかということについて、常に住民の目線で検証されなければなりません。

つきましては、多賀城市の事務事業がどのような考え方で取り組まれ、どれだけの経費をかけて、また、どの程度まで行われるのかということをお明らかにして、住民への説明責

任を果たし、事務事業の計画、執行、評価及び改善のすべての段階において、市民の意見を反映させることが重要であると考えております。

このような考え方に立ちまして、今次議会の初日に、市長が、施政方針の中でも申し上げたとおり、平成 19 年度に実施していく事務事業をより効果的に実現し、市民の皆様により質の高いサービスを提供するための行財政改革の一環として、新年度から本格的に行政評価に取り組んでいくこととしたものでございます。

それでは、本市における行政評価の特徴について御説明申し上げます。

これは、議員各位に配付させていただきました「多賀城市における行政評価の取組」に関する冊子、こちらの方でございますけれども、こちらの 1 ページ目に記載してございます。

改めて説明させていただきますと、本市における行政評価の最大の特徴は、政策体系の中で事務事業の成果を評価するということにあります。つまり、第四次多賀城市総合計画に基づく政策体系の中で、個々の事務事業の目標達成が、上位政策の目標達成にどの程度貢献しているかということの評価するものでございます。

また、事務事業の成果のとらえ方でございますが、従来までですと、事務事業の予算規模やサービス量のみで判断されがちであったものを、本来の目標、つまり、何がどのような状態になったかを、数値を用いて客観的に判断できることとしまして、あわせて経年の変化を観測できるようにしていることとしております。

なお、こうした成果指標の考え方は、平成 18 年度の実施計画事業から取り入れているところでございます。

なお、その平成 18 年度の実施計画事業と平成 19 年度予算においてお示しさせていただいた実施計画事業との関係についてでございますが、そもそも実施計画とは、市長が施政方針の中でも申し上げましたとおり、第四次多賀城市総合計画に基づき、今後のまちづくりの中心となる施策の事業化を目的とするものでございます。

これら実施計画に基づく事業につきましては、向こう 3 年間にわたりまして、予算と計画の両面から担保しようとするものでございますが、毎年、その財源の状況等に応じて必要な見直しを行っていくこととしております。

したがって、平成 19 年度におきましては、現在の行政を取り巻く状況を考慮した場合に、あれもこれもといった選択を行うことが、実情にそぐわなくなったことから、緊急再生戦略構築のための取組指針に基づき、すべての事務事業の抜本的な見直しのもとに、一層の選択と集中に努め、第四次多賀城市総合計画の実現に当たり、市長の政策ビジョンの中でも特に重点的に取り組んでいく事業、13 本に限定させていただいたものであります。

なお、平成 18 年度の実施計画に登載しておりました事業につきましては、これは全体で 83 本ほどございましたが、平成 19 年度においてこれを採択しなかったからといって、それらの事業を直ちに廃止するという考え方に立つものではなく、所要の見直しを行いながら、今後とも必要な事業については継続してまいりたいと考えております。

また、これまで実施計画事業だけを取りまとめた冊子を配付させていただいたものでございましたが、今回からは、行政評価を本格的に取り入れるということもございまして、実施計画事業を含めた個々の事務事業の体系が、第四次多賀城市総合計画の政策体系の中でどう位置づけられているのか、また、上位施策と個々の事務事業の目標体系がどのように連鎖をしているのかをわかりやすくあらわすために、このような形に改めさせていただいたということを御了承いただきたいと思います。

したがいまして、平成 19 年度実施計画事業の目標や活動規模、予算額等については、こちらの資料をごらんいただければと存じます。

なお、平成 19 年度におきましては、行政評価の本格導入の初年度でもありますことから、組織内への評価システムの定着を図るため、評価対象事業を一部の事務事業に限定することとさせていただいております。

これによりまして、平成 19 年度事務事業評価対象事業の選定に当たりましては、実施計画事業に加え、おおむね各係 1 事業を選定してあるものであることを御理解いただきたいと存じます。

今後のスケジュールといたしましては、事務事業評価対象事業の目標達成度合いを管理するために、四半期ごとに活動状況を把握し、当該年度終了後に目的の妥当性、有効性、効率性の観点から評価を行うこととしております。

その評価に当たりましては、事務事業担当部局の自己評価を基本とするものでございますけれども、それには一定の限界もありますことから、評価の透明性や客観性を高めるため、自己評価の結果を住民に公表し、意見を求めることとしております。

なお、評価対象事業につきましては、平成 20 年度以降、段階的に拡大していくものとしております。

成果指標のとり方などにまだまだ未熟な点もございますので、今後の取り組みにおきまして精査をし、我々も研さんを積みながら、その内容が充実したものとなるよう努力してまいります。

議員各位におかれましても、今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上で、行政評価の取り組みについての説明を終わります。

● 予算概要

○昌浦委員長

次に、平成 19 年度予算概要について、財政担当次長の説明を求めます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

それでは、平成 19 年度の予算概要について御説明を申し上げます。

最初に、平成 19 年度多賀城市一般会計当初予算（特別説明資料）により、地方財政計画、それから三位一体の改革の全体像、多賀城市における三位一体の改革の影響額などにつきまして、簡単に御説明を申し上げます。

特別説明資料の 1 ページをお願いいたします。

最初に、1 の、平成 19 年度地方財政計画の姿としまして、地方財政計画の規模と特色を示しております。

(1)地方財政計画の規模等（歳出）でございますが、国では、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加はするものの、公債費が高い水準で推移すること、そして社会保障関係費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込んでいることから、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、いわゆる「骨太の方針

2006」でございますけれども、それに沿って地方の歳出も国の歳出予算と歩を一にして見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、さらには、地方単独事業費の抑制により、地方財政計画の規模を抑制し、財源不足の圧縮を図ることとされております。

その結果、地方財政計画の規模は、ほぼ前年度と同額となっておりますのでございます。

一方、(2)の、地方財政計画の特色（歳入関係）でございますけれども、三位一体の改革による所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることや、定率減税の廃止に伴い、地方税が大幅な伸びとなっているものの、暫定的税源移譲措置であった所得譲与税は廃止されることとなっております。

また、地方特例交付金では、減税補てん特例交付金が定率減税の廃止によって廃止されますが、その経過措置として、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間、特別交付金が交付されることになっております。

また、児童手当の拡充に伴い、児童手当特例交付金が増額となっております。

地方交付税につきましては、現行の法定率分を堅持しつつ、総額を確保することとされておりますが、交付税改革による歳出削減、地方税の増収を受けまして減額となっております。

新年度では、新たに新型交付税の導入も予定されておりますが、基準財政需要額の算定項目を従来の 53 から 36 に、約 3 割程度削減し、人口と面積を基本に算定する方式に転換されますが、その具体的な内容についてはまだ公表はされておられません。

また、がんばる地方応援プログラムとして、約 2,700 億円程度の交付税による支援措置が講じられる予定であります。その頑張り度合いを示す指標も 9 項目示されてはおりますけれども、具体の算定方法は示されておられません。

いずれにしましても、7 月ごろには地方交付税の具体的な算定が行われるため、今後の動向を注視してまいりたいと思っておりますが、地方交付税総額が減額になっている状況を踏まえれば、過大な期待は持てないと思うのが妥当であろうと考えてところでございます。

地方債でございますが、通常債、主に地方単独事業債が大幅に減額されたほか、臨時財政対策債が、従来は通常収支不足額の補てん的意味合いを有しておりましたが、新年度においては、投資的経費と一般行政経費との乖離是正分と、それから既発、既に発行している臨時財政対策債の元利償還対応分について配分されることとなっております。

一方、いわゆる団塊の世代の大量退職に対応するため、退職手当債が大幅に増額となっております。

次に、2 ページの、平成 18 年度までの「三位一体の改革」の全体像でございますが、まず、(1)国庫補助負担金の改革としまして、(ア)税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革では、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 カ年にわたり 3 兆 1,176 億円の補助金等が削減されております。

また、補助金等のスリム化と国庫補助負担金の交付金化と合わせますと、4 兆 6,661 億円の削減となっております。

これに対しまして、(2)税源移譲でございますが、平成 18 年度に暫定措置として所得譲与税により 3 兆 94 億円が税源移譲されましたが、平成 19 年度からは所得税から個人住民税へ税源移譲されることになっております。

具体的には、個人住民税所得割の税率が一律 10%となるものでございます。

また、(3)地方交付税改革につきましては、5兆 1,000 億円の削減となっております。

3 ページになりますけれども、3 の、本市における「三位一体の改革」の影響額でございます。

(1)税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革によりまして、多賀城市におきましては 4 億 7,987 万円程度の削減となっております。

これに対しまして、(2)税源移譲額としましては、平成 19 年度の個人住民税所得割の税率変更によりまして、6 億 4,196 万 9,000 円が見込まれております。

なお、平成 18 年度において、所得譲与税により約 4 億 7,000 万円ほど税源移譲されておったところでございます。

これだけを見ますと、国庫補助金の削減額は税源移譲による増収分で賄われているように見えますが、臨時財政対策債を含む地方交付税が 3 年間で 8 億 3,000 万円削減されておりますので、次の、(3)交付税等の推移と平成 19 年度における税源移譲後の影響額にあるとおり、国庫補助負担金や地方交付税等の削減分と、税源移譲による増収分の差は、平成 18 年度では 8 億 4,000 万円、平成 19 年度では 6 億 7,000 万円と大きく乖離している状況でございます。

4 ページは、これまで御説明申し上げました三位一体の改革の全体像を表にしたものでございます。

5 ページでございますけれども、5 ページには、定率減税の廃止に伴う影響額を記載しております。御承知のとおり、定率減税は、平成 11 年度の税制改正において実施された恒久的な減税の一環として導入されたものであり、所得税では、25 万円を上限として、年税額の 20%を、個人住民税では 4 万円を上限として、年税額の 15%を控除するものでございますが、平成 18 年度分では 2 分の 1 に縮小され、平成 19 年度分からは廃止されるものであります。

これにより、地方公共団体の税収は増収となりますが、これまで減税による減収分を補てんするために交付されていた減税補てん特例交付金と、発行が認められていた減税補てん債は、平成 18 年度をもって廃止されることになりました。

これらの影響額をまとめたものが 5 ページの下段に記載している表でございます。

なお、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、特別交付金が交付されることとなっております。

定率減税が完全に実施されていた平成 17 年度と、定率減税が廃止される平成 19 年度を比較しますと、約 5,000 万円ほどの減額となる見込みでございます。

6 ページには、平成 19 年度多賀城市一般会計当初予算の姿を示しております。

まず、(1)予算編成の方針としまして、(ア)準包括予算であります。平成 18 年度予算編成から導入した準包括予算の考え方を基調とし、法定扶助費や一部事務組合負担金などの義務的経費や、重点政策経費に財源を優先的に配分するため、一般財源を義務的経費、準義務的経費、特定事業経費、一般施策経費の配分枠に区分をして、配分し、予算編成を行ったものでございます。

(イ)の、インセンティブ制度の導入でございますが、経費節減の成果を次の年度の事業展開につなげるとともに、平成 18 年度における不要不急の予算執行を抑制し、平成 19 年度予算の財源確保を図ったものでございます。

それによりまして、(工)の緊急再生戦略構築のための取組指針に示されている普通建設事業凍結につきましては、平成 18 年度 12 月補正予算において削減されたインセンティブ制度の財源を原資に、凍結開始としたものでございます。

(ウ)、プライマリーバランスにつきましては、新年度におきましても、元金ベースでの黒字化を保っておるところでございます。

(エ)の、緊急再生戦略構築のための取組指針でございますが、取組指針に示された項目の平成 19 年度予算への反映は、7 ページと 8 ページに一覧表でお示しをいたしております。

項目といたしましては、広告事業や市有地の売却、生涯学習施設使用料の減免の見直し、また、ISO 認証更新の取りやめや、職員給与手当の見直し、議会開催時の昼食の廃止等となっております。

9 ページの、(2)の予算規模でございますが、前年度に比べますと 6 億 9,000 万円、3.8% 減の 174 億 3,000 万円でございます。

一口メモには、過去 10 年分の、①としまして、名目予算、②では、特殊要因を除いた実質的な予算規模を示しております。

名目予算では、過去 15 年間の中で、平成 12 年度に次ぐ緊縮型となりますけれども、宮城東部衛生処理組合に対する特別負担金を調整した実質予算としては、過去 15 年間の中では最も緊縮型の予算となっております。

また、下段には、地方債現在高を記載しておりますが、平成 19 年度から元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化を図っていることによりまして、地方債現在高は毎年減少に転じておるところでございます。

10 ページには、プライマリーバランスの状況を記載いたしております。

それから、11 ページ以降につきましては、平成 19 年度からの組織改編に伴う新組織名と旧組織名の対照表でございます。平成 19 年度予算説明は、新組織名での表記となっておりますので、旧組織との対照にはこの表をごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、新年度予算に対しまして、三位一体の改革の影響や特殊事情、予算編成の特色等について簡単に御説明を申し上げます。

続きまして、資料 9 をお願いいたします。

資料 9 でございますけれども、平成 19 年第 1 回市議会定例会議案関係資料（平成 19 年度予算関係）によって説明をさせていただきます。

1 ページをごらん願います。

これは会計別予算対照表を御説明申し上げます。

まず、一般会計予算でございますが、総額 174 億 3,000 万円の規模でございますが、前年度当初に比較いたしまして 6 億 9,000 万円、3.8% の大幅な減となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、50億8,900万円で、対前年度比で10.5%、4億8,200万円の大幅な増となっておりますが、平成18年10月から保険財政共同安定化事業が創設されたことによるものでございます。

次の、老人保健特別会計でございますが、医療費の増加が見られることから、38億5,400万円で、前年度と比較いたしますと7,200万円、1.9%の増となっております。

また、介護保険特別会計につきましては、総額で23億900万円で、前年度に比べ5,200万円、2.3%の増となっております。

次の、下水道事業特別会計は、企業会計からの移行によるものでございまして、37億7,673万5,000円の計上でございます。

これによりまして、特別会計全体では150億2,873万5,000円で、前年度に比べまして43億8,273万5,000円、41.2%の増となるものでございます。

それから、企業会計でございますが、水道事業で25億676万8,000円でございますが、前年度と比べまして1億2,580万4,000円、5.3%の増となっております。

以上の、一般会計、特別会計、企業会計の全体では349億6,550万3,000円となりまして、対前年度当初では6億7,841万4,000円、1.9%の減となっております。

次の、2ページをごらん願います。

歳入款別対前年度比較表でございますが、平成19年度当初と平成18年度の当初及び現計予算について比較した表でございます。

各款ごとの比較増減額及び伸び率は、3ページの右から5列目以降、一番上に「比較増減」と表記している欄に記載してございます。

右から5列目と4列目が、当初予算間の増減額と伸び率を記載しております。

個々の歳入項目の変動要因等につきましては、後ほど事項別明細の説明で触れさせていただきますので、ここでは1,000万円以上の増減のあったものについて、簡単に説明をさせていただきます。

まず、自主財源でございますが、1行目の市税では、三位一体の改革による税源移譲と恒久的減税の廃止に伴いまして7億1,336万5,000円、9.8%の大幅な増額となっております。

2行ほど飛ばしまして、財産収入でございますが、これは新田浄水場隣接地の売り払い収入を見込んだほか、最近の金利動向を踏まえまして、各基金からの利子収入の増加を見込んだものでございます。

次の寄附金を飛ばしまして、繰入金でございますが、財政調整繰入金では下水道資本費平準化債の活用枠拡大により、歳入歳出の乖離が縮小したこと、それから教育施設及び文化施設管理基金繰入金では、多賀城小学校校舎改築事業の事業規模縮小により、前年度比2億7,086万6,000円、21.7%の減となっております。

次の、繰越金でございますが、前年度では、過去の実績を踏まえ1億円を計上したものでございますけれども、前年度の実績では4,000万円程度にとどまったことから、従来の水準2,000万円を計上したものでございます。

諸収入につきましては、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡料の縮小や下水道事業会計が特別会計に移行することに伴う企業会計からの負担金の減によるものでございます。前年度と比較いたしまして 2,772 万円、 4.8%の減を見込んでおります。

これによりまして、自主財源の総額は 101 億 116 万 3,000 円、構成比では 58.0%となりまして、前年度に比へまして自主財源比率の改善が見られ、対前年度 3 億 6,526 万 1,000 円、 3.8%の増となるものでございます。

次に、依存財源でございますが、地方譲与税では 4 億 8,740 万円、74.3%の大幅な減でございますが、三位一体の改革による税源移譲が行われたことに伴い、暫定的税源移譲とされた所得譲与税が廃止されたことによるものでございます。

次の、利子割交付金、配当割交付金、それから株式等譲渡所得割交付金でございますが、これは平成 15 年の税制改正において、いわゆる貯蓄から投資への移行が進められましたが、低水準の金利と株価上昇傾向を受けたものと考えておるところでございます。

次の、地方消費税交付金でございますが、これは県配分額を案分する際に用いる指標のうち、そのうちの人口でございますけれども、平成 17 年度の国勢調査の結果、増加したことにより増となったものでございます。

さらに 2 行ほど飛ばしまして、地方特例交付金では 1 億 2,970 万円、63.2%の大幅な減を見込んでおりますが、恒久的減税の廃止に伴い、ほとんどの減税補てん措置がなくなることから、経過措置分と児童手当の支給拡大に伴う補てん措置分だけとなったことによるものでございます。

次に、地方交付税でございますが、1 億 4,500 万円、 5.1%の減を見込んでおりますが、下水道資本費平準化債の拡大に伴う減額が主なものでございます。

1 行飛ばしまして、国庫支出金につきましては、児童手当関係経費、生活保護費関係、障害者自立支援法関係経費において大幅な増額となっておりますが、一方で、多賀城小学校校舎改築事業の縮小や(仮称)「考古資料館」整備事業の完了等によりまして、全体では 5,202 万 8,000 円、 2.8%の減となっております。

県支出金につきましては、国庫支出金と同様に児童手当関係経費、生活保護費関係、障害者自立支援法関係経費での増加に加え、県議会議員選挙、それから県民税徴収委託金で増額となり、1 億 3,997 万 6,000 円、22.3%の増となっております。

一番下の行の、市債でございますが、臨時財政対策債の縮小、減税補てん債の廃止のほか、多賀城小学校改築事業関係での縮小によりまして、4 億 2,740 万円、28.9%の減を見込んでおります。

これによりまして、依存財源の総額は 73 億 2,883 万 7,000 円となり、構成比では 42.0%となります。前年度と比較いたしますと 10 億 5,526 万 1,000 円、12.6%の大幅な減となっております。

次のページをお願いいたします。

2 の、歳出款別対前年度比較表について説明いたします。

この表におきましても、5 ページの右から 5 列目、4 列目に、それぞれ平成 18 年度当初予算との増減額及び伸び率を記載しておりますので、この欄を中心に説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、予算書の事項別明細によって、後ほど各課長から説明を申し上げますので、ここでは簡単に説明をさせていただきます。

まず、1 款議会費でございますが、主には議員共済費で増額となっているものでございます。

次に、2 款総務費でございますが、これは主に職員人件費の減額によるものでございます。

次の、3 款民生費でございますが、児童手当の支給額拡大、それから児童扶養手当等の増、生活保護費の増、保育所耐震改修事業により増額となっております。

次の、4 款衛生費では、宮城東部衛生処理組合負担金、老人保健特別会計への繰出金等によりまして、増額となっているものでございます。

次に、5 款労働費では、多賀城市地域職業相談室開設に伴う所要の経費の増によるものでございます。

次の、6 款農林水産業費でございますけれども、これは協働による農業用排水路整備事業等で増額となっているところでございます。

次に、7 款商工費では、商工組合中央金庫貸付預託金の削減により減額となっております。

次の、8 款土木費でございますが、主に連続立体交差事業負担金、下水道事業会計への繰出金等の減額により、3 億 4,461 万 5,000 円、10.4%の大幅な減でございます。

次に、9 款消防費では、塩釜地区消防事務組合への負担金、第 3 分団消防ポンプ車置場建設工事費で増額となっております。

次に、10 款教育費では、多賀城小学校校舎改築事業の縮小や（仮称）「考古資料館」施設整備事業の完了に伴い、5 億 5,121 万 1,000 円、15.8%の減となっているものでございます。

次に、11 款災害復旧費でございますが、科目設定でございます。

次の、12 款公債費でございますが、過年度発行の臨時財政対策債等の償還で増額となっております。

次の、13 款諸支出金でございますが、科目設定でございます。

また、予備費につきましては、緊縮予算であることを踏まえ、前年度補正後の額とほぼ同水準で計上させていただいております。

次の、6 ページをお願いいたします。

3 の、歳出性質別対前年度比較表でございますが、この表におきましても、7 ページの右から 5 列目、4 列目にそれぞれ前年度当初予算との増減額及び伸び率を記載しておりますので、この欄を中心に説明をさせていただきます。

まず、義務的経費でございますが、1 億 1,718 万 6,000 円、1.4%の増となっております。

人件費につきましては、定数削減や給与費の抑制により 8,171 万 6,000 円、2.0%の減額となっております。

一方、扶助費につきましては、児童手当関係経費、生活保護費関係、障害者自立支援法関係経費、医療費の伸び等によりまして、1億7,924万6,000円、7.8%の大幅な伸びとなっております。

公債費につきましては、過年度に発行した臨時財政対策債等の元利償還が累進してまいりますので、1,965万6,000円、0.9%の増額となっております。

また、投資的経費でございますが、6億2,245万4,000円、25.7%の大幅な減となっております。

補助事業費につきましては、多賀城小学校校舎改築事業の縮小、(仮称)「考古資料館」整備事業の完了、まちづくり交付金事業の縮小等に伴い、大きく減少しております。

単独事業費につきましては、多賀城駅周辺土地区画整理事業で減額となっておりますが、多賀城小学校校舎改築事業における単独事業区分の増額、保育所耐震対策費、高橋跨線橋耐震診断等により増額となっております。

また、県事業負担金では、都市計画道路玉川岩切線への負担金で増額となりますが、連続立体交差事業負担金で減額となることから、全体として減額となっております。

また、普通建設事業の内訳につきましては、この資料の14ページ以降に記載をしておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

次に、一般行政費でございますが、1億9,439万7,000円、2.7%の減となりました。

まず、物件費につきましては、参議院議員選挙及び県議会議員選挙経費で増額となりますが、一部の物件費を維持補修費に組み替えたこと、それから各種事業経費の削減等により、全体として減額となっております。

また、維持補修費では、物件費からの組み替え分等で増額となっております。

次の、補助費等でございますが、16億5,813万2,000円、45.8%の大幅な減となっておりますが、宮城東部衛生処理組合、塩釜地区消防事務組合への負担金で増加しておりますが、下水道事業が企業会計から特別会計に移行することに伴いまして、補助費等から繰出金に移行するために大幅な減額となっております。

積立金につきましては、各基金から発生する利子が、金利の上昇基調を受けまして増額と見込んでいるところでございます。

投資及び出資金では、宮城県農業信用基金協会出資金、宮城県信用保証協会出捐金で減額となっております。

また、貸付金では商工組合中央金庫貸付預託金で減額となっているものでございます。

次に、繰出金でございますが、老人保健特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で増額となりますが、下水道事業会計が企業会計から特別会計に移行することに伴い、全体としては14億9,236万2,000円、168.9%の大幅な増額となっております。

最後の、予備費でございますが、これは緊縮型予算を受けまして、前年度補正後の予算とほぼ同額の計上でございます。

それから、次の8ページ、9ページには、歳出の款別・節別集計表を記載しておりますので、

次の、10ページ、それから11ページでございますけれども、歳出の款別・性質別の集計と、それぞれの財源内訳を記載しているところでございます。

また、12ページと13ページには、一般会計の歳入構成図、市税構成図、目的別歳出構成図、性質別歳出構成図を記載しております。

次の、14ページから18ページまでは、平成19年度に行う普通建設事業の内容を、多賀城市の将来都市像に沿って、補助事業費、単独事業費、県事業負担金、受託事業費に区分をいたしまして、それぞれの財源内訳と算出基礎を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次の、19ページでございますが、平成19年度の地方交付税算出資料を記載しておりますが、この表では、平成18年度の当初予算の額ではなくて、18年度の確定見込額との比較を行っているものでございます。

20ページでございますが、平成19年度借り上げ物品等に係る債務負担行為内訳表でございます。これは後ほど歳出予算で御説明を申し上げますが、資料4の6ページに、平成19年度において新たに債務負担行為を設定しているものを、第2表、債務負担行為として掲載しておりますが、そのうち、複数の課にわたる業務委託等につきましては、大枠での記載となっておりますので、内容につきましてはこの表でごらんいただきたいと思っております。

以上で、平成19年度の予算の概要について説明を終わらせていただきます。

- 人件費

- 昌浦委員長

次に、人件費について、総務部次長から一括説明を求めます。

- 佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、職員等人件費につきまして、一括説明させていただきます。

したがって、後に各課長等からあります会計別款項目に係る職員等人件費の説明は、省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、同じ資料9の21ページをお願いしたいと思います。

平成19年度人件費関係資料ですが、最初に、1の、会計別給与費等総括表を御説明申し上げます。

それでは、まず一般会計でございます。

職員数でございますが、常勤職員につきましては、本年度433人で、前年度と比較しまして14人の減となっております。これは定員適正化計画に基づきまして、退職者が新規採用職員を上回ったためのものでございます。

非常勤につきましては、本年度1,557人で前年度と比較しまして459人の増となっております。これは今年行われます9.1総合防災訓練に従事していただく交通安全指導隊員及び消防団員の任用に係る増が主な要因でございます。

次に、給与費でございます。報酬につきましては、議員報酬1億210万8,000円を含めまして、4億1,383万2,000円を計上し、対前年度比較で832万4,000円の増となっ

ております。これは、先ほど説明申し上げました 9.1 総合防災訓練等に係る交通安全指導隊員及び消防団員等の報酬の増によるものが主な要因でございます。

次に、給料でございますが、市長等の特別職分を含めまして 17 億 2,335 万 3,000 円を計上し、対前年度比較で 6,958 万 1,000 円の減額となっております。これは定員の 14 人減によるもののほか、特別職のうち、収入役分について、任期満了の 6 月分まで計上したことが主な要因となっております。

次に、職員手当等でございますが、市長等の特別職及び議員等を含めまして、9 億 8,224 万 9,000 円を計上しております。うち、議員の期末手当は 3,253 万 5,000 円となっておりますが、前年度と比較しますと総額で 4,599 万 1,000 円の減額となっております。これは定員の 14 人減によるもののほか、勤勉手当支給率の改定による減額、時間外勤務手当の削減、寒冷地手当等の廃止に伴う減額を合わせたものとなっております。

次に、共済費につきまして、市長等の特別職及び議員分を含めまして、共済負担金並びに非常勤職員の社会保険料として 5 億 720 万 3,000 円を計上しております。うち、議員分は 1,571 万 8,000 円となっておりますが、前年度に比較しまして総額で 294 万 1,000 円の増額となっております。これは定員の 14 人減によるもののほか、負担金の算定基礎となる勤勉手当支給率の改定、共済負担金財源率の改定並びに議員共済負担金財源率の改定による増額が主な要因でございます。

次に、退職手当組合負担金でございますが、3 億 3,532 万 5,000 円を計上しております。前年度に比較しまして 114 万 6,000 円の増額となっておりますが、これにつきましては定数の 14 人減によるもののほか、定年退職者 10 名分及び勸奨退職予定者の退職手当特別負担金の増額が主な要因でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計ですが、非常勤職 19 人分の人件費でございます。報酬は 1,992 万 6,000 円を計上し、対前年度比で 249 万 9,000 円の減額となっております。これはコンビニ収納の導入に伴い、納税勸奨員 1 人減としたためのものでございます。共済費は非常勤職員に係る社会保険料として 249 万 7,000 円を計上しております。

続きまして、老人保健特別会計ですが、非常勤職 1 人分の人件費でございます。報酬は 113 万 4,000 円計上し、対前年度比は同額となっております。共済費は、非常勤職員に係る雇用保険料として 2 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、介護保険特別会計でございますが、常勤職員 6 人分の給与費、共済費、退職手当組合負担金を計上しているほか、非常勤職の報酬と合わせまして 4,836 万 4,000 円を計上しております。前年度と比較しまして 1,068 万 9,000 円の増額となっておりますが、これは異動に伴う職員 2 名増及び非常勤職員の減員によるものでございます。

最後に、下水道事業特別会計でございますが、公営企業会計より移行しまして、常勤職 14 人分の給与費、共済費、退職手当組合負担金として 1 億 2,168 万 6,000 円を計上し、皆増となっております。

次に、22 ページをごらんいただきたいと思います。

2 の、会計別（款別）給与費等内訳表について御説明申し上げます。

なお、職員数につきましては、例年どおり常勤職のみ申し上げます。

初めに、一般会計でございます。

1 款議会費は 6 人で、これは前年度と変わりございません。報酬から退職手当組合負担金までの合計ですが、2 億 39 万 3,000 円を計上しております。

2 款総務費は、対前年度比で 8 人減の 128 人で計上しております。これは研修所及び宮城県土木部への派遣が終了したこと、市民課の窓口の職員 2 名をアウトソーシングしたこと及び総務部の組織改編に伴う定数の減によるものでございまして、合計で 10 億 7,575 万 5,000 円を計上しております。

3 款民生費は、対前年度比で 4 人減の 129 人で計上しております。これは介護保険特別会計に 2 人が異動、宮城県後期高齢者医療広域連合事務局へ 1 名派遣したこと及び労務職の退職によるものでございまして、合計で 11 億 2,769 万 1,000 円を計上しております。

4 款衛生費は、前年度と同様に 22 人で、合計で 1 億 7,428 万 9,000 円を計上しております。

6 款農林水産業費は、対前年度比で 1 人増の 10 人で計上しております。これは農政課の業務増により、定員増によるものでございまして、合計で 9,241 万 3,000 円を計上しております。

7 款商工費につきましては、前年度と同様に 7 人で、合計で 6,310 万 7,000 円を計上しております。

8 款土木費は、対前年度比で 2 人減の 46 人で計上しております。これは水道事業会計及び下水道事業特別会計への人事異動によるもので、合計で 4 億 560 万 1,000 円を計上しております。

9 款消防費は、職員数はゼロでございしますが、災害発生時に備えた時間外勤務手当 600 万円を含む 2,512 万 3,000 円を計上しております。

10 款教育費は、対前年度比で 1 人減の 85 人で計上しております。これは生涯学習課の定員 1 人増と、労務職の退職による 2 人減でございまして、合計で 7 億 9,759 万円を計上しております。

次の、特別会計につきましては、先ほど 21 ページでそれぞれ説明しましたので、省略させていただきます。

続きまして、23 ページをお開きいただきたいと思います。

3 の、会計別職員手当等内訳表でございしますが、この表の一番下の区分、本年度分の総計欄で説明させていただきます。

初めに、扶養手当でございしますが、支給対象職員数が 214 人で、3 人目以降の子等に係る扶養手当月額が 5,000 円から 6,000 円となった増額改定分を合わせまして、5,310 万 1,000 円を計上しております。

次の地域手当は、特別職、教育長を除く全職員分で、現下の厳しい財政状況をかんがみ支給率を前年度と同様 1%に据え置くこととし、1,957 万 5,000 円を計上しております。

時間外勤務手当につきましては、支給対象職員数が 386 人で 9,870 万 2,000 円を計上しております。これは平成 17 年度決算見込み対比で 30%の削減措置を講じまして、前年度と比較しまして 893 万 9,000 円の減額となっております。

管理職手当につきましては、支給対象職員数 63 人で 3,889 万 8,000 円を計上しております。前年度と比較しまして 244 万 9,000 円の増額となっておりますが、これは支給対象職員が下水道事業特別会計の 1 名を合わせて 5 人増となったことによるものでございます。

特殊勤務手当につきましては、前年度と比較しまして 98 万 9,000 円の減額となっております。日額で支給される防疫業務手当及び 1 回につき支給される行旅死病人取扱手当、月額支給の手当、つまり納税課に勤務する職員に対して支給していた税務手当、生活保護業務に従事する職員に対して支給していた福祉業務手当及び「太陽の家」に勤務する職員に対して支給しておりました療育指導手当を廃止したことによるものでございます。

次に、期末・勤勉手当につきましては、議員 22 人を含む 475 人分で、7 億 6,855 万 1,000 円を計上しております。前年度と比較しまして 151 万 5,000 円の増額となっておりますが、これは勤勉手当の支給率を 0.725 から勤務成績率の 0.71 としたことにより減、並びに下水道事業特別会計が公営企業会計から移行したことによる増が主な要因となっております。

次に、寒冷地手当につきましては、原則廃止でございますが、経過措置で支給されておりますが、経過措置に該当する 200 人分の 361 万 5,000 円を計上しております。

通勤手当につきましては、支給対象職員数が 311 人で 1,939 万 5,000 円を計上しております。

次に、住居手当につきましては、支給対象職員数が 97 人で 2,100 万 6,000 円を計上しております。

児童手当につきましては、支給対象職員数が 71 人で 780 万円を計上しております。前年度と比較しまして 144 万円増額としておりますが、これは 3 歳未満の第 1 子、第 2 子に係る支給月額が 5,000 円から 1 万円に改正されたことによるものでございます。

続きまして、24 ページをお願いします。

4 の、職員 1 人当たり給与費の状況について説明させていただきます。

これにつきましては、常勤の一般職の状況でございます。

なお、給与費とは、給料及び職員手当等を合わせたものでございます。

一般会計では、職員 1 人当たり 614 万 4,000 円でございます。

介護保険特別会計では、職員 1 人当たり 619 万 9,000 円となっております。

下水道事業特別会計では、職員 1 人当たり 675 万円となっております。

全会計の平均では 616 万 4,000 円となっております。平均において前年度と比較しまして 1 万 3,000 円の減額となっておりますが、これは時間外勤務手当の減及び勤勉手当の支給率の改定による減額などによるものでございます。

次に、5 の、職員 1 人当たり給与費等の状況でございますが、これは 1 月 1 日現在の職員制度の比較でございます。平成 19 年 1 月 1 日現在、行政職については、一般会計で平均給料月額が 33 万 6,042 円で、給料に職員手当等を含めた平均給与月額が 37 万 7,498 円となっております。なお、平均年齢は 44 歳 7 月となっております。

介護保険特別会計では、平均給料月額が 33 万 6,450 円で、平均給与額は 40 万 4,803 円となっております。なお、平均年齢は 43 歳 7 月となっております。

また、下水道事業会計では、平成 19 年 1 月 1 日は企業職ですが、平均給料月額が 34 万 7,585 円で、平均給与月額では 40 万 2,238 円となっております。なお、平均年齢は 46 歳 6 月となっております。

労務職については、全職員が一般会計で、平均給料月額が 28 万 7,626 円、平均給与月額では 30 万 6,861 円となっております。なお、平均年齢は 51 歳 10 月となっております。

最後に、6 の、級別職員数の状況でございますが、これも 1 月 1 日現在の職員数での比較でございます。平成 19 年 1 月 1 日現在、一般会計、介護保険特別会計の行政職及び下水道事業会計の企業職を合わせました合計で申し上げますと、7 級が 6 人で前年旧級等数でございます。6 級が 20 人で、前年 8 級と比較しまして 3 人の増となっております。5 級が 28 人で、前年 7 級と比較しますと 1 人の減でございます。4 級が 56 人で、前年 6 級と比較しまして 2 人の減でございます。3 級が 234 人で、前年の 4 級、5 級と比較しまして 5 人の増となっております。2 級が 47 人で、前年 3 級と同数でございます。1 級が 35 人で、前年の 1 級、2 級と比較しまして 8 人の減となっております。また、計が 426 人で、前年より 3 人の減となっております。

なお、級別の人数の異動につきましては、職員の採用、退職及び昇格のほか、各会計間の人事異動によるものでございます。

また、労務職につきましては、4 級が 1 人で、前年 5 級と同数でございます。3 級が 26 人で、前年の 3 級、4 級と比較しまして 1 人の減でございます。計 27 人で前年より 1 人減となっております。これにつきましては、退職によるものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の 56 ページをお開き願いたいと思います。

このページは、平成 19 年度下水道事業特別会計の当初予算の総括表でございます。ここでは、下水道事業会計が企業会計から特別会計へ移行したことによりまして発生します人件費分として、平成 18 年度企業会計清算分で、3 月分に係る時間外勤務手当の予算計上について説明をさせていただきます。

このページの下の方の表の歳出欄をごらんいただきたいと思います。

この表の欄の人件費のみの計上予算を説明させていただきます。

説明は、款項目、事務事業名、平成 18 年度企業会計清算分の順で確認したいと思います。よろしく申し上げます。

では、上から申し上げますと、1 款 1 項 1 目一般管理職員人件費として 63 万円、2 行下の、1 款 2 項 1 目雨水管理職員人件費として 18 万円、4 行下の、1 款 3 項 1 目賦課徴収職員人件費として 18 万円、2 行下の、1 款 3 項 2 目汚水管理職員人件費として 18 万円、それから 5 行下の、1 款 3 項 3 目水質規制費職員人件費として 18 万円、それぞれに計上しております。

以上の予算額が人件費分として、企業会計からの清算分としての予算が各科目へ計上されておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上で人件費の総括説明を終わらせていただきます。

○昌浦委員長

ここで休憩いたします。再開は 11 時 20 分にいたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○昌浦委員長

再開させていただきます。

● 歳出説明

○昌浦委員長

まず、歳出の方から各課長等の説明を求めます。

● 1 款 議会費

○熊谷議会事務局長

それでは、資料 6 の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の議会費から説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 2 億 2,147 万 7,000 円の計上でございます。

議会人件費は省略いたします。

次の、会議録作成に要する経費は 583 万 6,000 円で、本会議及び特別委員会等の会議録作成業務委託料でございます。

次の、議会報発行に要する経費は 220 万 7,000 円で、議会だより 4 回分の印刷等に係るものでございます。

次の、議員の報酬等の経費は 1 億 5,893 万 5,000 円で、前年度に比較して 516 万 6,000 円の増額であります。この主な要因は、4 節共済費において、議員年金共済制度が改正されたことに伴う負担率の変更で増額されたことによるものであります。

節ごとの主なものは、1 節報酬で 1 億 210 万 8,000 円、3 節職員手当等で 3,253 万 5,000 円のほか、4 節共済費では 1,571 万 8,000 円で、これはただいま申し上げましたように、議員年金制度改正がされたことに伴う負担率の変更で、前年度より 489 万 8,000 円の増額になってございます。

9 節旅費は 288 万 8,000 円で、常任委員会及び議会運営委員会等の視察調査等に係るもの、19 節負担金、補助及び交付金の 478 万 9,000 円は、各種協議会負担金及び政務調査費交付金であります。政務調査費では、議員活動の充実及び活性化を図ることから、先日の条例改正のとおり、議員 1 人当たり月額 1 万円を 1 万 5,000 円に増額してございます。

次の、議会事務に要する経費は 446 万 7,000 円で、その主なものは、9 節旅費、11 節需用費のほか、次のページをお願いいたします。14 節使用料及び賃借料の 158 万 7,000 円は、公用車借上料などでございます。

● 2 款 総務費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次、8 ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費で7億842万4,000円の計上でございますが、前年度対比で4,977万9,000円の減となっております。

人件費については、総括説明させていただきましたので、省略させていただきますが、1の、総務職員人件費中、12節役務費で256万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、平成19年度より市長公室への来客接待業務を人材派遣で対応することとしたことによるものでございます。

○佐藤工事検査室長

次に、2の、工事検査に要する経費でございますが、23万8,000円は経常経費でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、3の、一般庶務に要する経費で570万8,000円の計上でございますが、その主なものは、13節委託料の弁護士委託料159万1,000円、14節使用料及び賃借料の公用車等借上料79万7,000円及び23節償還金、利子及び割引料の287万2,000円でございます。

23節償還金、利子及び割引料につきましては、平成17年度に概算交付を受けておりました県移譲事務交付金と県経由処理交付金について、精算の結果、それぞれ返還金が生じるために計上したものでございます。

なお、前年度と比較しまして、経費全体で116万3,000円の減となっておりますが、その主な要因としましては、移譲事務交付金及び経由処理交付金の返還金が69万6,000円増加したものの、顧問弁護士委託料以外の弁護士費用に係る委託要件が減少し、168万5,000円の減となったことによるものであります。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、市民経済部内事業に要する経費316万3,000円の計上でございます。主なものは、次のページをお願いします。14節使用料及び賃借料で市民経済部所管の公用車9台分のリース代でございます。

○伊藤行政管理課長

次に、行政改革推進事業費の46万8,000円でございますけれども、すべて経常経費でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、6の人事管理費で575万2,000円の計上でございます。この主なものは、13節委託料で職員の給与・人件費等の計算業務委託等の405万7,000円、14節使用料及び賃借料で人事給与システム借上料の72万5,000円、19節負担金、補助及び交付金で職員採用試験負担金等の60万6,000円が主なものでございます。

なお、前年度と比較しまして、経費全体で67万3,000円の減となっておりますが、各節の精査によるものでございます。

次に、7の、職員衛生管理費で702万1,000円の計上でございますが、これは職員の基本健康診査業務委託と安全衛生管理に係る経常経費でございます。

なお、前年度と比較しまして 59 万円の増となっておりますが、法的に義務づけられました石綿、いわゆるアスベスト取り扱い業務従事者該当職員の健康診断業務も新たに含まれたためによるものでございます。

次に、8 の、福利厚生費で 380 万 4,000 円の計上でございます。その主なものは、職員の福利厚生に係る非常勤職員 2 名の人件費でございます。

なお、市長の施政方針にもありましたが、平成 18 年度同様、平成 17 年度決算ベースで職員親交会の補助金約 1,200 万円相当の全額削減を継続としております。

次に、9 の、職員研修に要する経費で 285 万 4,000 円の計上でございます。次のページをお願いします。その主なものは、13 節委託料 56 万 7,000 円で、これは民間専門講師をお願いしまして、育成評価者の研修を実施するための経費として、また、19 節負担金、補助及び交付金で 195 万 3,000 円でございますが、これは宮城県市町村自治振興センターへの運営負担金が主なものでございます。

なお、前年度と比較しまして、経費全体で 132 万 4,000 円ほど減額となっておりますが、その要因は、業務委託研修に係る委託日数の減、長期宿泊研修の見直しをしたことが主な要因でございます。

○鈴木市民活動推進室長

次に、協働によるまちづくり促進事業費 77 万 6,000 円でございますが、この主なものは、負担金、補助及び交付金 50 万円で、市民活動の促進と自立支援を目的といたしまして、前年度に引き続き助成するものでございます。

次に、高齢者（団塊の世代）地域活動支援事業費 55 万円ですが、これは 2007 年からいわゆる団塊世代の定年退職が段階的に始まるのを受け、この方々を含めた世代が持っております知識、経験等のノウハウを生かしながら、今後のまちづくりや地域づくりに、より多く参加していただくための動機づけとなるように取り組むものでございます。

主な内容といたしましては、同世代の活動現況調査、各種情報の提供、講演会やマッチングイベントの実施を考えております。

○鈴木秘書室長

次に、秘書に要する経費といたしまして 562 万 6,000 円を計上しております。主なものは、10 節交際費並びに 13 節委託料でございます。まず、10 節交際費につきましては、前年度より 30 万円減額し、250 万円を計上しております。次に、13 節委託料 96 万 3,000 円でございますが、これは賞状などの浄書をお願いしている業務委託料でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、2 目文書費で 943 万 6,000 円の計上でございます。前年度比で 347 万 2,000 円の減となっております。

1 の、文書事務に要する経費で 626 万 1,000 円の計上をしております。次のページをお願いします。その主なものは、11 節需用費の中の消耗品費、12 節役務費の通信運搬経費を初め文書発送、浄書、廃棄等、これら保存と文書管理に要する経常経費でございます。

次に、2 の、法令追録に要する経費で 238 万 2,000 円の計上でございますが、これは 11 節需用費の中の消耗品費のほか、13 節委託料で市の例規集のデータベース保守業務及び例規整備支援業務委託に要する経常経費でございます。

○大友会計課長

次に、3の、共通印刷に要する経費44万9,000円につきましては、市の名入り封筒及び市章入り賞状用紙の印刷代で、経常経費でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、4の、情報公開・個人情報保護に要する経費で34万4,000円の計上をしておりますが、これは情報公開制度、個人情報保護制度の運営に係る経常経費で、前年と同額を計上しております。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

3目広報広聴費2,016万4,000円の計上でございます。

初めに、市民相談に要する経費278万5,000円の計上で、これは市民相談及び法律相談業務に係る経費でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、2の、案内業務に要する経費で、12節役務費で237万2,000円の計上でございます。これは1階ロビーの案内業務を非常勤雇用から人材派遣で対応することとしたことによるものであります。

○内海企画課長

次に、3の、広報広聴事務に要する経費261万3,000円でございますが、その主なものは、8節報償費の200万8,000円は、県政だより配布謝礼、次のページをお開きください。11節需用費38万8,000円は、新聞代ほか消耗品等に係る費用でございます。

次に、4の、広報誌発行に要する経費で1,069万3,000円でございますが、その主なものは、11節需用費1,062万3,000円で、「広報たがじょう」の発行に係る印刷製本費のほか、フィルム代等資材用消耗品の費用でございます。

○伊藤行政管理課長

次に、5の、市ホームページの充実に要する経費170万1,000円でございますが、本市ホームページの作成、更新を本市の職員と人材派遣会社からの技術者とで行っておりますけれども、当該技術者の派遣手数料が主なものでございます。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次に、4目財政管理費でございますけれども、前年度とほぼ同額を計上しております。予算書印刷のための消耗品と財務会計システム保守点検等業務委託料が主なものでございます。

○大友会計課長

次に、5目会計管理費で318万5,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして120万8,000円の増となっております。これは指定金融機関による派出業務の、窓口開設手数料を計上したことによるものでございます。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

6目財産管理費では、対前年度44万円増の825万7,000円を計上しております。次のページをお願いいたします。

説明欄 1 の、契約事務に要する経費につきましては経常経費でございます。

説明欄 2 の、普通財産維持管理経費では、事務補佐員の任用を取りやめたことにより報酬を減額しておりますけれども、12 節役務費の保険料では、賠償責任保険の保険料 2 カ年分を計上していることにより増額となっております。これは、保険の効力発生が 4 月 1 日の午前 0 時からとなるわけでございますけれども、従来から前年度の 3 月に保険契約の申し込みを行い、新年度予算で執行しておりました。しかし、保険料の支出につきましては前金払いとされていること、さらに、保険加入申し込みをもって保険契約とする保険にあつては、前年度において予算措置を講じる必要があるため、平成 20 年度分の保険料を追加して計上しているものでございます。

次に、説明欄 3 の、公用車管理に要する経費でございますけれども、14 節使用料及び賃借料において、公用車の一括管理を進めるために、従来、秘書に要する経費に計上していた公用車のリース料を、一括計上したために増額となっております。

次に、7 目庁舎管理費でございますけれども、対前年度 270 万 7,000 円減額の 8,425 万 4,000 円を計上しております。主な減額項目でございますけれども、前年度実績見込みを踏まえ、11 節需用費の光熱水費で 67 万 2,000 円、それから 13 節委託料の施設維持管理等業務委託で 104 万 3,000 円を減額しております。さらに、14 節使用料及び賃借料の玄関マット借上料では、広告入りマットを導入することにより、60 万円の減額を見込んでいます。

○内海企画課長

20 ページをごらんいただきたいと思います。

8 目企画費で 1,699 万 7,000 円を計上してございます。

まず、1 の、公共交通に要する経費で 1,197 万 7,000 円の計上でございますが、13 節委託料 71 万 7,000 円は、ユーアイバス乗降調査業務の委託料、19 節負担金、補助及び交付金 1,113 万 8,000 円は東部線及び七ヶ浜循環線に係るバス路線運行負担金のほか、広域バス運行維持対策費補助金等でございます。

次に、2 の、土地利用規制に要する経費 10 万 3,000 円につきましては、事務処理に係る経常経費でございます。

次に、3 の、中心市街地活性化事業に要する経費 114 万 3,000 円でございますが、その主なものは、19 節負担金、補助及び交付金 82 万 5,000 円で、株式会社「まち・みらい多賀城」が実施します中心市街地活性化のための事業に対する補助金でございます。

4 の、男女共同参画推進事業費 2 万 6,000 円につきましては、事務処理に係る経常経費でございます。

次に、5 の、国際交流推進事業費 57 万 3,000 円は、その主なものは、19 節の県及び市の国際交流協会に対する負担金及び補助金でございます。

次に、6 の、友好都市交流推進事業費 8 万 8,000 円は、当該事業に係る旅費を計上してございます。

次に、7 の、プロジェクト事業化に要する経費 10 万円でございますが、当該事務に係る事務経費を計上してございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

8 の、行政経営調整に要する経費 229 万 6,000 円でございますが、その主なものは、12 節役務費 36 万 8,000 円は、事務事業成果指標調査に係る郵送料、13 節 144 万 9,000 円は、目標による管理の職員研修実施に係る業務委託料でございます。

次に、9 の、広域行政事務に要する経費 51 万 2,000 円でございますが、19 節で仙台都市圏広域行政推進協議会ほかに係る負担金 44 万 2,000 円がその主なものでございます。

次に、10 の、地域振興に要する経費 17 万 9,000 円でございますが、財団法人地域活性化センター負担金ほか事務処理に係る経常的経費でございます。

○伊藤行政管理課長

次に、9 目電子計算費で、情報化の推進に要する経費 1 億 3,316 万 3,000 円でございますが、主なものは、ホストコンピュータほか関連機器の賃借料ほか保守管理委託料及び業務管理委託料と、パソコン端末更新に係る備品購入費及び廃棄処分に要する費用でございます。

なお、前年度と比較して 403 万 4,000 円の減額となっておりますが、その主なものは、消耗品費及び電算業務管理委託料の減やパソコン更新単価の減によるものでございます。

○伊藤交通防災課長

それでは、24 ページをお開き願います。

次に、10 目交通安全対策費で 1,611 万 1,000 円の計上でございます。

1 の、交通安全推進に要する経費といたしまして、1 節報酬 1,218 万 9,000 円につきましては、事務補佐員報酬及び交通安全指導隊員の年額報酬と出勤報酬でございます。4 節共済費 34 万 1,000 円につきましては、事務補佐員に係る社会保険料等でございます。8 節報償費 188 万 7,000 円につきましては、交通安全指導隊員の退職報償金でございます。11 節需用費 110 万 2,000 円につきましては、主に交通安全啓発用品の購入費となっております。19 節負担金、補助及び交付金の 44 万 1,000 円ですが、これは交通安全協会多賀城市連合支部などの交通安全推進 3 団体に対する補助金が主なものでございます。

次に、11 目防犯対策費で 865 万 2,000 円の計上でございます。

1 の、防犯対策に要する経費の主なものといたしましては、19 節負担金、補助及び交付金の 841 万 3,000 円につきましては、防災対策推進 5 団体に対する負担金等と防災街路灯の維持管理に対する補助金でございます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、12 目財政調整基金費、次の 13 目史跡のまち基金費でそれぞれ増額計上させていただいております。金利が上昇基調にございますので、増額を見込んでおります。

また、次のページでございますけれども、14 目市債管理基金費では、これは過去に高い金利設定で預け入れしていたものでございますけれども、それがその協定期間が終了することにより、利子として減額が見込まれるため減額をいたしております。

これらの基金費は、各基金から生じる利子を、それぞれの基金に戻すための項目でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次、15目諸費で4,232万9,000円の計上で、前年度対比169万2,000円の増となっております。

1の、地区集会所建設等に要する経費で797万1,000円の計上でございます。その主なものは、14節使用料及び賃借料の133万8,000円で、浮島会館ほか3件の集会所用地の賃借料でございます。また、19節負担金、補助及び交付金で612万1,000円でございますが、これは向山集会所ほか2カ所の修繕に要する経費でございます。

なお、地区集会所関連で報告させていただきますと、宮城県建築士会仙台東支部からの御協力により、平成18年度は4カ所の耐震診断を実施していただいております。

次に、2の、自治振興に要する経費で3,291万8,000円を計上しておりますが、これは区長報酬や自治振興交付金の経常経費でございます。

○鈴木秘書室長

次に、市政功労者表彰式典に要する経費といたしまして、144万円を計上させていただきます。主なものは、8節報償費97万7,000円でございますが、これは市政功労者と感謝状贈呈者の記念品購入代でございます。

○坂内税務課長

次の28ページをお願いいたします。

2款2項1目税務総務費2億2,253万8,000円でございます。前年度より782万円の減は、職員人件費の減が主なものでございますので省略させていただきます。

固定資産評価審査委員会に要する経費は委員報酬が主なものでございます。

2目賦課徴収費8,182万8,000円でございます。前年度と比較しますと1,056万7,000円の増となっております。

1、住民税賦課に要する経費2,921万1,000円でございます。前年度に比べ1,719万1,000円増額となっておりますが、これは住民税システムの充実に要する経費が、平成18年度システム導入事業が終了したことから、平成19年度から本事業に住民税システム借上料といたしまして869万4,000円を組み入れたことによるものです。

住民税関係業務委託で、税制改正対応システム改修分の760万円などが主なものでございます。

主な経費といたしましては、11節需用費で254万5,000円、これは納税通知書、申告書等の印刷製本費でございます。12節役務費で321万8,000円、これは納税通知書などの郵送料でございます。13節委託料で1,270万3,000円、これは住民税関係業務委託料で給与支払報告書、それから公的年金報告書等のデータパンチ料でございます。14節使用料及び賃借料869万4,000円でございますが、これは住民税システム借上料でございます。

2、固定資産税・軽自動車税賦課に要する経費1,846万4,000円で、前年度に比べ343万8,000円の増額となっております。これは13節委託料の固定資産税関係業務委託のうち、一つは、平成21年度評価がえに向けまして、3年に1度の航空写真撮影業務などで133万9,000円、もう一つは、固定資産税路線価鑑定評価業務で138万8,000円の増額となったものでございます。これは平成18年度から20年度までの債務負担行為の支出額の割合が30対40対30によるものが主なものでございます。

主な経費といたしまして、11 節需用費で 174 万 7,000 円、固定資産税、軽自動車税などの納税通知書、それから償却資産の申告書などの印刷製本費でございます。12 節役務費で 221 万 5,000 円、郵送料でございます。13 節委託料で 1,402 万 7,000 円、固定資産税関係業務委託料でございます。

○澁谷納税課長

3、市税徴収に要する経費 3,230 万 5,000 円ですが、次のページをごらんいただきたいと思います。この内容につきましては、昨年まで臨戸徴収支援システム導入に要する経費が別途項目としてありましたけれども、平成 19 年度からこの中に含めまして計上しております。

また、今回新たにコンビニ収納を導入することにより、手数料約 120 万円を見込んでおり、その他はほとんど昨年同様経常経費であります。

○坂内税務課長

4、市税賦課事務に要する経費 184 万 8,000 円でございます。これは税務証明などに要する経常経費が主なものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いします。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は 1 億 2,029 万 5,000 円の計上で、前年度比 1,059 万 4,000 円の減となっております。

1 の、戸籍住民基本台帳職員人件費中、12 節役務費で 526 万 6,000 円を計上させていただいております。これは関連としまして今議会の補正予算にも計上し、審議をいただいた上で、御承認をいただいているところでございますが、窓口等のアウトソーシング化の一環として、平成 19 年度から市民課窓口業務の一部を人材派遣で対応することとしたことにより、実質 2 名分の予算計上をするものでございます。

○本郷市民課長

2 の、戸籍事務に要する経費として 109 万円でございますが、前年度比で 78 万 1,000 円の減となっております。これは参考図書追録の中止及び消耗品の見直しによる減でございます。

3 の、自動交付機管理に要する経費 1,771 万 8,000 円でございますが、その主なものは、14 節自動交付機の借上料でございます。

4 の、住民基本台帳ネットワークシステムに要する経費として 66 万 9,000 円でございますが、前年度比で 66 万 7,000 円の減となっております。これは 3 年の機器借り上げ期間満了に伴い、再リースとしたための減でございます。

5 の、戸籍の電算化事業に要する経費で 2,326 万 3,000 円でございますが、主なものは、13 節戸籍電算処理システム化事業業務委託料とそのシステム保守料でございます。

6 の、住民基本台帳事務に要する経費として 94 万 1,000 円でございますが、経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

7の、印鑑登録事務に要する経費として58万8,000円、8の、外国人登録事務に要する経費として17万8,000円、9の、住居表示事務に要する経費として3万7,000円を計上しておりますが、いずれも経常経費でございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

36ページをお願いします。

4項1目選挙管理委員会費で2,975万1,000円を計上しております。

1の、職員人件費につきましては、省略をさせていただきます。

2の、選挙管理委員会に要する経費と3の、一般事務に要する経費、それに、次の2目選挙啓発に要する経費につきましては、経常経費でございます。

3目参議院議員選挙費2,463万7,000円につきましては、7月28日で任期満了となります参議院議員通常選挙に係る執行経費でございます。

次のページをお願いします。

4目県議会議員選挙費1,742万1,000円は、4月29日で任期満了となります県議会議員選挙に係る執行経費でございます。

次のページをお願いします。

5目市議会議員選挙費3,354万円につきましては、4月30日で任期満了となります市議会議員選挙に係る執行経費でございます。

次の、市長選挙については、廃目でございます。

○内海企画課長

次の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

5項1目統計調査総務費で1,123万円の計上でございます。

職員人件費のほか、2の、統計調査事務に要する経費42万5,000円は、多賀城市統計調査研究会等への補助金ほか経常的費用でございます。

次に、2目委託統計調査費で393万8,000円の計上でございます。工業統計調査、就業構造基本調査等委託統計に係る調査員、指導員の報酬がその主なものでございます。

○庄司監査委員事務局長

次のページをお開きください。

6項1目監査委員費2,866万1,000円の計上でございますが、職員人件費のほか、監査委員に要する経費及び一般事務に要する経費はともに経常経費でございます。

● 3款 民生費

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、46ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費におきまして4億1,507万4,000円の計上でございます。

1 の、職員人件費は省略させていただきます。

2 の、民生児童委員等に要する経費で 446 万 4,000 円でございます。主なものは、8 節報償費で 417 万 6,000 円でございます。これは民生委員 80 名に係る報償金でございます。

3 の、社会福祉協議会に要する経費で 3,815 万 9,000 円、これは事務局職員 7 名分の人件費及び福祉 7 団体の育成助成金等の補助金でございます。

なお、前年度より 1,902 万 8,000 円ほど減額になっております。これは「福祉工房のぞみ園」の運営形態を、ことしの 1 月から、障害者自立支援法による訓練等給付のサービスへ移行したことにより、「のぞみ園」の職員 5 名分の人件費が不要になったことによるものでございます。

4 の、社会福祉団体に要する経費で 116 万円、これは更生保護協議会及び献血推進協議会に対する補助金でございます。

5 の、社会福祉に要する経費 542 万 1,000 円につきましては、経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

6、医療費給付事務に要する経費で 391 万 9,000 円でございます。この医療費給付事務につきましては、前年度までは非常勤職員による事務の執行を行ってまいりましたが、事務の効率化等を図るため、医療給付業務委託とするものでございまして、3 名に係る委託料であります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目障害者福祉費で 3 億 8,172 万 5,000 円の計上でございます。障害者自立支援法が平成 18 年 10 月から完全施行されたことに伴い、前年度までは四つの目に分かれておりましたが、整理統合し、障害者福祉費といたしました。

1 の、障害者自立支援給付費で 3 億 3,640 万 4,000 円、その主なものは、14 節使用料及び賃借料の福祉サービスシステム借上料として 400 万円、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害福祉サービスの給付費に係る請求支払い事務が平成 19 年 10 月から国保連合会を通して行うこととなっております。それに伴い、障害福祉サービスの受給者の情報及び給付費情報を国保連合会と回線を結び、電子データで送受信することとなり、そのための電算システムの借上料でございます。

19 節負担金、補助及び交付金で 290 万 6,000 円、これは 2 市 3 町で実施しております障害者認定審査会負担金 49 万円と、重度の知的障害者が施設へ通所し、職員を加配している場合の特別処遇加算費補助金として 3 人分 117 万 8,000 円、社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金で 123 万 8,000 円でございます。これは低所得者に対する施設利用者負担額の軽減制度分の補助金でございます。

20 節扶助費で 3 億 2,883 万円でございます。福祉サービス費で 3 億 860 万 1,000 円でございます。

大変申しわけございませんけれども、資料 9 の 38 ページをお開きいただきたいと思います。

その社会福祉課関係資料で御説明をいたします。

その中の1、介護給付費の施設支援の種別の欄に記載されております身体障害者療護施設（入所）となっております。から下の方の知的障害者更生施設（通所）までの6施設の小計で、73名分で1億5,938万5,000円でございます。その下の方の、在宅サービスでは、66名分で4,618万1,000円、合計で139名分で2億556万6,000円となっております。

右側の39ページをごらんいただきたいと思います。

2の、訓練等給付費では、75名分で1億299万円、3の、サービス利用計画作成費1名分で4万5,000円。

福祉サービス費の合計は、215名分で3億860万1,000円となっております。

済みません、また資料6の49ページにお戻りいただきたいと思います。

福祉サービス費の激変緩和措置分として市独自に行っております軽減で、平成19年度は利用者負担月額限度額基準の2分の1に軽減するもので、114名分の267万4,000円でございます。次の更生医療給付費では306件分で809万5,000円でございます。補装具費では94件分で946万円でございます。

2の、地域生活支援事業費で4,532万1,000円でございます。その主なものは、1節報酬の676万円は、保健師、手話通訳者及び精神障害者小規模作業所、コスモスホールでございます。の指導員等の非常勤職員の報酬でございます。

13節委託料のうち、相談支援業務委託の500万円は、平成18年10月から身体障害者及び知的障害者に係る相談支援業務を委託しておりましたが、平成19年度からは精神障害者に係る相談も含めて業務委託するものでございます。

20節扶助費で3,145万9,000円でございます。給付費等で977万8,000円、これは後ほど資料にて御説明いたしますが、地域生活支援事業給付費でございます。身体障害者用自動車改造費等助成金が1件分で10万円です。障害者自動車等燃料費助成金で500円の燃料チケットは2万3,566枚分として1,178万3,000円でございます。次の51ページをお願いいたします。福祉タクシー助成金で、600円のチケットが1万5,142枚分として908万6,000円でございます。次、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金で63万6,000円が主なものでございます。

申しわけございませんが、再度、資料9の39ページをお願いいたします。

4の、地域生活支援事業給付費といたしまして、日常生活用具給付で764件で846万4,000円、次の、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等の合計で977万8,000円でございます。

一番下の方の、5の、障害者自動車等燃料及び福祉タクシー助成金でございますが、今年度までは身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1、2級及び特定疾患受給者等の交付を受けております1,219名の方を対象としておりましたが、平成19年度に身体障害者手帳3級のうち、下肢障害の方95名及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法者の方14名の合わせて109名の方を対象者として加えまして、合計で1,328名となります。その際、限られた財源の中で実施することとなりますことから、自動車等燃料助成につきましては、月に2,000円助成しておりましたが、19年度からは月1,500円に減額となりますことを御理解願います。

申しわけございませんが、再度、資料6の50ページをお願いいたします。

3目福祉手当費で 2,378万 6,000円の計上でございます。主なものは、20節扶助費で 2,374万 8,000円、これは特別障害者手当で延べ 748人分で、障害児福祉手当が延べ 240人分でございます。経過的福祉手当で延べ 36人分でございます。

○昌浦委員長

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

ここで、委員の皆様にあらかじめ委員長の方からお諮りしたいことがございますので、しばしお耳の方を拝借したいと思います。

今委員会の初日なのですが、昨年と比べて約20分おくれております。それから、昨年は5時24分に終了していると。こういう状況をかんがみますと、少し短縮して進めていかなければならないので、休憩を10分にしてどんどん進めていった方がよろしいものなのか、その辺をちょっとあらかじめ御意見を、午後の前に聴取させていただきたいと思うのですが。私の方としましては、今の説明の方を早くしていただきながら、10分ぐらいでどんどん進めていきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

では、午後からはそのように進めていきたいと思いますので、理事者の方もよろしく願いいたします。

午後0時01分 休憩

午後0時59分 開議

○昌浦委員長

それでは再開いたします。

午前に引き続き説明をお願いいたします。

○松戸介護福祉課長

それでは、資料6の50ページをお願いいたします。

3款1項4目老人福祉費で 7,748万 1,000円でございます。

まず、1の、老人憩の家管理に要する経費 43万 2,000円でございます。主なものは、13節委託料 30万 6,000円で、清掃業務の委託でございます。

2の、老人福祉施設管理運営に要する経費 2,153万 9,000円でございますが、これは老人福祉センター及び屋内ゲートボール場の2施設に係る管理費でございますが、社会福祉協議会を指定管理者としているものでございます。

3の、老人クラブ助成に要する経費で 232万 9,000円でございます。これは多賀城市老人クラブ連合会に対する補助金で、26クラブ、1,516名に対する補助金でございます。

4の、敬老会に要する経費 1,300万円で、前年度より 150万 8,000円の増額でございます。これは敬老会対象者の増加が主な要因でございます。予算の主なものは、8節報償費で 1,293万 1,000円でございますが、77歳以上の敬老会対象者は、昨年より 425名増加し

て、3,577名を見込んでおり、敬老祝金の対象者であります77歳の方は428名、88歳の方は109名を見込んでおります。また、特別敬老祝金は13名分の230万円を見込んでおります。その他は経常経費でございます。

次に、5の、移送サービスに要する経費339万6,000円でございます。主なものは13節委託料338万5,000円で、社会福祉協議会への委託料でございます。前年度より45万3,000円減額しておりますが、これは昨年度、移送車両の修繕料として65万円ほど計上していたための減額でございます。

次のページをお願いいたします。

6、おむつ支給事業に要する経費で502万1,000円でございます。主なものは20節扶助費で499万5,000円で、154名の利用者を見込んでおります。

次の、7、はり、きゅう、マッサージ等の助成に要する経費32万円でございます。86名分の利用対象者の約62%の利用を見込んでおります。

次に、8、配食サービス事業に要する経費203万5,000円でございます。主なものは13節委託料203万円で、年間およそ6,150食を見込んでおります。

次に、9の、老人福祉に要する経費で709万9,000円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金で特別養護老人ホーム多賀城苑建設負担金441万円、同じく松島町の特別養護老人ホーム長松苑建設負担金268万9,000円でございます。

次に、10の、老人保護施設措置に要する経費で960万4,000円でございますが、前年度より254万3,000円の減額でございます。これは昨年度より入所者が2名減ったものでございます。主なものは20節扶助費で、入所者3名分として960万2,000円を見込んでおります。

次に、11、家族介護支援レスパイト事業に要する経費41万2,000円でございます。13節委託料で短期入所サービス70日分を見込んでおります。

○鈴木介護支援室長

次に、12、お元気ですか訪問事業に要する経費304万8,000円ですが、その主なものは13節委託料304万円で、社会福祉法人千賀の浦福祉会への委託料でございます。

○松戸介護福祉課長

次の、13、ひとりぐらし高齢者対策事業に要する経費で599万円でございます。前年度より155万6,000円の減額でございますが、NTT方式を廃止し、全部を業務委託方式にしたことなどによる減額でございます。予算の主なものは、8節報償費で33万円でございますが、これは110名分の協力員に対する謝金でございます。また、13節委託料で557万7,000円でございますが、146台分の業務委託料でございます。

次に、14、高齢者日常生活用具給付等に要する経費で16万円でございます。次のページをお願いいたします。これは、20節扶助費で電磁調理器2台、火災報知器1台、自動消火器2台、老人用電話設置費1台分を見込んだものでございます。

次に、15の、高齢者等住宅増改築整備資金融資あっせん事業に要する経費で8万6,000円でございます。利用者2名分の利子補給に係るものでございます。

ここで、資料4の6ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。上から五つ目でございますが、高齢者等住宅増改築等整備資金の融資に対する利子補給でございます。期間が平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間で、限度額は当該融資額に対する契約利率に相当する額でございます。

また、その下の欄でございますが、高齢者等住宅増改築等整備資金の融資に伴う損失補償でございます。期間は平成 19 年度から 29 年度までで、限度額は当該融資額の 1 割に相当する額とする債務負担を設定するものでございます。

資料 6 の 55 ページにお戻り願います。

16 の、軽度生活援助事業に要する経費 301 万円で、前年度より 44 万 4,000 円の増額でございます。これは利用人数の増加によるものでございます。主なものは 13 節委託料 296 万 9,000 円でございますが、シルバー人材センターへの委託料で、82 名分 4,229 時間の利用を見込んでおります。

○鈴木国保年金課長

5 目国民年金事務費で 1,985 万 7,000 円の計上でございます。

1 の、国民年金事務職員人件費につきましては省略いたします。

2 の、基礎年金事務に要する経費で 205 万 9,000 円でございます。これは年金事務に係る非常勤職員 1 名分の人件費でございます。そのほかは経常経費であります。

6 目国民健康保険事業繰出金で 2 億 6,049 万 4,000 円の計上でございます。これは国民健康保険事業に係る制度繰出金であります。詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

7 目長寿社会対策基金費でございますけれども、金利動向を踏まえ、増額を見込んでおります。

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

8 目介護保険対策費で 3 億 6,246 万 1,000 円でございます。

1、要介護認定事務に要する経費 952 万 8,000 円につきましては、認定調査委員 3 人分の非常勤の人件費でございます。

2 の、生活困難者に対する利用負担減免措置事業に要する経費 81 万 2,000 円でございます。昨年度より 124 万 8,000 円の減額でございますが、これは制度改正により対象者が減少したことによるものでございます。その主なものは 19 節負担金、補助及び交付金 80 万 4,000 円で、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設の 4 サービスについて、低所得者の介護サービス利用料を減免するものでございます。

次に、3 の、訪問介護利用者負担の軽減対策事業に要する経費 24 万 8,000 円でございますが、昨年度より 130 万 8,000 円の減額でございます。その主なものは 19 節負担金、補助及び交付金で 23 万 6,000 円で、これは 65 歳以上の障害者で、年齢到達前 1 年間無料で訪問介護を利用していた方の利用料を 3%に軽減するものでございますが、これがことし 6 月から 6%に改定されるものでございます。

4の、介護保険事業に要する経費で3億5,187万3,000円でございます。これは介護給付費等の市負担分及び事務費分を特別会計に繰り出すものでございます。詳細は介護保険特別会計で御説明申し上げます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の欄の身体障害者福祉費、知的障害者福祉費、障害者福祉自立支援給付費、障害者地域生活支援費の四つの目につきましては、先ほど御説明いたしましたように、廃目とさせていただきます。

○伊藤こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費で13億2,425万6,000円の計上でございます。

1の、職員人件費については省略いたします。

2の、家庭児童相談室に要する経費425万5,000円でございますが、家庭相談員2名の人件費が主なものでございます。

3の、児童福祉施設事務に要する経費185万6,000円でございますが、これは公立6保育所に係る経常経費でございます。

4の、児童手当支給事務に要する経費5億140万2,000円でございます。前年度と比較して2,229万9,000円の増額ですが、これまでは第1子、第2子が月額5,000円で、第3子から月額1万円の支給であったわけでございますが、今年4月からは、ゼロ歳から2歳までの第1、第2子について5,000円が加算され、月額1万円の支給となることによるものでございます。加算分の対象人数を1,350人と見込んでおります。

主なものは20節扶助費で、被用者・非被用者及び特例給付に係る延べ7万7,652人分の扶助費でございます。

5の、児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務に要する経費といたしまして2億6,148万7,000円でございます。この主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。13節委託料の246万8,000円で、児童扶養手当事務システムの保守点検業務委託料でございます。次に、20節扶助費で2億5,878万8,000円でございますが、全部支給者延べ3,773名、一部支給者延べ2,742名分に係る扶助費でございます。

次に、2目保育運営費で5億5,685万2,000円の計上でございます。

まず、1の、市立保育所施設整備事業費で1,895万9,000円の計上でございますが、13節委託料の635万2,000円につきましては、施設耐震改修設計業務委託として鶴ヶ谷保育所、笠神保育所、桜木保育所の3施設を行う予定で430万1,000円、また、施設耐震診断業務委託の106万9,000円とガラス飛散防止フィルム張りつけ業務委託の98万2,000円につきましては、あかね保育所を行うものでございます。

15節工事請負費で1,260万7,000円でございますが、耐震診断が終了している鶴ヶ谷保育所と笠神保育所の耐震改修工事を行うものでございます。

次に、2の、市立保育所運営管理に要する経費2億3,695万3,000円でございますが、これは公立6保育所に係る経費でございます。前年度と比較いたしまして8,460万3,000

円の増額につきましては、あかね保育所がこれまでの指定管理から直営になったことによるものが主な要因でございます。

まず、1節報酬で5,887万4,000円、これは非常勤保育士が23名、用務兼調理補助員が8名、パート保育士5名分が主なものでございます。

次に、7節賃金で、産休代替保育士5名、調理員2名を見ており、2,505万円でございます。

11節需用費で6,882万9,000円でございますが、公立6保育所に係る賄い材料費が主なものでございます。13節委託料の6,803万5,000円でございますが、昨年10月から行っているあかね保育所の保育業務及び調理業務委託が主なものでございます。

次のページをお願いします。

3の、特別保育事業に要する経費1,878万8,000円でございますが、これは大代保育園、泉保育園、浮島保育所で行う延長保育、地域保育活動、乳児保育、障害児保育に係る補助金でございます。他市町村の補助の状況も参考にして、一部見直しをさせていただいております。

4の、認可外保育所運営費補助に要する経費668万6,000円でございますが、これは市内の認可外保育所に係る補助金で、1カ所増の計8カ所分でございます。これにつきましては、他の市町を参考に、3歳以上児に係る補助額を一部見直しをしております。

次に、5の、私立保育所運営費負担に要する経費2億6,422万3,000円でございます。これは泉保育園、大代保育園、浮島保育所の通常保育に係る運営費負担分と補助金でございます。

次に、6の、地域保育活動事業に要する経費47万8,000円でございますが、公立6保育所の地域保育活動に要する経費でございます。

7の、たがじょう子ども生活塾事業に要する経費として248万1,000円の計上でございます。これは新規事業でございますが、小学生を対象として、夜間、家に帰っても、親が仕事で不在の家庭の児童を、親が帰宅するまでの間、面倒を見ていただける方の自宅で、遊びや生活指導などを行ってもらいながら過ごし、場合によっては食事の提供などもしてもらえるような子ども生活塾を平成19年度中に実施するための経費でございます。

その主なものは、1節報酬179万4,000円で、非常勤職員1名分の人件費でございます。その他は準備や実施に要する経費でございます。

次に、8の、子育てサポートセンター運営管理に要する経費528万7,000円でございますが、その主なものは、1節報酬217万9,000円で、これは非常勤職員1名分の人件費でございます。次のページをお願いいたします。15節工事請負費95万円でございますが、これは屋根の防水工事を実施するものでございます。その他は運営管理に要する経常経費でございます。

9の、子育てサポートセンター事業に要する経費35万3,000円につきましては、事業に要する経常経費でございますので、省略させていただきます。

次に、10の、ファミリーサポート事業費264万4,000円でございますが、その主なものは非常勤職員1名分の人件費でございます。その他は事業に係る経常経費でございます。

次に、3目児童館管理費で707万3,000円の計上でございます。

1 の、児童館運営管理に要する経費 668 万 9,000 円でございますが、その主なものは、1 節報酬で非常勤職員 1 名の 185 万 4,000 円、それから、次のページをお願いいたします。13 節委託料で 273 万 4,000 円、これは清掃業務委託や、それから、今回、施設の耐震診断を実施することにいたしております。

2 の、児童館の行事に要する経費 38 万 4,000 円でございますけれども、これらは経常経費につき省略させていただきます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4 目心身障害児通園事業費で 2,748 万 1,000 円の計上でございます。

1 の、太陽の家施設運営管理に要する経費で 2,633 万 2,000 円の計上でございます。主なものは、1 節報酬で内科・歯科の嘱託医並びに非常勤職員 7 名分の報酬として 1,293 万 9,000 円でございます。7 節賃金で、産休及び育休に係る代替児童指導員 1 名分の 193 万 5,000 円でございます。8 節報償費では心理相談員、言語・聴覚士、作業療法士へのおのおの 24 回分の謝金として 112 万 3,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。13 節委託料で 540 万 6,000 円でございます。これは施設維持管理等業務委託料として警備保障業務ほか 8 業務で 203 万 9,000 円でございます。給食の提供業務委託料としまして月 1,247 食の、単価は 225 円でございます、336 万 7,000 円でございます。なお、前年度より 563 万円増額になっておりますのは、障害児保育に対応するために、非常勤の児童相談員を 1 名増員したことと、産休・育休に対する臨時職員に係る人件費を増額したことによるものでございます。

2 の、おひさまひろば運営管理に要する経費で 114 万 9,000 円の計上でございます。主なものは、8 節報償費では心理相談員、作業療法士、言語・聴覚士へのおのおの 24 回分の謝金等として 106 万 1,000 円の計上でございます。

○伊藤こども福祉課長

次に、5 目母子福祉費で 2,145 万 6,000 円の計上でございます。

1 の、助産施設入所に要する経費 133 万 5,000 円でございますが、20 節扶助費で助産施設に入所した場合の 3 名分の措置費を見ております。

○鈴木国保年金課長

2、母子・父子家庭医療費支給に要する経費で 2,012 万 1,000 円でございます。主なものは、20 節扶助費の母子・父子家庭医療費助成金 1,976 万 1,000 円でございます、対象者を 1,518 人と見込んでおります。

○伊藤こども福祉課長

6 目留守家庭児童対策費で 3,524 万 3,000 円の計上でございます。

1 の、放課後児童健全育成事業に要する経費でございますが、これは施設運営管理に要する経費で、主なものは、1 節報酬で 6 施設 26 名分の指導員報酬 2,979 万 9,000 円でございます。今回、入級児童が増加しているあざみ学級、これは山王小学校でございます。あともみじ学級、城南小学校でございますが、そちらの方に指導員をそれぞれ 1 名増員するものでございます。

次のページをお願いいたします。14 節使用料及び賃借料の 172 万 2,000 円につきましては、昨年建てかえをいたしましたすみれ学級の建物借上料が主なものでございます。その他は経常経費につき省略させていただきます。

○鈴木国保年金課長

7 目乳幼児等医療対策費で 1 億 9,763 万円の計上でございます。

まず、1、乳幼児医療費支給に要する経費で 8,150 万 2,000 円でございます。これは 3 歳未満児の入院と外来及び 3 歳児から小学校就学前の入院に係る分であります。主なものは 20 節扶助費の乳幼児医療費助成金 7,898 万 9,000 円でございます。対象者を 3,516 人と見込んでおります。

次に、2、対象年齢拡大事業費で 2,041 万円でございます。これは乳幼児医療費助成拡大分でございます。3 歳児の外来に係る分として対象者を 516 人と見込んでおります。

3、心身障害者医療費支給に要する経費で 9,449 万 7,000 円でございます。主なものは 20 節扶助費の心身障害者医療費助成金 9,383 万 8,000 円でございます。対象者を 998 人と見込んでおります。

次の、4、国民健康保険特別会計繰出金で 122 万 1,000 円でございます。これは乳幼児医療費助成制度に係る繰出金でございます。前年度に比較しての減額の理由は、制度の現物給付化に伴いまして、医療費分を一般会計に一本化したことによるものであります。計上の金額は乳幼児医療費助成事業運営強化補助金であります。

○伊藤こども福祉課長

8 目児童センター管理費で 594 万 5,000 円の計上でございます。

1 の、児童センター運営管理に要する経費 549 万 1,000 円でございますが、主なものは、1 節報酬で 185 万 8,000 円、これは非常勤職員 1 名分でございます。次のページをお願いいたします。13 節委託料で 171 万 1,000 円でございますが、清掃業務委託等に係るもの、また遊戯室のガラス飛散防止措置を行うものでございます。

2 の、児童センターの行事に要する経費 28 万 9,000 円につきましては、経常経費につき省略いたします。

3 の、地域組織団体に要する経費 16 万 5,000 円につきましては、母親クラブ 1 団体に対する活動補助金でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目生活保護総務費で 4,920 万 2,000 円の計上でございます。

1 の、人件費は省略いたします。

2 の、生活保護の事務に要する経費で 394 万 8,000 円でございます。主なものは、1 節報酬で嘱託医 1 名分の報酬 120 万円、13 節委託料は介護審査判定及び生活保護システム保守点検業務委託料として 155 万 9,000 円を計上してございます。

2 目扶助費で 7 億 9,810 万 7,000 円の計上でございます。これは生活保護扶助に要する経費で、生活扶助で 309 世帯の 447 人分で 2 億 7,318 万 8,000 円、住宅扶助で 309

世帯分で 9,752 万円、教育扶助で 47 人分で 456 万 6,000 円、介護扶助で 56 人分で 3,855 万円、医療扶助で約 1 万件で 3 億 6,570 万 2,000 円、出産扶助で 1 件分、24 万 6,000 円、生業扶助で 30 件で 233 万 6,000 円、葬祭扶助で 4 件で 79 万 6,000 円、保護施設事務費で 7 人分で 1,520 万 3,000 円を計上しております。

次の 76 ページをお願いします。

4 項 1 目災害救助費で 9 万 8,000 円の計上でございます。これは災害等で罹災された方に支給いたします布団 4 組及び非常用食料の購入費でございます。

● 4 款 衛生費

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費でございます。1 億 8,435 万 9,000 円の計上でございます。

人件費を除きまして、説明欄 2 でございますけれども、塩竈市水道事業会計負担金でございます。177 万 3,000 円を計上いたしております。これは、例年、七北田ダム建設に伴う起債償還の一部を給水人口割で塩竈市に負担しているものでございます。

○岡田健康課長

3 の、健康づくり推進に要する経費 200 万 9,000 円の計上でございます。主なものとしたしましては、1 節報酬で 184 万 6,000 円は、保健衛生推進員 47 人分と健康づくり推進協議会委員 8 人分の報酬でございます。

4 の、食生活改善地区組織活動助成事業に要する経費 26 万 3,000 円でございますが、これは経常経費でございます。

5 の、2 歳 6 カ月児歯科健康診査事業費 107 万 6,000 円の計上でございます。主なものとしたしましては、1 節報酬で 50 万円は、歯科衛生士、栄養士等非常勤職員延べ 120 人分でございます。13 節委託料 40 万 5,000 円は、歯科健診の委託を歯科医師会塩釜支部に委託するものであります。

次のページをお願いいたします。

6 の、1 歳 6 カ月児健康診査事業費 333 万 8,000 円の計上でございます。主なものとしたしましては、1 節報酬で 128 万 7,000 円は、健診に従事する保健師、看護師等非常勤職員延べ 225 人分でございます。8 節報償費 186 万 5,000 円は、医師、歯科医師、心理判定員各 25 人分でございます。

7 の、母子保健運営事業費 77 万 5,000 円の計上でございますが、主なものは、健康相談、離乳食講習会等に従事する栄養士、助産師等の報酬と経常経費でございます。

8 の、妊婦及び乳児健康診査事業費 1,595 万 3,000 円の計上でございます。主なものとしたしましては、13 節委託料で 1,578 万 7,000 円は、妊婦一般健康診査の 2 回分、延べ 1,324 人分と乳児健康診査の 2 回分、1,194 人分を見込んでおります。委託先は宮城県歯科医師会でございます。

9 の、3 カ月児健康診査事業費 160 万 9,000 円の計上でございますが、主なものといたしましては、1 節報酬で 80 万 8,000 円は、看護師、保健師等非常勤職員延べ 144 人分でございます。8 節報償費 64 万 8,000 円につきましては、医師 24 人分でございます。

次のページをお願いいたします。

10 の、3 歳児健康診査事業費 307 万 2,000 円でございますが、主なものといたしましては、1 節報酬で 125 万 9,000 円は看護師、保健師等非常勤職員延べ 220 人分でございます。8 節報償費 146 万 1,000 円につきましては、医師、歯科医師、心理判定員各 22 人分でございます。

11 の、両親学級事業費 47 万 3,000 円の計上でございますが、主なものは、1 節報酬で 39 万 9,000 円につきましては保健師、助産師等非常勤職員延べ 92 人分でございます。

12 の、妊婦及び新生児訪問指導に要する経費 199 万 7,000 円の計上でございます。主なものは、13 節委託料で 166 万 4,000 円につきましては、訪問指導業務委託といたしまして妊産婦 66 人分、新生児 404 人分を見込んでございます。

2 目保健衛生普及費で 1,151 万 3,000 円の計上でございます。

1 の、2、3 歳児「あそびの教室」に要する経費 65 万 9,000 円の計上でございます。次のページをお願いいたします。その主なものは、8 節報償費 35 万 1,000 円は心理判定員、言語相談員延べ 24 人分を見込んでございます。

2 の、保健衛生普及に要する経費 1,085 万 4,000 円の計上でございますが、主なものは、1 節報酬で 933 万 9,000 円は、非常勤職員の保健師報酬として育児休暇代替分を含めて 3 名分と、歯科衛生士 1 名分でございます。

3 目予防費 7,730 万 9,000 円の計上でございます。

1 の、定期予防接種に要する経費 5,557 万 1,000 円でございます。主なものは、1 節報酬で 64 万 9,000 円につきましては、看護師延べ 80 人、事務員 60 人の非常勤職員分と、予防接種健康被害調査委員報酬 4 人分を見込んでございます。8 節報償費 135 万円は、医師謝礼 50 人分でございます。11 節需用費 133 万 5,000 円のうち、通知用封筒、予防接種手帳等の印刷製本費といたしまして 54 万 4,000 円、ポリオワクチン、消毒用エタノール等の医薬材料費として 61 万 2,000 円が主なものでございます。13 節委託料 5,209 万円は各種個別予防接種の医師会委託分がその主なものでございますが、前年度と比べて副反応により一時中止となっております日本脳炎の予防接種分が減額となっております。

2 の、感染症予防に要する経費 5 万 9,000 円の計上でございますが、経常経費でございます。

3 の、結核予防に要する経費 596 万 7,000 円の計上でございます。主なものは、1 節報酬で 81 万円は、次のページをお願いいたします。保健師、事務員等非常勤職員延べ 144 人分でございます。8 節報償費 64 万 8,000 円につきましては、医師謝礼 24 人分でございます。

11 節需用費 98 万 7,000 円でございますが、そのうち、主なものといたしましては、医薬材料費で BCG ワクチン、管針等 91 万 6,000 円を計上いたしております。13 節委託料 348 万 6,000 円につきましては、結核検診読影業務委託と結核間接撮影業務委託として、各 3,000 人分が主なものでございます。前年度と比べて減額となっておりますが、結核検診の対象者の減がその主なものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、狂犬病予防に要する経費 464万 8,000円でございます。主なものは、13節委託料で 407万 6,000円、これは狂犬病予防集合注射業務で宮城県獣医師会への委託料でございます。

○岡田健康課長

5の、休日診療に要する経費 1,106万 4,000円の計上でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金といたしまして塩釜地区休日急患診療センター運営負担金と休日急患歯科診療に係る負担金でございます。前年度と比べて 163万 6,000円の増となっておりますが、これは主なものといたしましては、新年度から土曜日準夜帯の小児診療が開始されることになったことと、休日日数の増によるものでございます。

4目老人保健事業費 4億 4,344万 2,000円の計上でございます。

1の、健康教育に要する経費 225万 2,000円の計上でございますが、主なものといたしまして、1節報酬で 62万 7,000円でございますが、栄養士、保健師等 191人分の非常勤職員報酬でございます。8節報償費 53万 5,000円は、医師、歯科医師 15人分、健康運動指導士 5人分でございます。11節需用費で 35万 2,000円につきましては、各種予防教室等の教材費分でございます。13節委託料 62万 8,000円につきましては、高脂血症、糖尿病予防教室時の採血委託分と高血圧予防教室の尿検査委託分でございます。

なお、前年度と比べて 86万 3,000円の減額となっておりますが、この主なものといたしましては、新年度より実施する予定の国保ヘルスアップ事業に伴う保健師、栄養士等の非常勤職員報酬の減でございます。

次のページをお願いいたします。

2の、健康手帳作成に要する経費 5万円の計上でございますが、経常経費でございます。

3の、健康診査に要する経費といたしまして、1億 2,723万 8,000円の計上でございます。主なものは、1節報酬で 63万 8,000円は、看護師、事務員延べ 126人分の非常勤職員報酬でございます。11節需用費 231万 9,000円のうち印刷製本費といたしまして各種検診申込書、受診券等の印刷代として 216万 5,000円を見込んでおります。また、12節役務費 161万 9,000円のうち、通信運搬費として各種検診の通知等郵便代として 154万 9,000円でございます。13節委託料 1億 2,244万 1,000円につきましては、基本健康診査、各種がん検診等の委託分でございます。

前年度と比べて 1,015万 3,000円の減額となっております。主なものといたしましては、委託料で 975万円の減額でございます。これは基本健康診査の委託は塩釜医師会にお願いをしておりますが、受け付け業務を除く委託を行ってまいりました。新年度からは受け付け業務を含めて委託することになったため、個人負担金を直接委託先に納入することになったための減と、肝炎ウイルス検査などの対象者の減によるものでございます。

4の、成人歯科健康診査事業に要する経費 37万円でございます。これは平成 17年度から実施しております歯周疾患検診の業務委託費が主なものでございます。委託先は歯科医師会塩釜支部会でございます。

5の、寝たきり者等歯科訪問診査事業に要する経費 35万 7,000円でございますが、経常経費でございます。

6の、健康相談に要する経費 48万円につきましては経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

7の、訪問指導に要する経費 58万 3,000円は経常経費でございます。

○鈴木国保年金課長

次に、8、医療受給者健康指導事業に要する経費で 32万 7,000円でございます。これは医療受給者に対する医療費通知に係る経費であります。

9、老人保健特別会計繰出金で 3億 222万 8,000円でございます。これは老人保健事業に係る繰出金であります。詳しい内容につきましては老人保健特別会計で御説明申し上げます。

10、後期高齢者医療広域連合運営費で 955万 7,000円でございます。これは宮城県後期高齢者医療広域連合負担金でございます。共通経費に係る負担金であります。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、5目環境衛生費 996万円の計上でございます。

初めに、環境美化推進に要する経費 236万 6,000円で、その主なものは13節委託料で、各行政区で実施します大掃除の際の側溝ごみ収集運搬業務ほか2件の委託料でございます。

次に、塩竈斎場に要する経費 759万 4,000円でございます。これは斎場の運営費負担金で、斎場の利用割合により負担するものでございます。

次に、6目環境対策費で 453万 3,000円の計上でございます。

初めに、環境マネジメントシステム運用事業費で 27万 3,000円でございます。前年度と比較しまして 65万 5,000円の減額でございます。これはISOの認証更新を中止しまして、独自で運用することとしたため、手数料を減額したものでございます。

次のページをお願いします。

次に、環境対策に要する経費 239万 6,000円でございます。1節報酬で 187万 6,000円、これは各行政区をお願いしております地域環境推進員に対する報酬等と、11節需用費の 45万 5,000円、これは環境副読本の印刷製本費が主なものでございます。

次に、環境調査に要する経費 186万 4,000円でございます。主なものは、13節委託料で環境騒音調査など5件の業務委託料でございます。

○岡田健康課長

7目母子健康センター管理費で 363万円の経常経費でございますが、主なものとしたしましては、11節需用費 197万 3,000円のうち、電気料と都市ガスの光熱費が 110万 4,000円、小破修理等で修繕料の 70万円でございます。13節委託料 140万 3,000円につきましては、施設維持管理等業務、清掃業務等の委託分でございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費で 9億 3,454万 1,000円の計上でございます。前年度と比較しまして 3,982万 8,000円の増でございます。これは宮城東部衛生処理組合の普通交付税算入分としての特別負担金を全額当初で計上したものでございます。

初めに、塩釜地区環境組合負担金として 5,119 万円でございます。これは搬入割合等により負担するもので、前年度比で 354 万 6,000 円の増額となっておりますけれども、これは設備の点検整備を年次計画で実施するというものでございます。

次に、ごみ減量に要する経費 161 万 1,000 円でございます。主なものは、13 節委託料で 107 万 9,000 円、これは缶、瓶類の回収箱を洗浄する資源回収箱洗浄業務など 3 件の委託でございます。

次に、生ごみ処理容器等購入費補助事業費 94 万円は、電動式 37 台とコンポスト 5 台を予定しております。

次に、宮城東部衛生処理組合負担金 8 億 7,891 万 9,000 円でございます。これは当初で負担金全額を計上したものでございます。

次に、資源回収連絡協議会補助事業費 188 万 1,000 円でございます。協議会には現在 32 の子供会など 37 の団体が加盟し、活動しております。

次に、2 目塵芥処理費で 1 億 2,291 万 9,000 円の計上でございます。主なものは、13 節委託料 1 億 2,254 万 8,000 円でじんかい収集業務の委託料でございます。

● 5 款 労働費

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目労働諸費で 6,156 万円の計上でございます。

1 の、シルバー人材センターに要する経費 1,308 万円でございます。主なものは、19 節負担金、補助及び交付金の 1,300 万円で、シルバー人材センターに対する補助金でございます。

○武田商工観光課長

2 の、雇用促進及び労働福祉推進に要する経費 118 万 4,000 円につきましては、説明欄に記載しております各協議会などに対する負担金及び補助金でございます。

次に、3 の、融資に要する経費 4,500 万円につきましては、勤労者生活安定資金貸付預託金などでございます。

4 の、多賀城市地域職業相談室運営事業費 216 万円につきましては、11 節需用費で相談室維持管理に要する光熱水費 72 万円と 12 節役務費で、同じく維持管理に要する通信運搬費 144 万円でございます。

5 の、勤労者福祉に要する経費 13 万 6,000 円につきましては、経常的な経費でございます。

● 6 款 農林水産業費

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目農業委員会費 516 万 8,000 円を計上しております。

1 の、農業委員会運営に要する経費として 25 万 4,000 円、3 の、農地流動化促進活動等に要する経費として 32 万 1,000 円、4 の、農業者年金業務受託業務として 28 万円は、いずれも経常経費でございます。

2 の、農業委員に要する経費として 431 万 3,000 円で、その主なものは、1 節報酬で農業委員 14 名分、421 万 7,000 円でございます。

2 目農業総務費 8,728 万 5,000 円を計上しております。

人件費については省略をいたします。

次のページをお願いいたします。

農業総務に要する経費として 9 万 3,000 円は事務的経費でございます。

3 目農業振興費 842 万 8,000 円で、前年度に比較しますと 209 万 7,000 円の減となっております。主なものは、南宮土地改良事業共同施行借入金の償還が、平成 18 年度で終了したことによるものでございます。

園芸施設（ビニールハウス）建設補助事業費 14 万 5,000 円でございますが、ビニールパイプハウス設置に対する助成でございます。

地域農業整備促進事業費 29 万 5,000 円の主なものは、1 節報酬の 17 万 2,000 円でございます。

生産調整推進対策補助事業費の 458 万円は、生産調整等実施農家に対する一般転作団地化推進等の補助金でございます。

生産調整推進対策推進事業費 50 万 5,000 円でございますが、転作等現地確認協力員に対する謝金その他事務的経費でございます。

農業振興総務に要する経費として 109 万 2,000 円でございます。その主なものは、1 節報酬の興農実行組合長 16 人分の 83 万 2,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

農業団体に要する経費として 181 万 1,000 円を計上しております。その主なものは、農産物生産安定対策協議会に対する補助金の 152 万円ですが、農協からの補助も受け、農産物の病害虫防除、土づくりの推進等を実施するものでございます。

4 目農地費 2,174 万円で前年度に比較しますと 176 万 9,000 円の増となっております。その主なものは、市民との協働事業による農業用排水路整備を 1 カ所ふやすことによるものでございます。

農業用施設維持管理に要する経費 1,520 万 4,000 円の主なものは、13 節の汚泥浚渫等業務委託 296 万 7,000 円、それから、農道整備のため、14 節での農道補修用機械借上料 206 万 4,000 円と、16 節での農道補修用原材料費 83 万円でございます。

市民との協働事業であります農業用排水路整備につきましては、14 節と 16 節に計上しております。南宮地区については 14 節機械借上料 71 万 1,000 円、16 節で U 型フリュームや碎石等の原材料費として 189 万 2,000 円でございます。新田字北地区につきましては、14 節機械借上料 80 万 1,000 円、16 節原材料費で 160 万 1,000 円でございます。

平成 19 年度におきましては、さらに八幡地区農業用排水路整備を実施するため、14 節機械借上料 67 万 2,000 円、16 節原材料費として 166 万 8,000 円を計上してごさいます。

19 節の土地改良施設維持管理適正化事業特別賦課金 35 万円は、宝堰樋体等塗装補修工事が本事業に採択されたことによるものでごさいます。事業費が 525 万円、工事は平成 23 年度の計画でごさいます。

加瀬沼地区保全管理事業費補助金 67 万 7,000 円ですが、これは加瀬沼の環境保持等のための巡視員報酬と環境整備に係るものでごさいます。

農業用排水路整備費として 653 万 6,000 円を計上しております。継続事業の加瀬用排水路 3 号整備工事で、幅が 2,300 ミリ、高さ 1,200 ミリの U 型フリューム、延長 46 メートルを敷設するものでごさいます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目林業振興費 23 万 4,000 円で、林業振興に要する経費の主なものは、13 節委託料で松くい虫伐倒駆除業務委託の 10 万円でごさいます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目水産業振興費 14 万 6,000 円でごさいます。水産業振興に要する経費の主なものは、19 節負担金、補助及び交付金の 14 万 2,000 円でごさいます。

● 7 款 商工費

○武田商工観光課長

次の 108 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目商工総務費で 6,136 万 9,000 円の計上でごさいます。

1 の、商工職員人件費は省略させていただきます。

2 の、商工総務に要する経費につきましては、経常的な経費でごさいます。

2 目商工振興費 1 億 2,741 万 8,000 円の計上ですが、前年度対比で 748 万 7,000 円の減になっております。

1 の、商工振興に要する経費 15 万 3,000 円につきましては、経常的な経費でごさいます。

2 の、商工振興助成に要する経費 193 万 7,000 円につきましては、19 節負担金、補助及び交付金で、その主なものは商店街共同施設設置費等補助金 135 万 5,000 円と、説明欄に記載しております各協議会等に対します負担金、補助金でごさいます。

3 の、商工振興支援に要する経費 1,240 万円につきましては、19 節負担金、補助及び交付金で説明欄に記載しております多賀城・セク浜商工会振興補助金 902 万 5,000 円のほか、商店街活性化推進事業費等補助金でごさいます。

4 の、中小企業事業資金等融資に要する経費 1 億 1,292 万 8,000 円につきましては、19 節負担金、補助及び交付金で、説明欄に記載してあります中小企業振興資金融資制度保証料 1,267 万 2,000 円のほか、小企業小口資金融資制度保証料などと、21 節貸付金で中小企業振興資金等貸付預託金 9,000 万円と、それから小企業小口資金貸付預託金 1,000 万円でごさいます。

なお、対前年度比での減につきましては、主なものは商工中金への預託金の廃止でございます。これは、近年、預託自治体の減少及び預託を取りやめても、企業への融資が直接的に影響は少ないということで、預託をしないものでございます。

ここで、恐れ入りますが、資料4の6ページをお願いいたします。

上から2番目、小企業に対する事業資金の融資に伴う損失補償で、平成19年度から平成27年度までの融資預託額の100分の10に相当する額を限度額と定めるものでございます。

次に、その下の欄ですが、中小企業者に対する事業資金の融資に伴う損失補償で、平成19年度から平成32年度までの融資預託額の100分の10に相当する額を限度額と定めるものでございます。

この二つは、倒産あるいは事故などによりまして、金融機関への支払いが不能になった場合、市が信用保証協会に対して行う損失補償の限度額を定めるものでございます。

次の欄の、公共工事に係る中小企業振興資金等の融資に対する利子補給で、平成19年度から平成22年度までの当該融資額に対する償還利子の100分の40に相当する額を限度額と定めるものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

恐れ入ります。資料6の108ページにお戻りいただきたいと思っております。

3目消費者行政費で204万2,000円の計上でございます。次のページをお願いいたします。これは消費生活相談に係る人件費などが主なものでございます。

○武田商工観光課長

4目観光費で1,802万5,000円の計上でございます。

1の、観光行政に要する経費399万5,000円につきましては、14節使用料及び賃借料293万2,000円で、末の松山駐車場、あやめ園駐車場、観光案内所の借り上げなどが主なものでございます。

2の、観光宣伝に要する経費423万円につきましては、11節需用費の印刷製本費220万9,000円が主なもので、観光パンフレット増刷分でございます。それから19節負担金、補助及び交付金の仙台・宮城デスティネーションキャンペーン負担金100万円のほか、各協議会への負担金が主なものでございます。

3の、団体の支援・育成に要する経費980万円につきましては、次のページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金であやめまつり、ザ・まつりin多賀城への観光イベント開催事業費補助金505万円と、多賀城市観光協会への補助金475万円でございます。

○昌浦委員長

ここで休憩といたします。再開は2時5分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 開議

○昌浦委員長

それでは再開いたします。

引き続き説明をお願いいたします。

● 8 款 土木費

○小川道路課長

それでは、資料 7 を御用意願います。 114 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目土木総務費は 1 億 9,124 万 7,000 円の計上でございます。説明欄をごらん願います。

最初に、1 の、職員人件費については説明を省略させていただきます。

次に、2 の、道路管理事務に要する経費として 708 万 3,000 円でございます。その主なものでございますが、1 節報酬の 173 万 3,000 円は道路維持管理業務における非常勤職員 1 名分の報酬でございます。11 節需用費の 42 万 9,000 円は、道路管理事務に要する消耗品等の事務経費でございます。12 節役務費の 298 万 3,000 円は、派遣職員 1 名分の手数料と道路残地等売り払いに係る不動産鑑定料などでございます。また、13 節委託料の 170 万円は、道路残地等の売り払いにおける測量業務の委託料でございます。

3 の、道路台帳整備に要する経費として 800 万円でございます。これは市道認定等に伴う道路台帳の整備に係る委託料でございます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

4 の、土地開発基金繰出金でございますけれども、金利動向を踏まえまして増額を見込んでおります。基金から生じる利子の積み立てでございます。

○小川道路課長

次のページをお願いします。

2 項 1 目道路橋りょう総務費は 270 万 1,000 円の計上でございます。

まず、1 の、私道整備に要する経費として補助金 100 万円を予定しております。

次に、2 の、道路橋りょう事務に要する経費として 15 万円でございます。これは事務経費でございます。

3 の、道路愛護に要する経費として 155 万 1,000 円でございます。その主なものでございますが、14 節使用料及び賃借料の 76 万 3,000 円は、道路整備に係る重機等の借上料、16 節原材料費の 78 万 8,000 円は、砕石等の原材料購入費でございます。

次に、2 目道路維持費は 1 億 2,644 万 3,000 円の計上でございます。

まず、1 の、交通安全施設整備に要する経費として 1,999 万 2,000 円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 409 万 2,000 円は、道路照明灯、カーブミラー等の修繕料でございます。15 節工事請負費の 1,500 万円は、道路照明灯及びカーブミラーの設置工事、道路区画線整備工事、歩道のバリアフリー対策としての浮島街路 8 号線ほか 4 交差点の歩道段差解消工事並びに下馬森郷線の歩道舗装改良工事を予定しております。

なお、歩道段差解消工事、歩道舗装改良工事の場所及び事業内容につきましては、資料 9 の 40 ページ、41 ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、16 節原材料費の 90 万円は、ガードレール、カーブミラー等の購入費でございます。

2 の、道路管理に要する経費として 1,956 万 6,000 円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 1,872 万 8,000 円は、道路照明灯 759 基分の電気料などでございます。13 節委託料の 68 万 7,000 円は、市道測量等業務委託料でございます。

次に、3 の、道路維持補修に要する経費として 6,697 万 5,000 円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 4,603 万 9,000 円は、道路舗装及び側溝等の修繕並びに消耗品等の事務経費でございます。次のページをお願いします。13 節委託料の 1,796 万 2,000 円は、道路の除草業務、維持管理業務及び側溝等の汚泥しゅんせつ業務などの、道路の維持保全管理等に係る委託料でございます。14 節使用料及び賃借料の 140 万円は、道路維持に係る路面清掃車及びバックホー等の重機の借上料でございます。16 節原材料費の 128 万 5,000 円は、碎石、アスファルト合材等の購入費でございます。

次に、4 の、除融雪対策に要する経費として 1,991 万円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 191 万円は融雪剤購入費及び事務経費でございます。また、13 節委託料の 1,800 万円は除融雪に係る委託料でございます。除雪 1 回、融雪 1 回、ポイント融雪 7 回を見込んでおります。

次に、3 目道路新設改良費は 1 億 800 万 6,000 円の計上でございます。

まず、1 の、道路新設改良事務に要する経費として 190 万 6,000 円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 80 万 2,000 円は消耗品等の事務経費、14 節使用料及び賃借料の 105 万円は土木工事費積算システムソフトウェア使用料でございます。

次に、2 の、JR 貨物跡地購入に要する経費として 500 万円でございます。その主なものでございますが、17 節土地購入費の 468 万 6,000 円でございます。購入面積 208 平方メートル、購入予定地は留ヶ谷一丁目地内でございます。

次に、3 の、地方道路整備臨時交付金の交通安全対策等施設整備事業費分の新田高崎線道路改築事業費として 6,760 万円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 133 万 2,000 円は消耗品等の事務経費でございます。12 節役務費の 60 万 7,000 円は不動産鑑定料でございます。15 節工事請負費の 2,999 万 7,000 円は、水路改修工事、車道部の路床改良工事などを予定しております。17 節公有財産購入費の 3,566 万 4,000 円は、場所は新田字下地内 17 筆分、1,486 平方メートルの土地の購入を予定しております。

次のページをお願いいたします。

4 の、指導要綱路線道路改良事業に要する経費として 200 万円でございます。これは新田字中地内の指導要綱路線の道路改良工事を予定しております。工事箇所及び事業内容につきましては、資料 9 の 40 ページ、41 ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、5 の、単独事業費として 3,150 万円でございます。その主なものでございますが、12 節役務費の 50 万円は不動産鑑定料、13 節委託料の 50 万円は用地測量費でございます。15 節工事請負費の 3,000 万円は黒石崎団地 12 号線ほか 5 件の工事を予定しております。

なお、工事箇所及び事業内容につきましては、資料 9 の 40 ページ、41 ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

17 節土地購入費の 50 万円は、道路改良等による隅切り用地購入費でございます。

4 目橋りょう維持費は 1,010 万 4,000 円の計上でございます。

1 の、高橋跨線橋耐震診断、耐震補強事業費として 1,000 万円でございます。この高橋跨線橋、通称山王陸橋は、昭和 46 年に設置した橋でございます。地震対策として平成 8 年に落橋防止対策を講じておりますが、今回の事業は平成 14 年の設計基準に基づく橋脚の耐震診断と耐震補強に係る調査設計業務及び鋼けたの補強工法、落下防止策の取りかえ工法の検討業務等を委託するものでございます。

次に、2 の、橋りょう維持補修に要する経費は 10 万 4,000 円でございます。これは橋りょう維持補修に要する事務経費でございます。

次のページをお願いします。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

3 項 1 目の河川管理に要する経費として 429 万 3,000 円でございます。その主なものは、13 節委託料で砂押川堤防等除草業務委託の 313 万 7,000 円と、原谷地川堤防除草業務委託の 106 万 3,000 円でございます。これは念仏橋から市川橋までの両岸約 1 万 1,000 メートル、面積で約 7 万 7,000 平方メートルの除草を、6 団体に委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目都市計画総務費 3 億 1,425 万 1,000 円の計上でございますが、前年度と比較しますと 3,365 万 4,000 円の減額でございますが、これにつきましては、新規で中心市街地活性化事業の多賀城駅北地区再開発事業等が計上されましたが、まちづくり交付金事業の水の入線道路改良事業費が、平成 18 年度に発注され、なくなったことにより、減額となったことが主な理由でございます。

それでは、1 の、都市計画職員人件費については省略します。

次に、2 の、国府多賀城駅自由通路等維持管理に要する経費として 442 万 5,000 円でございます。主なものは、11 節需用費の光熱水費として 207 万 6,000 円、それから 13 節委託料で清掃業務委託 43 万 4,000 円、エレベーター遠隔管理システム業務委託 140 万円でございます。

次に、3 の、都市計画に係る調査・策定に要する経費として 323 万 3,000 円でございます。前年度と比較しますと 273 万 4,000 円の増でございますが、これについては平成 19 年度から平成 20 年度にかけて宮城県主導で 2 市 1 町の共同作業により、仙塩広域都市計画区域東部地域の都市計画道路の見直し作業が行われることになっております。今年度は、配分交通量から検討対象路線を抽出し、平成 20 年度は廃止及び変更の妥当性を検討して、都市計画の変更手続を行う予定であります。

主なものは、13 節委託料で用途照会システム更新業務委託として 30 万 5,000 円、都市計画道路の見直し作業に係るものとして都市計画道路概略設計業務委託 207 万 9,000 円、また、2 市 1 町による共同作業の負担金として 19 節負担金、補助及び交付金で都市計画道路調査負担金 75 万円を計上しております。

次に、4 の、都市計画事業運営に要する経費として 478 万 7,000 円でございます。主なものは、11 節需用費の消耗品で 73 万 9,000 円のほか、14 節使用料及び賃借料で公用車借上料として 9 台分で 266 万 4,000 円でございます。

次のページをお願いします。

5 の、建築確認管理に要する経費の 25 万 7,000 円は経常経費でございます。

次に、6 の、狭あい道路拡幅整備事業に要する経費として 1,137 万 2,000 円でございます。主なものは、11 節需用費で修繕料として 93 万円、これは道路後退分の修繕費でございます。13 節委託料で公共嘱託登記業務委託料としておおむね 15 件で 412 万 5,000 円、17 節土地購入費として 4 件分で 506 万円、また、19 節負担金、補助及び交付金で建築基準法第 42 条 2 項道路及び指導要綱路線の道路後退に伴う工作物補助として両方で 100 万円を計上しております。

○小川道路課長

次に、7 の、まちづくり交付金事業の留ヶ谷線道路改良事業費として 8,010 万円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 105 万 2,000 円は消耗品等の事務経費、12 節役務費の 53 万 2,000 円は不動産鑑定料でございます。17 節公有財産購入費の 3,684 万 1,000 円は、用地買収 1 件、428 平方メートルを予定しております。22 節補償、補填及び賠償金の 4,167 万 3,000 円は建物移転 1 件を予定しております。

次に、8 の、単独事業の留ヶ谷線道路改良事業費として 30 万円でございます。これは物件移転補償調査再算定業務委託費でございます。

○内海企画課長

次に、9 の、多賀城駅北地区市街地再開発事業費 7,540 万円は、当該地区において事業の実施主体として予定しております、当該地権者らで設立することとなります再開発会社に対する、市街地再開発事業費等補助金でございます。

今年度の予定としましては、再開発会社設立及び都市計画決定の法手続のほか、基本設計を含みます事業計画の策定の作業を進めることとしております。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、10 の、下馬駅周辺再開発に要する経費は、19 節負担金、補助及び交付金で 40 万円を計上しております。これは下馬まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

○小川道路課長

次のページをお願いします。

11 の、まちづくり交付金事業の城南一丁目二十二号線外 2 線遊歩道整備事業費でございますが、この事業は、城南小学校西側に位置する浮島ポンプ場までの雨水幹線の一部を活用し、遊歩道を整備するものでございまして、既に城南土地区画整理組合において整備した浮島ポンプ場から樋の口大橋までの間を除く、市道城南一丁目 22 号線、城南二丁目 26 号線、27 号線の総延長 568.2 メートルを、平成 19 年度から 4 力年計画により整備するものでございます。

平成 19 年度の事業費は 1,560 万円でございますが、その主なものでございますが、11 節需用費の 41 万円は消耗品等の事務経費でございます。15 節工事請負費の 1,518 万 8,000 円は、遊歩道整備に係る工事費でございます。

なお、工事箇所及び事業内容につきましては、資料 9 の 40 ページ、41 ページを後ほどごらんいただきたいと思っております。

○佐藤施設課長

2 目街路事業費 1 億 8,619 万 7,000 円でございます。

まず、多賀城駅前自転車等駐車場維持管理に要する経費 718 万 3,000 円でございます。主なものは、13 節委託料 484 万 6,000 円で、自転車等駐車場管理業務委託、消防設備保守点検業務委託等の委託料でございます。

次に、放置自転車対策に要する経費 108 万 1,000 円でございますが、主なものは、13 節委託料 77 万 4,000 円で放置自転車等防止指導整理業務委託、放置自転車撤去業務委託等の委託料でございます。

○小川道路課長

次に、3 の、地方道路整備臨時交付金事業の高崎大代線道路改築事業費として 7,580 万円でございます。その主なものでございますが、11 節需用費の 132 万 8,000 円は、消耗品等の事務用経費でございます。12 節役務費の 57 万円は不動産鑑定料でございます。17 節公有財産購入費の 2,784 万 7,000 円は、用地買収 2 件分、293 平方メートルを予定しております。22 節補償、補填及び賠償金の 4,600 万円は、建物移転補償 1 件を予定しております。

次に、4 の、まちづくり交付金事業の高崎大代線外 1 線道路改築事業費でございます。この事業は、地方道路整備臨時交付金事業の高崎大代線を西側へ延伸する事業でございます。高崎大代線が文化センター東側市道と接するところから、東北学院大で現在建築中の建物付近までの 198.4 メートルの区間と、高崎大代線と交差する留ヶ谷八幡沖線の東北学院大の丘陵部付近から市役所入り口付近までの 193.4 メートルを、平成 19 年度から 4 力年計画により整備するものでございます。

平成 19 年度の事業費は 5,350 万円ございまして、その主なものでございますが、11 節需用費の 102 万 6,000 円は消耗品等の事務経費でございます。次のページをお願いいたします。13 節委託料の 155 万 4,000 円は、物件移転補償調査算定業務委託費でございます。15 節工事請負費の 550 万 1,000 円は、用地買収に伴う擁壁工事 1 件を予定しております。17 節公有財産購入費の 3,245 万円は、用地買収 2 件、442 平方メートルを予定しております。22 節補償、補填及び賠償金の 1,270 万 1,000 円は、建物移転補償 1 件を予定しております。

次に、5 の、単独事業の高崎大代線道路改築事業費として 32 万 3,000 円でございます。その主なものでございますが、13 節委託料の 30 万円は物件移転補償費再算定業務委託費でございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、6 の、県事業負担金でございますが、19 節の玉川岩切線建設事業負担金として、事業費見込額が 3 億 7,000 万円の 10 分の 1 で、3,700 万円を予定しております。

○小川道路課長

次に、7 の、街路事業の事務に要する経費は 24 万円でございます。これは経常経費でございます。

次に、8 の、街路樹管理に要する経費は 1,107 万円でございます。その主なものでございますが、13 節委託料の 1,100 万円は、街路樹の剪定及び防虫等に係る業務委託料でございます。

○佐藤施設課長

続きまして、3目公園費1億8,116万円の計上でございます。

職員人件費のほか、2の、都市緑化推進事業に要する経費32万円でございますが、主なものは、11節需用費の消耗品費22万円で、都市緑化推進のための花苗購入代でございます。

次のページをお願いいたします。

3の、都市緑化推進補助に要する経費100万円でございますが、内訳は、多賀城市生垣づくり事業補助金交付要綱に基づく生垣づくり事業補助金50万円と、多賀城市花のまちづくり事業補助金交付要綱に基づく花のまちづくり事業補助金50万円でございます。

次に、4の、都市公園維持管理に要する経費4,569万1,000円でございますが、主なものは、8節報償費257万9,000円で、実施予定の152カ所に対する公園愛護協力報償金でございます。11節需用費のうち光熱水費693万2,000円は、各公園の電気料と水道料でございます。修繕料354万円は遊具施設、外柵、照明灯等の修理に要する費用でございます。13節委託料3,046万9,000円でございますが、公園樹木や公園施設等10件の施設維持管理等業務委託を含む13件の業務委託でございます。

次に、5の、あやめ園整備に要する経費1,727万6,000円でございますが、主なものは、13節委託料1,713万9,000円で、警備保障業務委託、施設維持管理等業務委託の委託料でございます。

施設維持管理等業務委託料は、あやめ園の管理業務委託を実施するための経費で、平成18年度から専門業者の指揮監督のもとに、すべての業務を委託することで、事務事業の効率化と人件費を含む総合的な費用の見直しを実施してきたところでございます。

次に、6の、公園事業の事務に要する経費17万円でございますが、これは経常経費でございます。

次に、7の、城南地区公園整備事業費(まちづくり交付金事業)2,500万円でございます。主なものは、次のページをお願いいたします。15節工事請負費2,400万円で、城南地区にございます鴻の池公園の園路舗装、遊具設置、植栽整備の工事でございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、8の、国・県事業負担金ですが、19節負担金、補助及び交付金として590万円でございます。これは加瀬沼公園建設事業負担金340万円と、国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金250万円でございます。

○佐藤施設課長

次の、9、中央公園整備事業費(補助事業)に要する経費4,900万円でございますが、これは中央公園の整備に要するもので、主なものは、15節工事請負費1,500万円で、サッカー場防球ネット、シェルター等の整備を実施するものでございます。このサッカー場については、平成20年度の供用開始を目指して整備を実施してまいります。

17節公有財産購入費3,150万円は、中央公園用地の購入に要する経費でございます。

なお、工事等予定箇所につきましては、資料9の43ページに記載しておりますので、後ほど御参照願います。

次に、10の、中央公園整備事業費の単独事業に要する経費53万7,000円でございます。主なものは、14節使用料及び賃借料51万6,000円で、6名の方からの遊水地として借り上げている土地の借上料でございます。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、4目市街地開発事業費3億4,875万円ですが、職員人件費は省略いたします。

連続立体交差事業費1億9,978万円の主なものは、19節負担金、補助及び交付金の1億9,940万6,000円でございます。このうち、連続立体交差事業に係る県事業負担金は1億9,928万円です。これは補助事業費で2億円、交付金事業費で8億円、それから県の単独事業費で1,000万円の平成19年度事業費10億1,000万円に係る負担分でございます。

なお、平成19年度につきましては、仮下り線に引き続き仮上り線関係の軌道整備を予定しております。

なお、この事業によりまして、平成19年度末で約26.8%の進捗を見ることとなります。

次に、多賀城駅周辺地区整備事業運営に要する経費22万9,000円は経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

土地区画整理事業費の単独分4,334万8,000円の主なものは、13節委託料の1,819万9,000円で、これは仮換地の変更図書作成のほか、平成20年度移転補償予定物件2件に係る補償費の再積算でございます。その他につきましては内容記載のとおりでございます。

次に、15節工事請負費1,170万円は、主に駅東地区のうち、ちょうど高橋薬局の後ろ、東側ですか、あの部分の造成及び水道の布設工事に要する経費でございます。次に、22節補償、補填及び賠償金1,250万円は、事業損失補償費等のほか、電柱等の移転補償に要する経費でございます。

次に、土地区画整理事業費の通常分2,495万円は、消耗品等のほか、工事請負費2,400万円で、これは砂押川の旧やなぎ屋の跡地ですか、あそこから東側の部分の都市計画道路多賀城駅前線に係る工事費でございます。

次に、土地区画整理事業費まちづくり交付金の498万5,000円の主なものは、これは工事請負費470万円で、ちょうど多賀城生協南側の市道大土手線に係る道路工事を追加して行うものでございます。

なお、これによりまして、19年度末の進捗率は、事業費ベースで78.5%と見込んでおります。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次のページをお願いします。

次の、下水道事業特別会計繰出金でございますが、平成18年度は下水道事業会計が企業会計へ移行したことにより、19節負担金、補助及び交付金に下水道事業補助金として計上しておりましたが、本年4月から企業会計から特別会計へと変更することに伴いまして、28節下水道事業特別会計繰出金として14億5,740万5,000円を計上しております。

したがって、その下の下水道費は廃目となります。

なお、内容につきましては、下水道事業特別会計で御説明いたします。

○佐藤施設課長

次のページをお願いします。

5 項 1 目住宅管理費 2,609 万円の計上でございます。

初めに、1 の、建築事務に要する経費で 46 万 6,000 円でございますが、これは經常経費でございますが、主なものは 13 節委託料 27 万 3,000 円で、市有建築物保全システム管理業務委託料でございます。

次に、2 の、市営住宅維持管理に要する経費は 1,398 万 7,000 円で、主なものは、11 節需用費の修繕料 671 万 4,000 円で、給水設備、床、建具等を含む市営住宅の修理のための費用でございます。13 節委託料は市営住宅建物警備保障業務の委託料で 16 万 4,000 円、エレベーター保守点検業務を含む 6 件の施設維持管理業務の委託料 280 万 6,000 円、受水槽等清掃業務委託料 73 万 2,000 円でございます。

また、市営住宅明渡請求訴訟等業務委託 166 万 5,000 円は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している入居者に対し仙台簡易裁判所に提出するための弁護士費用等で、3 件分を計上しております。

次に、3 の、市営住宅修繕事業費 954 万 1,000 円は、デジタル放送対応交換修理、それから高崎住宅給水設備改修を行うものでございます。

次に、4 の、特定優良賃貸住宅供給促進事業費 209 万 6,000 円でございますが、19 節負担金、補助及び交付金で、多賀城市特定優良賃貸住宅補助金交付要綱に基づき交付する家賃減額補助金でございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次の、2 目住宅環境整備費で 848 万 3,000 円を計上しております。

1 の、木造住宅地震対策事業費は、前年度と比較しますと 203 万 6,000 円の増額でございますが、これにつきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業において、昨年 10 月に宮城県で創設され、本年 1 月から実施しております避難弱者を対象とした木造住宅耐震改修工事助成事業と、一般向け木造住宅耐震改修工事助成事業によるものでございます。

一般向け木造住宅耐震改修工事については、宮城県において平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年の期間で、県地域住宅交付金事業を実施してはりましたが、この事業計画に県内市町村の住宅耐震化事業を提案事業として取り入れることとなりましたので、平成 19 年度から実施するものであります。

この地域住宅交付金事業の内容でございますが、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造戸建て住宅で、市が実施する耐震診断事業を受けたものが対象となるもので、耐震改修工事費の一部を助成するものでございます。1 件当たりの市の補助限度額は 30 万円で、そのうちの 40%の 12 万円が国庫補助金の限度額でございます。

主なものは、13 節委託料の 544 万円で、前年度に引き続きまして実施しております木造住宅耐震診断等支援事業業務委託 40 件分でございます。次のページをお願いします。19 節負担金、補助及び交付金の 300 万円は、耐震改修助成事業で、避難弱者木造住宅耐震改修工事助成補助金として 5 件分で 150 万円、また、新規の事業として、前段で御説明いたし

ました地域住宅交付金事業の木造住宅耐震改修工事助成補助金として5件分で150万円を計上しております。

● 9款 消防費

○伊藤交通防災課長

それでは、次に144ページをお開き願います。

9款1項1目非常備消防費は2,329万5,000円の計上でございます。

1の、消防団活動に要する経費の主なものでございますが、1節報酬の1,526万8,000円につきましては、消防団員の年額報酬と出動報酬でございます。また、11節需用費の63万7,000円につきましては、団員の被服経費及びその他経常経費でございます。19節負担金、補助及び交付金708万3,000円の主なものは、消防団員の公務災害補償及び退職報酬などの負担金でございます。

次の、2目消防施設費は6億2,439万6,000円の計上でございます。

まず、1の、消防水利維持費448万9,000円のうち、11節需用費37万2,000円ですが、その主なものは消火栓などの修繕料でございます。15節工事請負費79万8,000円につきましては、明月地内既設防火水槽撤去工事に係るものでありますが、これは土地所有者から建物を建築するため、防火水槽の撤去を求められましたことによりまして、それに対する撤去工事費でございます。19節負担金、補助及び交付金313万4,000円につきましては、消火栓及び給水管設置等に係る負担金でございます。

次に、2の、消防ポンプ維持費2,400万円でございます。11節需用費86万6,000円の主なものは、各分団ポンプ車置場の光熱水費とポンプ車の修繕経費でございます。12節役務費の51万2,000円につきましては、ポンプ車の法定点検手数料及び自賠償保険料のほか、消防団第3分団消防ポンプ車置場の建設に伴います建築確認手数料及び撤去完了手数料でございます。

次の146ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料210万円でございますが、消防ポンプ車置場など7カ所の敷地借上料でございます。15節工事請負費2,023万2,000円につきましては、ただいま12節役務費でも触れましたが、消防ポンプ車置場建設工事を実施するものでございます。これは、市川地内に設置しておりますところの消防団第3分団の消防ポンプ車置場につきまして、土地所有者から、建物建築のため移転を求められたことによりまして、既存建物を解体し、現在地の西側に新たに当該施設を建築するものでございます。工事費の内訳につきましては、建設工事費といたしまして1,751万3,000円、既存建物の解体工事費に96万5,000円、さらには消防用のホース乾燥塔移設工事費96万6,000円及び道路側溝・舗装工事78万8,000円を計上するものでございます。

次に、3、消防団の支援・育成に要する経費29万4,000円につきましては、消防用ホース巻取り機8台を購入し、消防団各分団に配備するものでございます。

次の、4の、塩釜地区消防事務組合負担金5億9,561万3,000円につきましては、同組合運営に係る負担金でございます。

次の、3目水防費の1万円につきましては、経常経費でございます。

次、4目災害対策費は2,393万2,000円の計上でございます。

1 の、人件費は省略させていただきます。

2 の、防災対策の充実に要する経費 322 万 9,000 円の主なものは、1 節報酬のうちの 239 万 9,000 円につきましては、防災対策を専門とする事務補佐員報酬でございます。4 節共済費 34 万 1,000 円は、同事務補佐員に係る社会保険料等でございます。11 節需用費 36 万 4,000 円は経常経費でございます。

3 の、防災訓練実施事業費 33 万 3,000 円につきましては、地域防災リーダー育成経費と、それから地域防災訓練実施に対する補助金でございます。

4 の、災害対策に要する経費 891 万 1,000 円でございますが、11 節需用費は経常経費でございます。次のページをお願いいたします。12 節役務費 162 万円につきましては、防災広報装置などの NTT 回線使用料が主なものでございます。13 節委託料 533 万 7,000 円の主なものは、民間気象情報提供会社からの情報提供及び防災行政無線保守点検に係る委託料でございます。18 節備品購入費 80 万円につきましては、災害用浄水器 1 台分でございます。次の、19 節負担金、補助及び交付金 54 万 9,000 円の主なものは、地域衛星通信ネットワークの管理負担金でございます。

5 の、災害用備蓄品購入事業費 95 万 9,000 円につきましては、11 節需用費で乾パンなどの購入に要する経費でございます。

6 の、9.1 総合防災訓練事業費 450 万円を計上いたしております。この 9.1 総合防災訓練は、本年 9 月 1 日の防災の日に宮城県と本市が共催で開催するものでございます。

まず、1 節報酬 99 万円につきましては、同訓練に係る交通安全指導隊員及び消防団の出動報酬でございます。11 節需用費 138 万 3,000 円につきましては、消耗品等でございます。13 節委託料 178 万 7,000 円の主なものといたしましては、訓練会場の設営・撤去業務委託料として 145 万円及び看板作成等に係る業務委託料 30 万円でございます。

● 10 款 教育費

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目教育委員会費で 247 万 6,000 円でございます。

これは、1 の、教育委員会運営に要する経費で、主なものは教育委員の報酬等でございます。

○相沢学校教育課長

2 目事務局費は 2 億 4,138 万 9,000 円の計上でございます。

1 の、人件費につきましては省略させていただきます。

2 の、外国人による外国語指導に要する経費 882 万円でございますが、これは昨年 8 月から実施しております外国語指導助手業務の委託料でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次、3 の、教育総務課関係経費で 8,025 万 1,000 円でございます。主なものは、公用車等借上料 14 台分で 325 万 7,000 円、次のページをお願いいたします。幼稚園就園奨励費補助金で対象人数 1,025 人を見込み、7,357 万 9,000 円でございます。

○相沢学校教育課長

次に、4の、学校教育課関係経費 1,605万 4,000円でございますが、昨年と比べ 167万 5,000円の増額となっております。その主なものは、1節の学校教育専門指導員に係る報酬、11節需用費の印刷製本費で、小学校副読本「わたしたちの多賀城」 800部の増刷に係る経費でございます。19節負担金、補助及び交付金 1,025万 5,000円につきましては、ここに記載されております各種団体に対する負担金と補助金でございます。そのほかは経常経費でございます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

3目教育施設及び文化施設管理基金費でございますけれども、全体的には金利水準が上昇しますことから、増額を見込んでございますけれども、過去に高い金利設定で預け入れしていたものが、協定期間が終了することによりまして減額となりますので、総額では若干の増額というふうに見込んでおるところでございます。

○相沢学校教育課長

次の 154 ページをお開き願います。

2項 1目学校管理費で 2億 988万 7,000円でございます。

1の、人件費については省略させていただきます。

2の、特別支援学級在籍児童支援事業費 423万 4,000円でございますが、昨年度までは特殊学級在籍児童支援事業費としておりましたが、学校教育法の改正により、平成 19年度からこのような事業名称になったものでございます。

なお、市単独事業として特別支援学級の教員補助員を配置しているもので、5名分の報酬が主なものでございます。

次に、3の、障害児指導支援事業費 508万 2,000円でございますが、普通学級内での特別に教育支援を要する児童等について、担任教師の補助員として市内 6小学校に 1人ずつ配置し、小学校低学年での特別支援教育の充実を図るもので、1節報酬が主なものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、4の、教育総務課関係経費 7,687万円でございますが、主なものは、各小学校の燃料費 455万 7,000円、光熱水費 3,397万 9,000円、修繕料 812万 7,000円、電話料等の通信運搬費 178万 5,000円、施設維持管理等業務委託のための委託料として 1,032万 1,000円、城南小学校プレハブ校舎借上料 1,155万円、学校用備品購入費 134万 3,000円等でございます。

次のページをお願いいたします。

○相沢学校教育課長

5の、学校教育課関係経費 2,083万 2,000円でございますが、昨年度より 193万 4,000円の減額でございます。これは読書活動推進の立場から、平成 19年度より天真小学校と城南小学校におきまして、図書館補助員を市立図書館から直接派遣を受けることによる図書館補助員報酬の減によるものでございます。

歳出の主なものでございますが、1節報酬 1,150万 6,000円は、小学校 6校分の学校医、管理校医、学校薬剤師及び図書館補助員 4名分の報酬でございます。7節賃金 77万 6,000

円は看護師及びプール監視員の賃金でございます。8 節報償費 190 万 9,000 円は、就学時健康診断の医師謝礼及び卒業記念品代等でございます。12 節需用費で 103 万 1,000 円は、学校災害賠償補償保険の契約時期の変更により、平成 20 年度も 19 年度中に契約するため、2 年分を計上したものでございます。13 節委託料 526 万 4,000 円、これは児童及び教職員の健康診断委託料が主なものでございます。

次に、6 の、学校用務員業務委託事業費 2,225 万 1,000 円でございますが、平成 17 年度から天真小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校の 3 校につきまして、学校用務員業務を外部委託してまいりましたが、新たに多賀城東小学校の一部業務を委託するものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、7 の、学校施設改修事業費 1,088 万円でございますが、これは城南小学校屋内運動場の照明の昇降装置を改修する工事、天真小学校家庭科室屋上の防水修繕工事、天真小学校渡り廊下の破風の修理工事、多賀城東小学校ほかの受電設備改修工事を行うものでございます。

次に、8 の、多賀城小学校費 440 万 9,000 円は、児童数 815 名、26 学級に係る消耗品等の経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

9 の、多賀城東小学校費 360 万 9,000 円は、児童数 549 名、22 学級に係る経常経費でございます。

10 の、山王小学校費 444 万 9,000 円は、児童数 728 名、23 学級に係る経常経費でございます。

11、天真小学校費 320 万 6,000 円は、児童数 510 名、17 学級に係る経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

12、城南小学校費 476 万 6,000 円は、児童数 815 名、28 学級に係る経常経費でございます。

13、多賀城八幡小学校費 283 万 5,000 円は、児童数 431 名、13 学級に係る経常経費でございます。

○相沢学校教育課長

2 目教育振興費で 4,050 万 2,000 円の計上でございます。

まず、1 の、「総合的な学習の時間」に要する経費の 211 万 8,000 円でございますが、これは「総合的な学習」の授業を実施するための講師謝金、消耗品等の購入費でございます。次のページをお開き願います。14 節で 113 万 8,000 円を計上しておりますが、これは各学校ノート型パソコン 2 台及び学校図書館用デスクトップパソコン 1 台のリース料でございます。

次に、2 の、要保護、準要保護に要する経費として 1,175 万 2,000 円を計上しております。これは学校給食費、学用品費などの扶助費でございます。

次に、3の、特殊教育就学奨励に要する経費 111万9,000円でございますが、これも学用品費、給食費等の扶助費でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、4、教育用コンピュータ整備事業費 1,916万3,000円です。これは小学校6校の教育用パソコン等の借上料でございます。

次に、5の、義務教育教材費に要する経費 580万円でございますが、各小学校の教材用消耗品及び備品購入費で、それぞれの学校の学級数等に応じて計上いたしております。

次に、6の、理科教育設備に要する経費 55万円でございますが、各小学校の理科備品購入費でございます。

次に、3目学校建築費ですが、6億484万6,000円でございます。前年度と比較いたしまして4億5,148万2,000円の減となっております。平成19年度は改築事業の最終年度で、現在建築中の北校舎の年割額相当額の工事費及び周辺外構工事費等のほか、既設備品等移設運搬業務委託といたしまして329万3,000円、学校用備品購入費として1,500万円、その他旅費、需用費等の事務費を計上いたしております。

なお、新しい校舎は今年12月に完成し、3学期から使用する予定となっております。

○相沢学校教育課長

164ページをお開き願います。

3項1目学校管理費で1億3,383万5,000円でございます。

1の、人件費については省略させていただきます。

2の、特別支援学級在籍生徒支援事業費 423万4,000円でございますが、小学校費でも御説明しましたとおり、学校教育法改正に伴い、事業名称が変更になりました。これは市単独事業として特別支援学級補助員を5名配置するもので、1節報酬が主なものでございます。

次に、3の、スクールカウンセラー活用調査研究事業関係経費 36万円でございます。これは県費負担のスクールカウンセラーが市内4中学校に派遣されており、カウンセリングに係ります消耗品代、電話代等の経費でございます。

次に、4の、「心の教室相談員」活用事業関係経費 121万円につきましては、これも市単独の事業として、市内すべての中学校に配置しております「心の教室相談員」の謝金でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、5の、教育総務課関係経費 4,843万8,000円でございますが、主なものは、各学校の燃料費 356万8,000円、光熱水費 2,647万2,000円、修繕費 568万4,000円、電話料等の通信運搬費 125万4,000円、施設維持管理等業務のための委託料として702万8,000円等でございます。

○相沢学校教育課長

次のページをお願いいたします。

6の、学校教育課関係経費 1,420万 9,000円の計上でございます。昨年度より 386万 9,000円の減額でございます。これは平成 18年度中に中学校で採用されました教科書の教師用指導書、教師用教科書等の購入費の減額が主なものでございます。

歳出の主なものは、1節報酬 836万 9,000円は中学校 4校分の学校医、管理校医、学校薬剤師及び図書館補助員の報酬でございます。7節賃金 45万 2,000円は、プール監視員の賃金でございます。8節報償費 54万 1,000円は、健康診断の医師謝礼及び卒業記念品代等でございます。13節委託料 384万 8,000円は、生徒及び教職員の健康診断委託が主なものでございます。

次に、7の、学校用務員業務委託事業費 1,409万円でございますが、昨年度より 579万 6,000円の増額でございます。これは市職員の学校用務員 2名が定年退職することに伴いまして、新たに高崎中学校の学校用務員業務を委託することによる増額でございます。平成 19年度は合わせて 5名分の学校用務員業務を外部委託する予定でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、8、学校施設改修事業費 909万 2,000円でございますが、これは多賀城中学校非常放送設備修繕工事、第二中学校屋内運動場の照明の昇降装置を改修する工事、多賀城中学校ほかの受電設備修繕工事を行うものでございます。

次に、9の、多賀城中学校費 494万 2,000円は、生徒数 518名、17学級に係る消耗品等の経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

10の、第二中学校費 385万 8,000円は、生徒数 407名、14学級に係る経常経費でございます。

11、東豊中学校費 296万 5,000円は、生徒数 291名、10学級に係る経常経費でございます。

12、高崎中学校費 491万 6,000円は、生徒数 594名、18学級に係る経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

○相沢学校教育課長

次に、2目教育振興費 3,259万 4,000円の計上でございます。

1の、「総合的な学習の時間」に要する経費としまして、140万 9,000円を計上しておりますが、これは「総合的な学習」の授業を実施するための経費で、講師謝金や消耗品の購入費等でございます。また、14節で 75万 8,000円を計上しておりますが、これは各学校にノート型パソコン 2台及び学校図書館用デスクトップパソコン 1台のリース料でございます。

2の、要保護、準要保護に要する経費 1,099万 1,000円ですが、昨年度より 161万 6,000円の増額でございます。これは対象生徒の増加による増額でございます。

次に、3の、特殊教育就学奨励に要する経費 96万 1,000円は、昨年度より 30万 1,000円の増額でございますが、これも対象生徒の増加による増額でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、4の、教育用コンピュータ整備事業費 1,370万 8,000円でございますが、中学校4校の教育用コンピュータの借上料でございます。平成19年度は高崎中学校のパソコンを購入する予定でございます。

恐れ入りますが、資料4の6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございますが、下から5行目になりますが、パソコン借上料といたしまして、先ほど学校教育課長が説明いたしました小学校及び中学校の「総合的な学習の時間」用のコンピュータの借り上げとあわせまして、平成24年度まで記載の限度額で債務負担行為を設定させていただくものでございます。

内訳につきましては、資料9の20ページに記載してありますので、御参照願いたいと思います。

恐れ入りますが、資料7の171ページにお戻りいただきたいと思っております。

次に、下から二つ目ですが、5の、義務教育教材費に要する経費488万円は、各中学校の教材用消耗品及び備品購入費で、それぞれの学校の学級数等に応じて計上しております。

次に、6の、理科教育設備に要する経費64万5,000円でございますが、各中学校の理科備品購入費でございます。

次のページをお願いいたします。

○昌浦委員長

ここで休憩といたします。再開は3時20分にしたいと思っております。

午後3時04分 休憩

午後3時20分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

○伊丹生涯学習課長

それでは、172ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費は4億6,855万9,000円でございます。

2の、社会教育総務に要する経費は1,222万円でございます。主なものは、1節報酬の198万8,000円で、これは非常勤職員で社会教育指導員の報酬及び社会教育委員報酬でございます。19節負担金、補助及び交付金で871万5,000円で、説明欄に記載してあります各団体等への補助金でございます。

3の、生涯学習支援センター維持管理に要する経費は849万1,000円でございます。その主なものは、11節需用費の光熱水費で475万2,000円、13節委託料227万9,000円で、清掃業務等施設の維持管理のための委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

4の、青少年育成センター運営等に要する経費は303万2,000円でございます。その主なものは1節報酬の261万9,000円で、これは非常勤職員で青少年指導員の報酬及び青少年補導員の年額報酬と巡回指導の報酬でございます。

2目社会教育振興費は881万4,000円でございます。

1の、生涯学習推進費224万1,000円でございます。主なものは19節負担金、補助及び交付金で、195万2,000円は生涯学習100年構想実践委員会に対する補助金でございます。

2の、生涯学習活動費補助金交付事業費250万円でございます。主なものは、市民を対象として開催する講習会、講演会または大会等の事業、青少年の団体が市外の者と交流する事業、県及び市などを代表して参加出場する事業等に対する補助金でございます。

3の、史都多賀城万葉まつり実行委員会運営補助事業費173万5,000円は、主なものは実行委員会に対する運営費補助金でございます。

4の、学校開放講座開設費16万6,000円で、市内の小中学校の施設を利用して開催する講座に係る経費でございます。講習は各学校の先生にお願いし、7講座を予定しております。

5の、家庭教育事業費47万円でございます。主なものは、次のページをお願いいたします。これは家庭教育の支援講座を、小中学校及び公民館等を会場に21講座を予定しております。

なお、この事業は、宮城県地域家庭教育推進協議会からの受託事業で、事業費は全額協議会負担となっております。

6の、リーダー育成等研修費は39万円でございます。ジュニアリーダー初級研修等の費用でございます。

7の、成人式に要する経費58万4,000円でございます。主なものは、19節負担金、補助及び交付金30万円は、成人式実行委員会に対する補助金でございます。

なお、平成20年の成人式は、成人者に対する参加記念品を廃止して、市民へ広く呼びかけ、実行委員会を設立し、その実行委員会に対し30万円を補助金として交付するものでございます。

8の、ワンパクスクールに要する経費72万8,000円でございます。これは小学5、6年生を対象に、夏休み期間に志津川自然の家で実施する体験学習の費用でございます。

次のページをお願いいたします。

3目公民館費で3,164万5,000円の計上でございます。

初めに、山王地区公民館耐震診断事業費482万円、体育館を含み耐震診断業務を行うものでございます。

次に、中央公民館ですが、2の、お祭り用具の貸し出しに要する経費23万円は、需用費の修繕料で太鼓等の修理代が主なものでございます。

3の、青少年教育事業費2万1,000円で1教室、4の、成人教育事業費113万7,000円で、地域おこしセミナー、文化センターまつり等9講座、5の、高齢者教育事業費39万7,000円で1講座、6の、家庭教育事業費11万円、3講座でございます。いずれも講師謝金等の経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

7の、市民音楽祭、美術展費 188万 7,000円でございます。主なものは、8節報償金で審査員謝礼等で64万 7,000円、11節需用費64万 2,000円は印刷製本費で美術展、音楽祭ポスター印刷及び美術展の目録印刷等でございます。そのほか消耗品等は経常経費でございます。

次に、山王地区公民館ですが、8の、青少年教育事業費3万 2,000円で2事業、9の、成人教育事業費で38万 5,000円で6講座、10の、高齢者教育事業費で22万 9,000円で2講座、いずれも講師謝金と経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

大代地区公民館でございますが、11の、青少年教育事業費2万 1,000円で1教室、12の、成人教育事業費72万 1,000円で6講座と、13の、高齢者教育事業費で22万 3,000円で1講座、いずれも講師謝金と経常経費でございます。

次に、14の、中央公民館一般事務経費35万 7,000円は、公民館事務に要する経常経費でございます。

15の、中央公民館維持管理経費15万 6,000円は経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

16の、山王地区公民館一般事務経費72万 7,000円は、公民館事務に要する経常経費でございます。

17の、山王地区公民館維持管理経費929万 5,000円でございますが、主なものは、1節報酬で362万 6,000円は非常勤職員2名の人件費でございます。11節需用費の光熱水費110万 4,000円、修繕料30万円、13節委託料は318万 3,000円で、清掃業務等施設維持管理業務の委託料でございます。

18の、大代地区公民館一般事務経費61万 1,000円は、公民館事務に要する経常経費でございます。

19の、大代地区公民館維持管理経費1,028万 6,000円でございます。主なものは、1節報酬で362万 5,000円は非常勤職員の人件費でございます。11節需用費の光熱水費90万円、修繕料165万 3,000円は、電気設備修繕料でございます。次のページをお願いいたします。13節委託料で310万 8,000円は清掃業務委託と施設維持管理業務の委託料でございます。

○高倉文化財課長

次に、4目文化財保護費は2,431万 4,000円で、前年度対比1億 1,599万 9,000円の減額となっております。その主な要因は、平成17年から18年度に実施してきました（仮称）「考古資料館」施設整備事業の終了によるものであります。

1の、文化財の普及、啓発に要する経費82万 2,000円は、歴史講座の講師謝金でありま
ず報償費、転入者等の市民を対象とする文化財めぐりの公用バス運行委託料のほか、各種
顕彰会、保存会に対する補助金等であります。

2の、特別史跡多賀城跡復元整備に要する経費25万 9,000円は、経常経費であります。

3の、文化財保護管理に要する経費は 2,323万 3,000円で、前年度対比 139万 7,000円の減額となっております。1節報酬は文化財保護委員及び史跡管理員の報酬、11節需用費は史跡の維持管理に係る消耗品、光熱水等の経費、修繕料等で 231万 9,000円、13節委託料は 1,726万 1,000円で、次のページをお願いします。その内容は、多賀城跡の除草清掃業務委託、地元3団体に委託しております。維持管理業務委託、これはシルバー人材センターに委託しています。樹木管理業務委託などと、松くい虫の被害等総合対策事業等であります。

次の、5目史跡保存費は 2億 5,000万円で、3,365平方メートルの土地の公有化と家屋等の移転補償を行う予定です。

○伊丹生涯学習課長

6目図書館費として 4,959万 1,000円でございます。

1の、図書館運営管理に要する経費 4,919万円で、主なものは、1節報酬で 1,563万 6,000円は非常勤職員の人件費でございます。11節需用費の消耗品費 1,747万 7,000円は、一般図書、雑誌、ビデオテープ等の資料代等でございます。光熱水費は 342万円です。13節委託料 490万 2,000円は、施設維持管理業務委託料でございます。次のページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料で 597万 2,000円は印刷機、図書館情報システム借り上げ等でございます。18節備品購入費 100万円は基本図書購入費でございます。

次に、2の、図書館協議会に要する経費 15万 8,000円は経常経費でございます。

3の、図書館の行事に要する経費 24万 3,000円は、図書館講座等に係る経常経費でございます。

7目視聴覚ライブラリー費 185万 7,000円の計上でございます。主なものは 19節負担金、補助及び交付金で、宮城中央地区視聴覚教育協議会に対する負担金 165万 3,000円でございます。

次に、8目市民会館費 1億 463万 1,000円でございます。主なものは、1節報酬の 332万 6,000円は、非常勤職員の人件費でございます。11節需用費の 3,434万 2,000円は、消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。次のページをお願いいたします。13節委託料 6,452万 7,000円は、清掃業務等施設維持管理等業務の委託料でございます。

○高倉文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費は 7,708万 8,000円で、前年度対比 1,086万円の増額であります。この主な理由は、受託事業に要する経費と、新たに埋蔵文化財調査センター体験館の展示運営管理事業によるものであります。

1の、埋蔵文化財緊急調査（補助事業）に要する経費は、前年度同額 900万円で、個人住宅等の発掘調査に対応する経費であります。

2の、埋蔵文化財緊急調査（単独）に要する経費についても、前年度同額の 200万円を計上しております。これは、市内の埋蔵文化財包蔵地内に発生します開発等の試掘確認調査に要する経費であります。

次のページをお願いします。

3の、発掘調査受託事業に要する経費は2,856万8,000円で、その主なものは、7節賃金が1,731万2,000円、11節需用費が322万8,000円、13節委託料218万2,000円、14節使用料及び賃借料が505万9,000円であります。

4の、出土品等の整理保存に要する経費(補助事業)は、前年度より100万円減額の300万円を計上しております。これは市内の遺跡から出土した木製品あるいは鉄製品を長く保存するため、化学的な保存処理を行うもので、主なものは、7節賃金が87万5,000円、13節委託料96万3,000円は、外部の専門機関へ保存処理を委託するものであります。

次のページをお願いいたします。

5の、出土品等の整理保存に要する経費(単独)は、前年度より159万6,000円減額の175万円で、主なものは14節使用料及び賃借料の155万円でございます。これはPEGという樹脂材料の含浸装置の借上料でございます。

6の、埋蔵文化財調査センター総務に要する経費1,587万円は、非常勤職員の報酬と埋蔵文化財調査センターの管理運営費であります。

7の、埋蔵文化財啓発活動に要する経費300万円は、企画展や速報展等の展示事業を初めとする各種啓発活動事業を行うもので、その主なものは、ポスター、年報、報告書等の印刷製本費などの需用費が137万4,000円、企画展の展示ディスプレイ業務委託料134万8,000円等でございます。

8の、埋蔵文化財啓発活動事業費(補助事業)は、新規事業として500万円を計上しております。これは新たにできます体験館の広報、紹介を行うための印刷製本費等の需用費が73万円、次のページをお願いいたします。展示ディスプレイ業務委託401万9,000円等であります。

9の、埋蔵文化財保存活用整備事業費(補助事業)400万円は、調査資料のデジタル化事業と出土品等の再整備事業を統合したもので、7節賃金が145万2,000円、11節需用費が74万円、13節委託料が180万円であります。

10の、埋蔵文化財調査センター体験館運営管理事業費は、平成19年度から開設する体験館の管理運営に要する経費として490万円を計上いたしました。その主なものは、11節需用費が197万9,000円、13節委託料が164万6,000円、18節備品購入費が109万7,000円等でございます。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次の、10目生涯学習推進基金費でございますけれども、金利動向を踏まえまして、増額の計上をさせていただいております。

○伊丹生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費で1億5,441万4,000円でございます。

2の、保健体育総務に要する経費156万1,000円の主なものは、19節負担金、補助及び交付金114万8,000円は多賀城市体育協会、武道祭等への補助金でございます。

3の、社会体育施設管理運営業務に要する経費1億2,531万5,000円は、13節委託料で、指定管理者である多賀城市民スポーツクラブへの総合体育館、市民プール、市民テニスコートの施設管理などの委託料でございます。

済みませんが、資料4の6ページをお願いいたします。

上から7段目の、社会体育施設管理運営業務委託でございますが、平成20年度から平成22年度までの3年間を期間として、限度額が記載のとおりで、債務負担行為をお願いするものでございます。

もとに戻りまして、資料7の200ページをお願いいたします。

4の、公園内運動施設運営に要する経費96万1,000円の主なものは、多賀城公園野球場、中央公園グラウンドの維持管理に要する経常経費でございます。

5の、学校施設開放に要する経費80万6,000円で、主なものは、11節需用費で施設の修繕料など経常経費でございます。

6の、体育指導委員等に要する経費122万2,000円でございます。次のページをお願いいたします。主なものは、1節報酬で47万5,000円は体育指導委員の年額及び実技指導報酬でございます。8節の報償金70万5,000円は、各行政区においておりますスポーツ振興員の謝礼でございます。

○相沢学校教育課長

2目学校給食管理費4億9,576万5,000円の計上でございますが、1の、職員人件費については省略させていただきます。

2の、給食センター管理に要する経費5,816万2,000円でございますが、昨年度より447万9,000円の増額でございます。その主なものは、11節需用費で324万6,000円、これは空調設備の消耗品及び小破修理費用でございます。13節委託料の969万8,000円は給食センター施設の維持管理に要する経費で、設備機器等の保守点検12件分でございます。14節使用料及び賃借料4,046万9,000円につきましては、厨房機器の借り上げに係るリース料等でございます。

15節工事請負費の300万円は、昨年12月議会でお認めいただきました給食センターの蒸気配管等改修工事を引き続き新年度におきましても計画的に行ってまいりますのでございます。18節備品購入費の85万1,000円は、第二学校給食センターから引き続き使用してまいりました保存食用の冷凍保存冷凍庫が使用できなくなったために、新たに購入するものでございます。

次に、3の、給食調理に要する経費として4億793万3,000円を計上しております。次のページをお開き願います。まず、11節需用費の5,545万8,000円は、調理に係る光熱水費が主なものでございます。13節委託料3億5,238万9,000円は、調理等業務委託と食材発注業務委託並びに廃棄物等処理委託料でございます。

4の、「食に関する指導」に要する経費91万2,000円でございますが、その主なものは、11節需用費で小中学校別の献立表や給食だよりの印刷代でございます。

● 11款 災害復旧費

○伊藤交通防災課長

次の 206 ページをお開き願います。

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費の 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

- 12 款 公債費

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目元金、それから 2 目利子でございますけれども、計上額、増減額とも記載のとおりでございます。これは既発の、既に発行している臨時財政対策債の償還が上乘せになっていること。それから、元利均等償還分で償還金に占める利子の割合が小さくなってきていること、これが主な要因でございます。

- 13 款 諸支出金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

13 款 1 項 1 目土地取得費でございますけれども、科目設定でございます。

- 14 款 予備費

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目予備費でございますけれども、966 万 5,000 円増の 4,022 万 5,000 円を計上させていただいております。これは、前年度平成 18 年度の補正後の水準、それと同水準のものを確保させていただいたものでございます。

ここで、恐縮でございますが、資料の 4 の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございますけれども、一番上の、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡資金の融資に伴う損失補償でございますけれども、記載のとおり期間、それから限度額で債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以下、説明が終わってございますけれども、中ほどの下の方で自動車借上料がございますけれども、自動車借上料につきましては 16 台分でございます。

それから、一つ飛ばしまして、次の業務支援システム借上料でございますけれども、これは 2 件分でございます。

それから、その次の、各種管理業務等委託につきましては 4 件分、それから、各種清掃業務委託につきましては 4 件分、各種保守点検業務委託につきましては 18 件分の、複数年の債務負担行為でございます。

詳細につきましては、資料 9 の 20 ページに記載をしておりますので、御参照願いたいと思います。

ここで、恐れ入りますけれども、資料 9 の 15 ページをちょっとお開きいただきたいと思っております。

ここでちょっと一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

資料 9 の 15 ページでございまして、下から 3 行目、単独事業費（旭ヶ岡街路一号線ほか）と書いてございますけれども、ちょっと路線名に誤りがございました。ここは、「黒石崎団地 12 号線ほか」の誤りでございましたので、訂正をお願いいたします。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○昌浦委員長

以上で歳出の説明を終わります。

● 歳入説明

○昌浦委員長

次に、各課長等より歳入の説明を求めます。

● 1 款 市税

○坂内税務課長

それでは、市税について御説明申し上げます。

資料 9、議案関係資料の 25 ページをお開き願います。

市税対前年度比較表でございしますが、この表は、現年課税分、滞納繰り越し分の合計の予算額でございします。

平成 19 年度の予算の市税見積りりの総括的なことにつきましては、この比較表で御説明し、詳細につきましては、この表の説明の後に、それぞれ税目ごとに御説明いたします。

平成 19 年度当初予算額(A)と、右側の比較増減、当初比較、最終比較の欄をごらん願います。

初めに、市民税で、個人、法人を合わせた合計では、当初予算額 35 億 9,351 万 7,000 円で、平成 18 年度当初予算と比較いたしますと 6 億 5,366 万 9,000 円増、22.2%の増となっております。最終予算比較では、6 億 2,193 万円の増でございまして、20.9%増となっております。

市民税の内訳では、個人市民税で、当初予算額 30 億 4,581 万 6,000 円、当初比較で 6 億 3,854 万 3,000 円プラスで、26.5%の増となっております。最終比較で 6 億 1,236 万 8,000 円プラスで、25.2%の増となっております。

法人市民税で、当初予算額 5 億 4,770 万 1,000 円、当初比較で 1,512 万 6,000 円プラスで 2.8%の増、最終比較では 956 万 2,000 円プラスで 1.8%の増となっております。

次に、固定資産税でございしますが、固定資産税合計では、当初予算額 32 億 7,891 万 7,000 円、当初比較で 5,011 万 7,000 円プラスで 1.6%の増、最終比較で 461 万 5,000 円プラスで 0.1%増となっております。

固定資産税の内訳では、土地・家屋・償却資産の固定資産税で、当初予算額 32 億 3,336 万 9,000 円、当初比較で 5,154 万 7,000 円プラスで 1.6%の増、最終比較で 604 万 5,000 円プラスで 0.2%の増。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、当初予算額 4,554 万 8,000 円、当初比較及び最終比較でマイナス 143 万円、3.0%の減となっております。

次に、軽自動車税でございますが、当初予算額 7,372 万 6,000 円、当初比較で 513 万 1,000 円、7.5%の増となっております。最終比較で 325 万 5,000 円、4.6%増となっております。

次に、市たばこ税でございますが、当初予算額 3 億 9,001 万 6,000 円、当初比較でマイナス 182 万 2,000 円、0.5%の減、最終比較でマイナス 1,670 万 7,000 円、4.1%の減となっております。

次に、特別土地保有税でございますが、当初予算につきましては、滞納繰り越し分についてのみ予算額 1,000 円の科目設定をしております。これは平成 15 年度から、新たな課税は行わないことになりましたので、科目設定だけしております。

最後に、都市計画税でございますが、当初予算額 6 億 6,483 万 4,000 円、当初比較で 627 万円プラスで 1%の増、最終比較で 211 万 8,000 円プラスで 0.3%増となっております。

この結果、当初予算額合計は 80 億 101 万 1,000 円となり、平成 18 年度当初予算との比較では 7 億 1,336 万 5,000 円プラス、9.8%の増、最終予算比較では 6 億 1,521 万 1,000 円プラス、8.3%の増となっております。

次の、26 ページに、現年課税分、滞納繰越分の対前年度比較表がございますので、それを参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、各税目の現年課税分について御説明いたしますので、27 ページをごらん願います。

初めに、1 の、個人市民税でございます。

まず、均等割額でございますが、最近の雇用情勢は厳しさが残るものの、昨年 11 月の完全失業率は 4.1%となっております。平成 18 年の春以降は 4%台を推移しております。

雇用の改善に向けた動きが見られることから、平成 18 年 12 月の実人数の 2 万 9,029 人の納税義務者数は若干増加するものと見込みまして、2 万 9,087 人、税額は(ア)の 8,638 万 8,000 円を見込んでおります。

税制改正分は、平成 17 年度の税制改正によりまして、65 歳以上の者に係る非課税措置の段階的廃止に伴う均等割額でございます。19 年度分はその 3 分の 1 が減額されるもので、あと 20 年度分は全額課税ということになります。それで、(イ)の 178 万 6,000 円を見込んでおります。均等割額合計額は、(A)の 8,817 万 4,000 円を見込んでおります。

次に、総合課税による所得割額でございますが、本市の課税総所得金額の約 83%を占めております。内閣府の 12 月の月例経済報告では、「景気は消費に弱さが見られるものの回復している。企業収益は改善し、設備投資は増加しており、企業部門から家計部門への波及は、ゆっくりとではあるが今後も進んでいく」との見方をしています。

ただ、地方の景気は厳しいものがありまして、平成 18 年度の当初予算見込み総所得金額と比較しますと、個人所得は大幅な伸びが見込めない状況にあります。

予算の計上に当たっては、家計調査統計や失業率、課税状況調べの総所得金額の推移などを勘案しまして、総所得金額、所得控除額を見込みまして、個人市民税額は(ア)の 28 億 9,635 万 1,000 円を見込んでおります。

平成 18 年度の税制改正におきまして、所得税から個人住民税の恒久措置とした税源移譲によりまして、個人住民税所得割の税率構造を累進税率から 10%比例税率化しております。

それに伴いまして、個人市民税所得割の税率を一律 6%としております。

また、新たに調整控除額 6,725 万 4,000 円を見込んでおりますが、これは所得税と個人住民税の人的控除額、例えば基礎控除とか扶養控除、その差額に起因する負担増を調整するためのものです。

次に、税制改正分としまして、(イ)の 434 万 9,000 円を見込んでおりますが、65 歳以上の者に係る非課税措置の段階的廃止に伴う所得割額でございます。

以上、総合課税による所得割額の合計としまして、(B)の 29 億 70 万円を見込んでございます。

次に、28 ページをお願いいたします。

分離課税による所得割額でございますが、これは土地取引や土地等の所有者異動通知などを参考に見積もっております。

平成 18 年 11 月末現在の課税状況は、表の下から 2 行目、右の所得割額の欄になりますが、4,036 万 9,000 円となっております。19 年度当初予算では、これまでの異動通知の状況や税率が改正されたことから、18 年度よりも減少するものと見込んでおります。

18 年度の税制改正におきまして、総合課税の所得割の税率改正に伴いまして、分離課税などに係る税率が改正されたことから、平均税率を 3%と見まして、税額は(C)の 3,618 万 4,000 円を見込んでおります。

この結果、個人市民税の合計の予算額は 30 億 2,505 万 8,000 円となり、平成 18 年度当初予算比較では 26.9%の増となっております。

参考といたしまして、平成 17 年度、これは 4)になりますが、65 歳以上の者に係る非課税措置の段階的廃止、それから平成 18 年度の改正分で、1)の税源移譲に伴う個人市民税の所得割の比例税率化、それから定率減税の廃止、3)番に、人的控除額の差に基づく負担増の調整額が改正分でございます。平成 19 年度影響額としまして 7 億 1,586 万 6,000 円を試算してございます。

次に、29 ページ、2 の、法人市民税の均等割額でございますが、平成 18 年度の申告法人数を参考に見込み、平成 19 年度は 1,176 法人、18 年度当初見込みでは 1,226 法人を見込んでおりまして、50 法人の減となっております。税額では、(A)の 1 億 5,933 万円を見込んでおります。

法人税割額でございますが、内閣府の月例経済報告、これは 12 月なのですけれども、企業部門の好調さが家計部門に波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれております。輸出は横ばい、設備投資は企業収益の改善や需要の増加を受けて増加しているとされております。

平成 18 年度の各法人の申告状況を見ますと、業種間において企業収益の格差が見られますが、緩やかに増加している状況と思われれます。

ただ、地方経済の回復のおくれも懸念されておまして、地方の中小企業の収益環境は依然として厳しく、回復の足取りは緩やかな状況にあると思われれます。

市内の主要な法人の企業収益と見込みにつきまして、聞き取り調査や平成 18 年事業年度の確定申告、それから中間申告等などからは、卸売とか小売業、飲食店、運輸通信業、建設

業で増益となっておりますが、一方、製造業とか電気、ガス、水道業、サービス業、金融・保険業で減益となっております。

これらの企業の決算状況を推測いたしまして、法人税割は(B)の3億8,711万9,000円を見込んでおります。

この結果、法人市民税の合計の予算額は5億4,644万9,000円となり、平成18年度当初予算比較では2.9%の増となっております。

次に、30ページをお願いいたします。

3の、固定資産税でございます。

初めに、土地でございます。この表は地目別に地積、課税標準額の対前年度比較を行ったものでございまして、平成18年度の数値は当初課税実績でございます。この課税実績数値をもとにしまして、平成18年1月から12月までの異動分を見込み、課税標準額を算出しております。

土地については、地目間での地積の変動はございますが、全体として課税地積にさほど変動はなく、課税標準額については、地価の下落等の影響を受けまして1.9%の減少となっております。平成17年7月から平成18年7月1日までの地価の下落は、市内単純平均でマイナス3.1%として、依然として下落が続いているものの、前年度と比較しますと下落幅の縮小傾向が見られ、地区ごとでは商業地区でマイナス2.9%、住宅地区でマイナス3%、工場地区でマイナス3.9%となっております。

平成18年度と比較いたしますと、純農地は、地積、課税標準額とも道路、文化財用地などの買収事業によるもので、若干の減少となっております。

市街化区域農地につきましては、開発行為、ミニ開発、農地転用などに伴いまして、地積で2.2%、1万8,869平方メートルの減、課税標準額では負担調整措置等の影響で5.7%の増加となる見込みでございます。

宅地につきましては、全体として開発行為、ミニ開発等による宅地化が進み、地積で0.4%、2万5,753平方メートル増加し、課税標準額では地価の下落の影響で1.8%、13億2,118万1,000円減少する見込みでございます。

このうち、小規模住宅用地については、地積で1.7%、5万2,597平方メートル増加しまして、課税標準額も地積の増加分と負担調整措置の影響によりまして、2.6%、4億1,763万円増加する見込みで、一般住宅用地につきましても、地積で0.1%、1,661平方メートル増加しまして、課税標準額も小規模住宅用地と同様な理由から0.6%、6,399万4,000円増加する見込みでございます。非住宅用地につきましては、地積で1.1%、2万8,235平方メートル減少しまして、課税標準額についても地価の下落の影響により、マイナス3.8%、18億280万5,000円減少する見込みでございます。

山林につきましては、宅地開発による減少で、地積で6%、1万1,776平方メートル、課税標準額で5.7%、36万3,000円減少する見込みでございます。

その他の地目につきましては、開発行為による造成中の土地の増加に伴い、地積で1.4%、1万1,300平方メートル増加しまして、課税標準額で、地価の下落もありまして5.3%、4億4,639万3,000円減少する見込みでございます。

全体といたしましては、地積で若干、5,000平方メートルぐらい増加しまして、課税標準額では地価の下落などの影響によりまして1.9%、16億5,439万4,000円減少すること

となりまして、土地に係る税額は、(A)の11億6,060万円となりまして、平成18年度当初予算比較では0.2%の減となっております。

次の31ページをお願いいたします。

次に、家屋でございますが、家屋につきましては、平成18年度の概要調書の数値から、平成18年1月から12月までの新增築、滅失などの異動分を見込んだ、平成19年度総評価見込額をもとに課税標準額を算出しております。

木造家屋の減少分は1万2,990平方メートルを見込んで、平成18年度に比較しますと約3,200平方メートル減少しております。専用住宅や共同住宅の滅失家屋が少なく、平成18年度より床面積で20.2%の減、課税標準額で19.4%の減少となっております。その下の欄の減価分は、3年に1度の評価がえによるもので、平成19年度は該当がございません。増加分に係る新增築家屋は、昨年に比べ若干減少していますが、床面積で前年比0.5%の減少、課税標準額で前年比1.8%の減となっております。木造家屋全体では、前年比床面積で1万9,987平方メートル、1.2%増加しまして、課税標準額につきましても、床面積の増加に伴い4%、税額ベースで約2,290万円の増額と見込んでおります。

非木造家屋につきましては、減少分家屋は1万6,926平方メートルを見込んでおります。これは平成17年中と比較しますと、床面積は少なくなっておりますが、課税標準額は増加しております。これは評価単価の高い病院などの滅失によるもので、その下の欄の減価分は木造家屋と同様でございます。増加分の床面積は3万7,225平方メートルで、そのうち専用住宅・共同住宅で約1,760平方メートル、店舗・事務所で約1万4,400平方メートル、工場・倉庫で約2,000平方メートルとなっており、前年度と比較し床面積で1万22平方メートル、36.8%の増、課税標準額で5億5,398万2,000円の増で、24.6%増加しております。非木造家屋全体では、床面積で2万299平方メートル、1.6%増加し、課税標準額で19億5,118万4,000円、3.1%の増、税額ベースでは約2,730万円の増額を見込んでおります。

その結果、木造、非木造家屋に係る課税標準額は、課税標準額の特例による減額分5,010万7,000円、これは労働金庫、信用金庫が所有、使用する事務所や倉庫の特例で、課税標準額を2分の1とするもので、介護老人保健施設の特例で課税標準額を8分の7とする特例がございます。これを差し引き、(ア)の、1,080億9,128万6,000円を見込んでおります。

次に、新築住宅軽減等でございますが、新築住宅軽減は平成18年度総計から18年度終了分を差し引きまして、平成19年度開始分を加えますと、19年度総計として、表の右下になりますが、税額で5,592万4,000円が軽減になる見込みでございます。次に、減免でございますが、420万円を見込んでおります。これは国際観光ホテル整備法第3条の規定により「登録を受けた家屋の減免」で約352万円、それから、買収等の公共減免68万円でございます。新築住宅軽減等の税額は、(イ)の6,012万4,000円を見込んでおります。

その結果、家屋に係る税額は、(B)の14億3,862万2,000円となり、平成18年度当初予算比較では3.7%の増、5,194万5,000円の増となっております。

次に、32ページの、償却資産でございますが、月例経済報告では、「企業収益は大幅に改善し、好調な中で設備投資は増加している」とされておりますが、地方の企業を取り巻く環境というものは厳しく、景気回復に向けた動きはあるものの、実態として業務拡張に伴う設備投資などは大きく期待できないものがございます。減少幅は平成18年度の評価実績から各種類ごとの減価分を見込み、過去の推移などをもとに設備投資を見込み、課税標

準額は平成 18 年度の 1.2%減を見込みまして、償却資産に係る税額は(C)の 6 億 517 万 2,000 円となり、平成 18 年度当初予算比較では 2.3%の増となっております。

この結果、固定資産税の予算額は、土地、家屋、償却資産の合計で 32 億 439 万 4,000 円となりまして、平成 18 年度当初予算と比較しますと 2%の増、6,257 万 4,000 円の増額となっております。

次に、33 ページの、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。

交付金につきましては、15 の関係省庁、地方公共団体が該当しております。平成 19 年度は 5 年に 1 度の各省庁の国有資産台帳の改定の年に当たることから、建物の価格がほとんどの省庁で減額となっており、土地についても地価の下落の影響で減額となっております。

交付金額は 4,543 万 7,000 円、前年度比較で 137 万 6,000 円で 2.9%の減となっておりますが、郵政公社納付金につきましては、資産の増減がなかったものとして減価計算を行い、11 万 1,000 円と見込み、合計 4,554 万 8,000 円となりまして、18 年度当初予算比較で 3%の減となっております。

次に、5 の、軽自動車税でございます。平成 18 年 11 月末の登録台数をもとに算出しており、18 年度と比較しまして原動機付自転車は台数で 2.7%減少しておりますが、軽自動車及び小型特殊自動車の台数では 391 台増の 3.6%増加し、特に四輪乗用の自家用車は台数で 482 台の増で、6.4%と増加しております。全体といたしまして、登録台数で 2.4%増加しまして、税額で 4.3%、307 万 3,000 円の増加を見込んでおります。

この結果、軽自動車税の予算額は 7,314 万 6,000 円となり、平成 18 年度当初予算比較では 7.8%の増となっております。

次の、34 ページをお願いいたします。

6、市たばこ税でございます。これは平成 15 年度の健康増進法の施行や健康意識の高揚等によりまして、たばこ離れが進んでいると見られまして、年々、前年を下回る状況で推移しております。平成 18 年度税制改正により、18 年 7 月売り渡し分から税率が改正されており、平成 19 年度の見積もりに当たりましては前年の売り渡し本数などの推移などを考慮し、市たばこ税の合計の予算額は 3 億 9,001 万 6,000 円、18 年度当初予算比較で 0.5%の減を見込んでおります。

次に、35 ページの、都市計画税でございます。

土地でございますが、予算額の見積もりにつきましては、固定資産と同様の傾向であり、平成 18 年度と比較いたしますと、全体の地積では前年とほぼ同様ですが、課税標準額は地価の下落の影響を受け、2.1%の減少を見込んでおります。土地に係る税額は、(A)の 3 億 4,190 万 9,000 円を見込んでおります。

次の 36 ページの、家屋でございますが、固定資産税の家屋と同様の傾向でございます。木造家屋全体につきましては、床面積で 1.2%の増、課税標準額で 4.1%の増を見込んでおります。

また、非木造家屋全体につきましては、床面積で 1.6%の増、課税標準額で 3.1%の増となっております。

家屋に係る税額は 3 億 1,707 万 7,000 円を見込んでおります。

この結果、都市計画税の予算額は、土地、家屋の合計で6億5,898万6,000円となり、平成18年度当初予算と比較しますと1.2%の増となっております。

なお、非木造家屋の表の下の欄の課税標準額の特例による減額につきましては、介護老人保健施設を除きまして固定資産税と同様でございます。

次に、37ページの、平成19年度予算に係る滞納繰越見込額について御説明申し上げます。

初めに、個人市民税でございますが、現年度分未納見込額としまして、平成18年度の調定額から未納額として3,329万2,000円を見込んでおります。

次に、滞納繰越分未納見込額としまして、これは平成17年度以前に係る未納額でございますが、8,641万6,000円と見込み、さらに執行停止見込額1,591万6,000円を差し引きまして、未納額合計を1億379万2,000円と見込んでおります。この金額に収入見込み率20%を見まして、予算額2,075万8,000円を見込んでおります。

以下、それぞれの税目につきまして、同様の見積もりをいたしまして、法人市民税125万2,000円、固定資産税2,897万5,000円、軽自動車税58万円、都市計画税584万8,000円の予算額を見込んでおります。

次に、資料5の、平成19年度一般会計予算説明書（歳入編）の5ページをお願いいたします。

5ページの、1款市税1項市民税から、9ページになりますが、6項都市計画税まで、ただいま資料で説明いたしましたので省略させていただきます。市税の説明を終わらせていただきます。

● 2款 地方譲与税

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

それでは、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

次に、2款1項1目自動車重量譲与税でございます。これは地方財政計画上の伸び率がマイナス2.9%とされておりますので、前年度歳入見込額から2.9%を減額しております。

次のページをお願いいたします。

2項1目地方道路譲与税でございますけれども、これにつきましても、地方財政計画上の伸び率がマイナス1.2%とされておりますので、前年度歳入見込額から1.2%を減額しております。

次の、3項1目特別とん譲与税でございますけれども、これも地方財政計画上の伸び率0.0%でございますので、前年度歳入見込額と同額を計上しているものでございます。

次の、所得譲与税につきましては、個人住民税に税源移譲されたことに伴いまして、廃目としております。

● 3款 利子割交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次に、3款1項1目利子割交付金でございますが、これは、「貯蓄から投資」への国の政策や金利水準の影響で縮小していると思われませんが、宮城県から通知のあった見込額を計上しているものでございます。

- 4 款 配当割交付金
- 5 款 株式等譲渡所得割交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次に、4 款 1 項 1 目配当割交付金でございます。また、次の株式等譲渡所得割交付金につきましても、一括して御説明いたしますけれども、これらの交付金につきましても、「貯蓄から投資」への国の政策の影響によるものと考えておりますが、これらにつきましても、宮城県から通知のあった見込額を計上しているものでございます。

- 6 款 地方消費税交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金でございます。これも宮城県から通知のあった見込額を計上しているものでございますけれども、過去 10 年の中では最も高い水準となっております。これは、県における収入見込額の増加と、配分の基礎となる多賀城市の国勢調査の人口が、12 年国勢調査から 17 年国勢調査に移りましたので、それに伴いまして増加をいたしております。

- 7 款 自動車取得税交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金でございますけれども、これにつきましても前年度歳入見込額に地方財政計画上の伸び率 2.4%を乗じて算出をいたしております。

- 8 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

8 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますけれども、これも毎年若干ずつ増額になっておりますので、平成 19 年度におきましては、過去 3 年間の平均額を計上させていただいております。

- 9 款 地方特例交付金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金でございますが、これは大幅に減額をいたしております。3,000 万円を計上させていただいております。これにつきましては、平成 11 年度に実施された恒久的減税により減収となった地方税の補てん措置として創設されたものでございますけれども、減税措置の廃止に伴い、大幅な減額となったものでございます。

ただし、平成 18 年度から新たに加えられた児童手当拡充分だけは存続いたします。

さらに、新年度では、ゼロ歳から 2 歳までの第 1 子と第 2 子に 5,000 円から 1 万円に支給額が引き上げられたことに伴う地方負担の拡大に対応するため、増額が行われますので、地方財政計画上の伸び率を乗じて計上いたしております。

次の、2 項 1 目特別交付金でございますけれども、新年度から新たに創設されたものでございます。これは平成 11 年度に実施された恒久的減税では、個人所得税と法人事業税につい

て実施されまして、個人所得税については新年度で全廃されるものでございますけれども、法人事業税分については減額措置のまま恒久化されることとなります。したがって、恒久的減税として影響額は解消されたと解釈されておりますけれども、法人税が課税標準となる市民税の法人税割については、実態として減収となることから、新年度から3カ年の期間限定でございまして、経過措置として3年間交付されることになったものでございます。

計上額につきましては、国の減税補てん対象交付金の縮小幅、これはマイナス73.18%でございまして、それを多賀城市の地方特例交付金中、減税補てん対象分の交付見込額に乗じて算出をいたしております。

- 10 款 地方交付税

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税でございまして、これも1億4,500万円ほどの減額を計上いたしております。

説明欄記載の普通交付税につきましては、地方財政計画上、前年度実績額のマイナス4.4%とされておりますので、平成18年度の交付額に対して4.4%減額を行い、さらに下水道事業資本費平準化債の活用枠拡大分の2分の1額を、半分の額を控除した額を計上させていただきます。

また、特別交付税につきましては、前年度交付見込額と同額を計上させていただきます。

なお、普通交付税の算出資料を議案関係資料9の19ページにお示しをいたしておりますので、御参考に願いたいと思います。

- 11 款 交通安全対策特別交付金

○小川道路課長

次に、11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は1,500万円の計上でございます。これは交通違反反則金に係る交付金でございまして、前年度と同額を見込んでおります。

- 12 款 分担金及び負担金

○松戸介護福祉課長

12 款 1 項 1 目民生費負担金1億8,673万6,000円の計上でございます。

1 節老人福祉費負担金258万6,000円でございまして、これは養護老人ホーム入所に係る本人負担分でございます。

○伊藤こども福祉課長

次に、2 節児童福祉費負担金で1億8,415万円の計上でございます。

まず、1 の、保育所入所児童保護者負担金で1億7,354万4,000円でございまして、公立保育所6カ所で延べ5,388人、私立保育所3カ所で延べ2,976人分の保護者負担金を見込んでおります。

平成 19 年度は定率減税の縮減により、一部の保護者負担が上がる見込みとなっておりますけれども、子育て支援の観点から、保護者の負担増とならないように見直しを行うことで予算を計上しております。

なお、国におきましても、縮減分に対応する見直しを行う予定になっているところでございます。

次に、2 の、保育所入所児童保護者負担金過年度分で 10 万円を見込んでございます。

3 の、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金 1,027 万 8,000 円でございますが、次のページをお願いいたします。6 学級分で負担金 3,000 円が 270 人分、前年の所得税非課税者、5 割減免者でございますけれども、1,500 円を 31 人分見込んでございます。これにつきましては、実績相当額として計上させていただきました。

4 の、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金過年度分で 1 万 2,000 円を見込んでおります。

5 の、助産施設入所者負担金 21 万 6,000 円でございますが、3 人分を見込んでございます。

● 13 款 使用料及び手数料

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、13 款 1 項 1 目総務使用料でございますけれども、庁舎の用地や建物などの行政財産の使用料でございます。電柱や自動販売機のほか、公益法人の駐車場使用に係るものでございます。前年度とほぼ同額を計上いたしております。土地 7 件、建物 3 件分の使用料でございます。

○松戸介護福祉課長

2 目民生使用料 212 万 8,000 円の計上でございます。

1 節老人憩の家使用料 1 万円は、14 件分を見込んでございます。

2 節行政財産使用料 1 万 8,000 円でございますが、まず、1 の、用地使用料は、市立保育所敷地内の電柱 6 本分 6,000 円でございます。

2 の、建物使用料 1 万 2,000 円でございますが、老人福祉センターに設置しております自動販売機の使用料でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 節太陽の家利用料で 210 万円の計上でございます。これは「太陽の家」の定員は 60 人でございます。そのうちの障害児は無料でございますが、健常児 35 人分を見込んでおります。

○小川道路課長

3 目土木使用料は 1 億 2,098 万 8,000 円の計上でございます。

1 節道路橋りょう使用料は 1,850 万円でございます。これは電力柱、電話柱等の道路占用者 62 人分でございます。

○伊丹生涯学習課長

2 節公園使用料は 299 万 9,000 円でございます。

1 の、公園有料施設使用料 285 万 8,000 円は、多賀城公園野球場の使用料で、これまでの実績をもとに計上しております。

○佐藤施設課長

2 の、都市公園占用料 14 万 1,000 円でございますが、電力柱、電話柱等の占用料でございます。

3 節住宅使用料 8,310 万 1,000 円でございますが、内訳は、市営住宅使用料現年度分が 8,231 万円、滞納繰越分が 79 万 1,000 円でございます。

4 節行政財産使用料 29 万円でございますが、内訳といたしまして、中財公園使用料 4 万 7,000 円は、プロパン貯蔵庫として貸し付けしている使用料でございます。

また、用地使用料 24 万 3,000 円は、大代住宅駐車場の一部を近隣の民間アパート経営者に駐車場として貸し付けている使用料と、山王住宅等 7 カ所の電力柱、電話柱分でございます。

5 節自転車等駐車場使用料 724 万 9,000 円でございますが、内訳としましては、自転車分使用料が 606 万 5,000 円、バイク分使用料が 118 万 4,000 円でございます。

6 節市営住宅駐車場使用料 884 万 9,000 円でございますが、山王市営住宅を除く 6 住宅の駐車場使用予定 270 台分について、1 台当たり月 2,700 円の使用料でございます。内訳は現年度分が 874 万 8,000 円、滞納繰り越し分が 10 万 1,000 円でございます。

○伊丹生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

4 目 1 節生涯学習支援センター使用料 45 万円でございます。これは教育長が認める団体に加入している団体等が、その事業のために使用するときの減免率を 8 割から 5 割に改正するとともに、これまでの実績をもとに計上しております。

2 節市民会館使用料は 3,368 万 3,000 円でございます。これは生涯学習支援センターと同様に、減免率の改正とこれまでの実績をもとに計上したものでございます。

3 節公民館使用料は 642 万 1,000 円でございます。これにつきましても、生涯学習支援センターと同様に、減免率の改正とこれまでの実績をもとに計上しております。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次、4 節行政財産使用料 80 万 2,000 円でございますが、1 の、用地使用料 17 万 9,000 円は、学校用地、史跡用地、山王地区公民館用地及び市立図書館用地に係る電柱等設置に係る使用料。

5 の、用地使用料は、総合体育館の電柱及び電話ボックス等の用地に係る使用料でございます。

○伊丹生涯学習課長

2 の、建物使用料 62 万 3,000 円でございます。これは文化センター厨房喫茶室の使用料と学校給食センターの自動販売機の設置に伴う建物使用料でございます。

○本郷市民課長

2 項 1 目 1 節総務手数料で 2,247 万 8,000 円の計上でございます。

内訳といたしまして、戸籍手数料が 1 万 1,050 件で 554 万 6,000 円、住民票手数料が 3 万 9,036 件で 780 万 9,000 円を見込んでございます。

また、諸証明手数料で 912 万 3,000 円の計上でございますが、内訳といたしまして、諸証明手数料、印鑑証明等ですが、2 万 9,326 件の 591 万 3,000 円、税務証明が 1 万 4,400 件の 321 万円でございます。これらの件数は過去 3 年の平均並びに現年分の推計値で積算してございます。

○坂内税務課長

2 節税務手数料で 308 万 5,000 円を計上しております。督促手数料 100 万円、臨時運行許可手数料 208 万 5,000 円でございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお願いいたします。

2 目衛生手数料で 6,967 万 7,000 円の計上でございます。

1 節衛生手数料 203 万 7,000 円で、これは犬の新規登録 230 頭と狂犬病予防注射済票 2,450 頭分の交付手数料でございます。

2 節清掃手数料 6,764 万円でございます。

まず、一般廃棄物処理業等許可手数料 2 万円は、許可業者 2 件分の手数料でございます。

次の、廃棄物処理手数料 6,762 万円は、営業ごみ等の廃棄物処理手数料で、これまでの実績での計上でございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

3 目 1 節土木手数料で 2,000 円ですが、これは優良住宅等認定手数料と都市計画証明手数料で、いずれも科目設定でございます。

○昌浦委員長

ここで休憩いたします。再開は 35 分ぐらいの予定でお願いします。

午後 4 時 27 分 休憩

午後 4 時 35 分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

引き続き説明をお願いします。

● 14 款 国庫支出金

○伊藤こども福祉課長

それでは御説明申し上げます。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 11 億 8,836 万 4,000 円の計上でございます。

1 節児童福祉費負担金で 3 億 9,049 万 3,000 円の計上でございますが、1 の、保育所運営費負担金で 7,528 万 5,000 円、これは浮島保育所、泉保育園、大代保育園に係る国の負担分でございます。

2 の、児童手当負担金 2 億 2,856 万円でございますが、歳出でも御説明申し上げたとおり、平成 19 年度からゼロ歳、1 歳、2 歳児の第 1、第 2 子について、支給額が月額 1 万円に引き上げられます。全体で延べ 7 万 7,652 人を見込んでございます。

3 の、児童扶養手当負担金 8,626 万 2,000 円でございます。全部支給と一部支給を合わせて延べ 6,515 人を見ております。

4 の、助産施設入所負担金 38 万 6,000 円でございますが、次のページをお願いします。3 名分を見込んでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 節生活保護費負担金で 5 億 9,858 万円の計上でございます。これは生活保護扶助費の国庫負担金でございます。

3 節特別障害者手当等負担金で 1,781 万 1,000 円でございます。これは特別障害者手当等 1,024 名分の国庫負担金でございます。

○鈴木国保年金課長

4 節保険基盤安定負担金で 1,840 万 4,000 円でございます。これは保険者支援分の 2 分の 1 の補助分であります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5 節障害者福祉費負担金で 1 億 6,307 万 6,000 円の計上でございます。

1 の、障害者自立支援給付費負担金で 1 億 5,902 万 9,000 円でございます。これは介護給付費及び訓練給付費等の障害福祉サービス費及び補装具費の国庫負担金でございます。

2 の、障害者医療費負担金で 404 万 7,000 円でございます。これは更生医療給付費 306 件分の国庫負担金でございます。

○岡田健康課長

2 目衛生費国庫負担金 845 万 7,000 円の計上でございます。

1 節老人保健費負担金でございますが、これは老人保健法によります健康診査、健康教育など五つの事業に対する国庫負担金でございます。前年度と比べまして 147 万 4,000 円の減額となっておりますが、これは肝炎ウイルス検査の対象者の減と老人保健事業費等負担金交付要綱の一部改正により、基準額の変更があったことによるものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、3 目 1 節小学校費負担金で、1 の、多賀城小学校校舎整備事業費負担金 2,195 万円でございます。これは西校舎の増築分について、国庫債務負担事業の 2 年目として、歳出化割合 60%相当分でございます。

なお、増築分の面積はすべて 2 期校舎に算入しております。

次に、3 目 2 節安全・安心な学校づくり交付金 8,699 万 1,000 円でございます。内訳は、構造別になっておりますが、R 造分とありますのが校舎分、S 造分とあるのが多目的ホールでございます。

なお、補正予算でも御説明いたしましたが、これまでの学校施設整備時に係る負担金制度は、平成 18 年度から交付金に移行しております。

次のページをお願いいたします。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 項 1 目民生費国庫補助金で 1,736 万 4,000 円でございます。

1 節生活保護費補助金で 32 万 4,000 円の計上でございます。

1 の、セーフティネット支援対策等事業費補助金ですが、前年度までは生活保護費補助金の事業名でございました。これは生活保護の事務に要する経費で、主に扶養義務者等の調査に係る職員の旅費並びに参考図書購入等に対する補助金でございます。

○伊藤こども福祉課長

2 節児童福祉費補助金で 1,216 万 7,000 円の計上でございます。これはファミリーサポート事業のほか、育児支援家庭訪問事業等について、次世代育成支援対策交付金として交付されるものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 節障害者福祉費補助金で 487 万 3,000 円でございます。

1 の、障害程度区分認定等事務費補助金で 24 万 4,000 円でございます。これは障害程度区分認定審査に係る国庫補助金でございます。

2 の、地域生活支援事業費補助金で 462 万 9,000 円でございます。これは地域生活支援事業に対する定額の国庫補助金でございます。

○佐藤施設課長

2 目土木費国庫補助金は 2 億 2,816 万 7,000 円の計上でございます。

このうち、1 節都市計画費補助金は 1 億 1,210 万円でございます。

1 の、公園事業費補助金 1,900 万円でございますが、内訳といたしましては、中央公園整備事業の用地分事業費 3,300 万円の補助率 3 分の 1 で 1,100 万円、同じく施設整備分事業費 1,600 万円の補助率 2 分の 1 で 800 万円の計上でございます。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、土地区画整理事業費補助金 1,250 万円は、駅周辺の区画整理通常事業費 2,500 万円の補助率 2 分の 1 の 1,250 万円の計上でございます。

○内海企画課長

次に、3 の、市街地再開発事業費等補助金 3,770 万円は、先ほど歳出のところで説明いたしました再開発事業に対する国庫補助金でございます。

○小川道路課長

次に、4の、地方道路整備臨時交付金は4,290万円でございます。これは都市計画街路高崎大代線道路改築事業でございます。事業費7,800万円の10分の5.5の補助率で計上してございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、2節住宅費補助金436万7,000円でございます。

まず、1の、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金で332万円、これについては木造住宅耐震改修計画等支援事業の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金で272万円、これにつきましては、1件当たり6万8,000円で40件を見込んでおります。

次の、地域住宅交付金については、歳出で御説明しましたとおり、木造住宅耐震改修工事助成補助金で、30万円の10分の4の5件分で60万円の計上でございます。

○佐藤施設課長

2の、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金104万7,000円でございますが、次のページをお願いいたします。これは特定優良賃貸住宅の家賃減額のための補助金で、国が2分の1を、県と市がおのおの4分の1を補助するものでございます。

○小川道路課長

次に、3節市町村道整備費補助金は3,850万円でございます。これは市道新田高崎線道路改築事業でございます。事業費7,000万円の10分の5.5の補助率で計上してございます。

次に、4節まちづくり交付金は7,320万円でございます。

まず、(1)の、地方道(道路)事業費交付金は6,120万円でございます。これは高崎大代線ほか1線の道路改築事業費で、事業費5,500万円の10分の4の2,200万円と、留ヶ谷線道路改良事業で事業費8,200万円の10分の4の3,280万円、それから城南一丁目22号線ほか2線の遊歩道整備事業費で事業費1,600万円の10分の4の640万円でございます。

○佐藤施設課長

(2)の、公園事業費交付金1,000万円でございますが、これは城南地区の鴻の池公園の整備事業費2,500万円の10分の4でございます。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、土地区画整理事業費交付金は、事業費500万円に対して補助率10分の4の200万円の計上でございます。

○相沢学校教育課長

3目教育費国庫補助金は2億3,025万9,000円の計上でございます。

このうち、1節小学校費補助金79万9,000円でございますが、1の、要保護児童就学援助費補助金の3万1,000円は、昨年度より2万円の減、2の、要保護児童医療費補助金の4万5,000円は、昨年度より9万2,000円の減でございます。

3 の、特殊学級児童就学奨励費補助金 55 万 9,000 円は、対象児童 36 名分でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、4 の、理科教育振興費補助金 16 万 4,000 円ですが、小学校の理科備品の購入に係る補助金でございます。

○相沢学校教育課長

2 節中学校費補助金 89 万円でございます。

1 の、要保護生徒就学援助費補助金 19 万 6,000 円は、昨年度より 14 万円の増。

2 の、要保護生徒医療費補助金 2 万 1,000 円は、昨年度より 4,000 円の増額で、これは対象児童の増加によるものでございます。

次のページをお開き願います。

3 の、特殊学級生徒就学奨励費補助金 48 万円につきましては、15 万円の増となっております、対象生徒 22 名分でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、4 の、理科教育振興費補助金 19 万 3,000 円ですが、中学校の理科備品の購入に係る補助金でございます。

次に、3 節幼稚園費補助金 1,790 万 4,000 円でございますが、これは幼稚園就園奨励費補助金で、調整率は 0.73 を見込んでおります。

○高倉文化財課長

次に、4 節社会教育費補助金は 2 億 1,066 万 6,000 円で、前年度対比 5,450 万円の減額となっております。その要因は、(仮称)「考古資料館」施設整備事業の終了によるものであります。

1 の、史跡等購入費補助金 2 億円は、特別史跡多賀城跡附寺跡の用地買い上げ等に係るもので、直接買い上げ事業として 80%の補助率によるものであります。

2 の、国宝重要文化財等保存整備費補助金 1,066 万 6,000 円は、多賀城跡地内に所在する国有地の管理費として 16 万 6,000 円、市内遺跡発掘調査等 600 万円、埋蔵文化財緊急調査費の経費及び出土遺物保存処理費に係るものです。

また、市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業 450 万円は、調査データデジタル保存活用に 100 万円、出土品の再整備事業に 100 万円、新たに開館する「体験館」の展示事業として 250 万円を補助金として計上しております。

○本郷市民課長

3 項 1 目総務費委託金 40 万 8,000 円の計上でございますが、これは、1 節総務管理費委託金で自衛官募集事務地方公共団体委託金として 3 万 9,000 円。

2 節戸籍住民基本台帳費委託金で外国人登録事務に係る委託金 36 万 9,000 円でございます。

○鈴木国保年金課長

2 目民生費委託金で 1,258 万円の計上でございます。

まず、1 節基礎年金事務委託金 1,242 万 6,000 円につきましては、年間被保険者 9,207 人に係るものであります。

次の、2 節福祉年金事務委託金 1,000 円につきましては、受給見込み者 15 人に係る委託金であります。

なお、前年度に比較しての減額は、当該事業のほとんどを社会保険事務所が担当することになったことによるものでございます。

○伊藤こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 節特別児童扶養手当支給事務委託金 15 万 3,000 円でございますが、105 人分の事務費を見ております。

○昌浦委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

● 15 款 県支出金

○伊藤こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目民生費県負担金で 4 億 662 万 1,000 円の計上でございます。

1 節児童福祉費負担金で 1 億 7,324 万 5,000 円でございますが、1 の、保育所運営費負担金の 3,764 万 2,000 円は、泉保育園、大代保育園、浮島保育所の児童延べ 2,977 人分を見込んでございます。

2 の、児童手当負担金 1 億 3,541 万円でございますが、国が 10 割負担する特例給付分を除いた延べ 7 万 7,376 人分を見ております。

3 の、助産施設入所負担金 19 万 3,000 円でございますが、3 人分を見ております。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 節生活保護費負担金で 963 万 9,000 円でございます。これは居住地がないか保護施設への入所等で、在宅生活ができなくなった方で、つまり帰来先がなくなったことにより、本市で保護せざるを得なくなった保護費に係る県負担金でございます。

○鈴木国保年金課長

3 節保険基盤安定負担金で 1 億 4,156 万円でございます。これは保険税軽減分の 4 分の 3 と、保険者支援分の 4 分の 1 であります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4 節行旅死亡人取扱費用繰替支弁金で 64 万 1,000 円でございます。これは 2 人分を見込んでおります。

5 節障害者福祉費負担金で 8,153 万 6,000 円でございます。

1 の、障害者自立支援給付費負担金で 7,951 万 3,000 円でございます。次の 32 ページをお願いいたします。これは介護給付費及び訓練給付費等の障害福祉サービス費及び補装具費の県負担金でございます。

2 の、障害者医療費負担金で 202 万 3,000 円でございます。これは更生医療給付費 306 件分の県負担金でございます。

○岡田健康課長

2 目衛生費県負担金 845 万 7,000 円の計上でございます。

1 節老人保健費負担金でございますが、これは老人保健法によります健康診査、健康教育等五つの事業に対する県負担金でございます。前年度と比べて 166 万 2,000 円の減額につきましては、肝炎ウイルス検査の対象者の減と老人保健事業費等負担金交付要綱の一部改正により、基準額の変更があったこと、また、予防接種事故救済に係る認定期間が終了したことにより、予防接種事故対策費負担金がなくなったことによるものでございます。

○伊藤交通防災課長

3 目消防費県負担金 200 万円の計上でございます。

1 節防災対策費負担金でございますが、1 の、総合防災訓練費負担金といたしまして交付を受けるものですが、これは先ほど歳出でも説明申し上げましたように、本年 9 月 1 日の防災の日に宮城県と共催で開催する 9.1 総合防災訓練に要する経費の 2 分の 1 に相当する額を、訓練共催負担金として 200 万円を上限に交付されるものでございます。

次に、2 項 1 目総務費県補助金 2,387 万円の計上でございます。

まず、1 節石油貯蔵施設立地対策費補助金の 1、石油貯蔵施設立地対策等交付金 1,691 万 5,000 円につきましては、新日本石油精製仙台製油所の石油貯蔵量に応じまして、石油コンビナート周辺市町に交付されるものでございます。

○内海企画課長

次の、2 節土地利用規制等対策費補助金 10 万 3,000 円でございますが、土地取引届事務費に係る交付金でございます。

次の、3 節市町村振興総合補助金 685 万 2,000 円でございますが、市町村交通安全対策推進事業費等 9 事業に係る補助要望の合計額を計上しているものでございます。平成 17 年度に本制度が創設されまして、県単独事業に係るメニュー化された 40 事業の中から、市町村みずからが優先度の高い事業を選択し、要望、決定、交付される仕組みとなっているものであります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目民生費県補助金で 1 億 2,183 万 8,000 円でございます。

1 節社会福祉費補助金で 10 万 1,000 円でございます。これは民生委員推薦会 2 回分の委員報酬に係る補助金でございます。

2 節身体障害者福祉費補助金で 25 万 2,000 円でございます。これは障害者相談員設置事業補助金で相談員 9 人分の県補助金でございます。

3 節知的障害者福祉費補助金で 58 万 9,000 円でございます。これは重度の知的障害者の通所施設に対しての 3 人分の特別処遇加算費の補助金でございます。

○松戸介護福祉課長

4 節老人福祉費補助金で 246 万 7,000 円でございます。前年度より 191 万円の減額となっておりますが、これの主な要因は、おむつ支給事業の県単独補助金の廃止及び介護保険低所得者利用負担軽減対策事業などにおいて、対象者が減少したことによるものでございます。

内訳でございますが、まず、1 の、高齢者生活支援・いきがい健康づくり事業補助金 173 万 7,000 円でございます。内容といたしましては、老人クラブ助成事業補助で 155 万 2,000 円、家族介護レスパイト事業で 18 万 5,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 の、介護保険施行時ホームヘルプ利用の低所得者経過措置費補助金 17 万 7,000 円でございます。

3 の、介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金は 55 万 3,000 円でございます。

○伊藤こども福祉課長

5 節児童福祉費補助金で 1 億 1,506 万 9,000 円の計上でございます。

1 の、地域組織活動育成費補助金 11 万円でございますが、これは西部児童センターで活動しております母親クラブ 1 団体に対する補助金でございます。

2 の、放課後児童対策事業費補助金 1,183 万 2,000 円でございますが、これは市内の留守家庭児童学級 6 施設のうち、補助基本額に大規模加算額と土・日開設加算額を加えたものが 2 学級、それから補助基本額に土・日開設加算額を加えた 4 学級の補助金でございます。

3 の、産休等代替職員雇用費補助金 95 万円でございますが、2 名分を見ております。

○鈴木国保年金課長

次に、4、乳幼児医療費補助金で 4,019 万 6,000 円でございます。

(1)は医療費補助金、(2)は助成事業に係る支払い事務委託費補助金でございまして、それぞれ 2 分の 1 の補助分であります。

5、心身障害者医療費補助金 4,691 万 9,000 円と、6、母子・父子家庭医療費補助金 988 万円につきましても、それぞれ医療費補助金に係る 2 分の 1 の補助分であります。

○伊藤こども福祉課長

7 の、地域子育て支援センター事業費補助金 518 万 2,000 円でございますが、これは子育てサポートセンターに係る補助金でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の 36 ページをお願いいたします。

6 節障害者福祉費補助金で 324 万 2,000 円の計上でございます。

1 の、地域生活支援事業費補助金の 231 万 4,000 円でございます。これは地域生活支援事業の県補助金でございます。

2 の、社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金で 92 万 8,000 円でございます。これは低所得者に対する利用者負担額の軽減制度分の補助金でございます。

7 節在宅福祉事業費補助金で 11 万 8,000 円の計上でございます。これは難病患者の日常生活用具費 1 件分の補助金でございます。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

3 目 1 節農業費補助金で 143 万 8,000 円でございます。

農業委員会交付金 137 万 8,000 円ですが、これは農業委員の報酬、事務局職員設置等の事務に対するものでございます。

農業災害対策資金利子補給補助金の 6 万円ですが、これは平成 15 年の異常気象に伴う融資に対する県からの利子補給分でございます。

○佐藤施設課長

2 節自然環境保全奨励補助金 9 万円でございますが、これは県の自然環境保全条例に基づく固定資産税課税免除相当分でございます。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

3 節水産業費補助金で 2,000 円でございます。

水産業災害対策資金融資利子補給補助金の 2,000 円は、県からの利子補給分でございます。

○内海企画課長

4 目 1 節都市計画費補助金 1,885 万円は、先ほど国庫補助金のところで説明いたしました再開発事業に係る県補助金でございます。

○佐藤施設課長

2 節住宅費補助金 263 万 3,000 円でございますが、このうち、1 の、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金 52 万 3,000 円は、特定優良賃貸住宅の家賃減額のための補助金で、県が 4 分の 1 を補助するものでございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、2 の、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業費補助金は、1 件当たり 3 万 4,000 円の補助で、40 件で 136 万円を計上しております。

次のページをお願いします。

3 の、みやぎ避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業費補助金については、1 件当たり 15 万円の 5 件で、75 万円を計上しております。

○高倉文化財課長

5 目教育費県補助金は、1 節社会教育費補助金として 1,220 万円で、前年度対比 640 万円の減額となっております。この要因につきましては、国庫補助金と同様でございます、(仮称)「考古資料館」の施設整備事業の終了によるものであります。

1 の、史跡等購入費補助金として 800 万円は、県の補助金交付要綱による限度額でありませ

ず。
2 の、文化財保護補助金は 420 万円計上しております、前年度対比 160 万円の増額となっておりま

す。
○内海企画課長

3 項 1 目 1 節総務管理費委託金に 488 万円の計上でございますが、まず、1 の、県政だより配布委託金 243 万 7,000 円は、県政だよりの配布に係る手数料、事務費の委託金でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、2 の、宮城県移譲事務交付金として 218 万 2,000 円、また、3 の、宮城県経由処理交付金として 26 万 1,000 円を計上しておりますが、これはいずれも県からの事務移譲等に伴う交付金でございます。

○澁谷納税課長

徴税费委託金 1 億 1,758 万 1,000 円でございますが、これは県民税に係る徴収委託金で、平成 19 年度から地方税法の改正に伴い、税源移譲に伴う計算基礎が変わったことにより、平成 18 年度当初予算より 4,455 万 1,000 円の増となっております。詳細につきましては記載のとおりでございます。

○齋藤選挙管理委員会事務局長

3 節選挙費委託金につきましては、4,207 万 6,000 円を計上してございます。内容は説明欄記載のとおりでございます、主なものとしては、県議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る委託金でございます。

○内海企画課長

次のページをごらんいただきたいと思

います。
4 節統計調査費委託金 409 万 5,000 円は、就業構造基本調査ほか各種委託統計に係る委託金及び調査員確保対策事業に係る交付金でございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

2 目衛生費委託金 5 万 7,000 円の計上でございます。これは公害防止関係事務委託金で、深夜営業での騒音などの立ち入り調査等の件数により交付されるものでござ

います。
○高倉文化財課長

3 目教育費委託金は、1 節社会教育費委託金として 15 万 8,000 円を計上しております。これは宮城県教育委員会経由処理交付金で、県の文化財保護条例及び施行規則の規定によりまして、市町村が処理することとなった事務、処理事務に要する経費について、該当市町村に対し、文化財保護に係る経由処理交付金を交付するため、平成 17 年 8 月 29 日から施行することになったものであります。

● 16 款 財産収入

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

16 款 1 項 1 目財産貸付収入で 4 万円減の 3,888 万 3,000 円の計上でございます。

説明欄記載の、(1)土地貸付収入の 794 万 3,000 円は、普通財産の土地貸付料 8 件に係るものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

(2)の、のぞみ園用地内電柱でございますが、東北電力の電柱 1 本分でございます。

(3)の、太陽の家用地内電柱は 3 本分でございます。

○小川道路課長

(4)の、公衆用道路等貸付収入は 490 万円でございます。これは公衆用道路等の貸付者 54 名分でございます。

○松戸介護福祉課長

(5)の、多賀城苑土地貸付収入 1,523 万 5,000 円でございますが、これは千賀の浦福社会に対する貸付料でございます。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

(6)の、事業用地貸付収入 1,080 万円は、連続立体交差事業に伴います作業ヤード用地を県に貸し出しすることによる収入で、昨年同様の内容で計上しております。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次の、2 目利子及び配当金でございますが、金利の動向を踏まえまして、332 万 9,000 円の増額で計上いたしております。

これは、説明欄記載のとおり、1 の、財政調整基金から 7 の、土地開発基金まで、全部で 7 基金でございますが、これらの基金から生ずる利子でありまして、歳出で御説明を申し上げました各基金への利子積立額と符合するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目不動産売払収入で 2,922 万 6,000 円の増額計上でございます。

説明欄の(1)土地売払収入につきましては、新田浄水場の隣接地の売り払いを見込んでいるものでございます。

○小川道路課長

16 款 2 項 1 目 1 節の説明欄の(2)の、土地売払収入(道路残地等売払) 1,250 万円でございます。これは道路残地等の売り払い収入でございます。

○大友会計課長

次の、2 目 1 節物品売払収入につきましては、科目設定でございます。

○佐藤施設課長

3 目 1 節生産物売払収入 5 万円でございますが、花菖蒲売り払い収入で、あやめ株を植えかえる際に発生する余剰株を売却するものでございます。

● 17 款 寄附金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、17 款 1 項 1 目一般寄附金でございます、科目設定でございます。

● 18 款 繰入金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、対前年度比 1 億 5,576 万 8,000 円減の 6 億 9,247 万 7,000 円の計上でございます。

繰り入れ後の基金残高は 1 億 9,154 万円となるものでございます。

2 目市債管理基金繰入金で 3,361 万 9,000 円の計上でございます。これも説明欄記載の財源対策債等償還の一部に充当するものでございます。

これによりまして、繰り入れ後の基金残高は 2,278 万 7,000 円となるものでございます。

3 目史跡のまち基金繰入金で 675 万 9,000 円の計上でございます。説明欄記載の各事業に充当いたしますが、多賀城駅周辺土地区画整理事業の補助事業の縮小に伴い、減額となっております。

これによりまして、繰り入れ後の基金残高は 9 億 7,673 万 8,000 円となるものでございます。

4 目長寿社会対策基金繰入金で 5,671 万 7,000 円の計上でございます。これにつきましても、説明欄記載の各事業に充当するものでございまして、繰り入れ後の基金残高は 1 億 3,168 万 5,000 円となるものでございます。

次のページになりますけれども、5 目生涯学習推進基金繰入金につきましては、果実運用型の基金でございますが、科目設定のみといたしております。

基金残高は 2 億 676 万円となっております。

6 目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 1 億 9,057 万 7,000 円を計上いたしております。説明欄記載の各事業に充当するものでございます。

なお、基金繰り入れ後の残高は 9 億 2,379 万 1,000 円となるものでございます。

7 目土地開発基金繰入金でございますが、科目の設定のみにいたしております。

なお、当該基金の現金の残高は 14 億 3,096 万 2,000 円となるものでございます。

次の、2 項 1 目国民健康保険特別会計繰入金、2 目老人保健特別会計繰入金、3 目介護保険特別会計繰入金につきましては、それぞれ 1,000 円を計上いたしまして科目の設定でございます。

● 19 款 繰越金

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次に、19 款 1 項 1 目繰越金で、前年度の繰り越し剰余金の実績を踏まえまして、2,000 万円を計上いたしているものでございます。

● 20 款 諸収入

○澁谷納税課長

20 款 1 項 1 目延滞金でございますが、昨年同額の 200 万円を計上しております。

2 目加算金につきましては、科目設定でございます。

○大友会計課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目 1 節市預金利子ですが、歳計現金、歳計外現金につきましては、これまで預金が全額保護される無利子の決済用預金で管理してきたところですが、これを利子が付される普通預金で管理することに伴う運用利子として、30 万円を計上したものでございます。

○内海企画課長

3 項 1 目 1 節地域総合整備資金貸付金元金収入 2,038 万 4,000 円でございますが、平成 12 年度に貸し付けを行いました 2 件及び平成 17 年度に貸し付けを行いました 1 件の、それぞれ医療法人からのいわゆるふるさと融資に係る元金償還の合計でございます。

○武田商工観光課長

2 目労働費貸付金元利収入 4,500 万円の計上でございます。

1 節勤労者生活安定資金元金収入 1,500 万円でございますが、これは東北労働金庫への貸付金の元金収入でございます。

2 節勤労者福祉一般貸付金元金収入 3,000 万円でございますが、これも東北労働金庫への貸付金の元金収入でございます。

3 目商工費貸付金元利収入 1 億円の計上でございますが、これは 1 節中小企業振興資金元利収入で、中小企業振興資金と小口資金の市内金融機関への貸付金の元金収入でございます。

なお、前年比で 700 万 2,000 円の減につきましては、歳出でも説明しました商工中金への預託を廃止したことによる減額でございます。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

4 項 1 目 1 節農業費受託事業収入 29 万 1,000 円でございますが、説明欄記載のとおりでございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

次に、2 目 1 節土木費受託事業収入で、これについては砂押川堤防等除草業務受託として 370 万 5,000 円を計上しております。

○高倉文化財課長

3 目教育費受託事業収入でございますが、1 節社会教育費受託事業収入 2,903 万 8,000 円は、埋蔵文化財の発掘調査受託事業として 2,856 万 8,000 円を計上しております。

○伊丹生涯学習課長

2の、家庭教育支援総合推進事業受託47万円ですが、これは宮城地域家庭教育推進協議会からの受託事業でございます。

○坂内税務課長

5項1目1節弁償金1,000円で、原動機付自転車標識き損等に係る弁償金でございます。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

2目過年度収入は科目設定でございます。

○伊藤行政管理課長

3目雑入でございますが、対前年度比2,556万6,000円減の3億5,306万円の計上でございます。

まず、1節総務管理経費負担金1,001万6,000円の内訳として、1の、電子計算機利用者負担金630万円を計上しておりますが、これは水道事業からの負担金でございます。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次の、2の、総務管理経費負担金でございますが、企業会計に属する事務処理について、事務の効率性を高めるため、一般会計側で共同処理を行うこととなる職員給与計算等の人事管理業務、会計事務等の事務経費につきまして、おのおのの業務量に案分し、水道事業会計に負担を求めるものでございます。下水道事業会計が企業会計から特別会計に移行することによりまして、減額となっておりますところでございます。

○伊藤こども福祉課長

次に、2節福祉施設利用者負担金等で776万3,000円でございます。

まず、1の、保育所職員給食費実費徴収金448万4,000円でございますが、延べ1,296人分を見ております。

2の、時間延長保育サービス事業利用者負担金282万6,000円でございますが、9施設で月157人分を見込んでございます。

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

3の、軽度生活援助事業利用者負担金41万2,000円で、これは58人分の利用者負担金でございます。

4の、家族介護支援レスパイト事業利用者負担金4万円でございますが、70日分の利用者負担金でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5の、身障施設入所者負担金(過年度分)でございますが、これは1,000円の科目設定でございます。

○岡田健康課長

次に、3節生活習慣病予防対策実費徴収金1,223万7,000円の計上でございます。

これは、説明欄 1、胃がん検診から 8 の、肺がん検診までの検診受診者 9,040 人の実費徴収分を見込んでございます。前年度と比べまして 748 万 2,000 円の減額となっておりますが、これは歳出でも御説明いたしました。基本健康診査時の受け付け業務を新年度から塩釜医師会に委託することにより、個人負担分を直接委託先に納入するための減と、検診受診者の見込み数の減によるものでございます。

○相沢学校教育課長

次のページをお開きください。

4 節独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収金 257 万 1,000 円でございます。これは保育所児童分掛金として 12 万 2,000 円、小中学校児童・生徒分掛金として 244 万 9,000 円で、それぞれの保護者負担分でございます。

次の、5 節学校給食費実費徴収金でございますが、2 億 6,736 万 9,000 円を計上しております。現年度分として小中学校合わせて 2 億 6,577 万 3,000 円、過年度分として 159 万 6,000 円を見ております。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

6 節公園墓地使用許可譲渡料 650 万円でございます。これは公園墓地 10 区画の譲渡を予定しております。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次、7 節雑入でございますが、全体で 4,660 万 4,000 円を計上いたしております。

これにつきましては、説明欄記載のとおりでありまして、1 の、町誌・市誌等売払から、次のページの、26、生命保険料取扱事務手数料まで、それぞれの収入を計上いたしております。

なお、これらのうち、新規で主なものについて御説明を申し上げます。

52 ページの、18 番ホームページバナー広告掲載料でございますが、広告収入を計上いたしております。また、21 番社会福祉援助技術現場実習受入謝金につきましては、科目の設定を行ったものでございます。次の、22 番宮城県後期高齢者医療広域連合派遣職員に係る人件費負担金につきましては、職員を広域連合に派遣するため、広域連合から職員人件費を受けるものでございます。24 番宮城県消防協会塩釜地区支部負担金でございますが、9 月 1 日に予定している総合防災訓練の経費負担として受け入れるものでございます。最後の、26 番、生命保険料取扱事務手数料は、職員の生命保険料の取り扱いに対する生命保険会社からの手数料を受けるものでございますが、従来、決算で御報告いたしていたものを、当初から計上いたしたものでございます。

○澁谷納税課長

4 目滞納処分費は科目設定でございます。

● 21 款 市債

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

続きまして、21 款 1 項 1 目民生債でございますが、鶴ヶ谷保育所、笠神保育所の耐震改修事業に充当するものでございます。事業費 1,320 万 7,000 円の 75%の額でございます。

2目土木債で1億5,860万円の計上でございます。

1節都市計画債で7,640万円でございますが、説明欄1番の、街路事業債2,330万円につきましては、仙石線連続立体交差事業の国庫補助事業分に係る宮城県への負担金4,240万円の55%の額でございます。

2番の、公園事業債で3,220万円の計上でございます。

(1)の、加瀬沼公園建設事業負担金300万円は、加瀬沼公園建設事業に対する宮城県への負担金340万円の90%の額でございます。

(2)の、中央公園整備事業債2,700万円は、事業費4,900万円のうち、市負担分の3,000万円に対しまして充当率90%、2,700万円でございます。

(3)国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金220万円は、国への負担金250万円の90%の額でございます。

3番の、土地区画整理事業債では680万円の計上でございますが、多賀城駅周辺土地区画整理事業費2,500万円から、2分の1の国庫補助金を控除した額に対して、充当率55%で算出をいたしております。

4番の、市街地再開発事業債1,410万円の計上でございますが、多賀城駅北地区市街地再開発事業の補助金に充当するものでございます。補助対象事業費1億1,370万円の3分の2を補助金として交付いたしますが、交付する補助金額の3分の2が国費、6分の1が県費として市に交付され、その差額、多賀城市負担額となる1,885万円の75%を計上いたしております。

2節まちづくり交付金事業債8,220万円でございますが、これは説明欄記載の3件の事業に係るものでございまして、いずれも国庫負担率が40%、起債充当率が地方負担分の75%とされているものでございます。

各事業ごとの事業費と交付金額につきましては、26ページ記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3目教育債で、対前年度2億6,390万円減の3億2,830万円の計上でございます。これは多賀城小学校校舎整備事業債に充当するものでございまして、補助対象事業分で1億7,400万円、継ぎ足し単独部分として1億5,430万円を計上しております。

なお、起債充当率は補助対象分が90%、継ぎ足し単独分が75%となっております。

次の、4目臨時財政対策債でございますが、対前年度5,590万円減の5億5,540万円を計上いたしております。

新年度での臨時財政対策債の考え方が従来とは大きく変わっております。従来は、地方財政計画における通常収支の不足額について、大まかには財源対策債で補てんし、残りの不足額については国と地方が折半して対応することとされ、地方負担分については臨時財政対策債が配分されておりました。

新年度においては、通常収支の不足額について、財源対策債と臨時財政対策債で補てんし、国と地方が折半で対応する不足額が生じないとされております。

財源対策債については、従来と同様に、地方の普通建設事業費の財源補てんを目的としておりますが、臨時財政対策債につきましては、発行済みの臨時財政対策債の元利償還額と

地方財政計画上の投資的経費と一般行政経費の乖離是正分を加えた額とされております。言いかえれば、臨時財政対策債の元利償還額は、本来、交付税によって補てんされることとされておりましたが、結果としては交付税ではなく、新たな臨時財政対策債で償還されることになりました。

また、乖離是正分についても、投資的経費分は実態に合わせて交付税が減額され、不足する一般行政経費も交付税ではなく、臨時財政対策債によって措置されたと見ることができるとでございます。

交付税の原資となる国税収入が増加した分につきましては、国の交付税特別会計の借入金償還に充てられ、結果としては地方に対する交付税の増額にはつながらなかったということでございます。

次の、減税補てん債でございますけれども、恒久的減税の廃止に伴い、廃目といたしております。

最後に、資料4の7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債でございます。

ただいま市債で御説明申し上げました各種起債は、8種類、総額10億5,220万円の借入れを見込むものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、従来のとおりでございます。

なお、起債残高の年度間の推移につきましては、資料7の223ページに記載をいたしておりますが、特別説明資料にも記載残高の推移とプライマリーバランスの算定を記載しておりますので、御参考に願いたいと思います。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○昌浦委員長

以上で歳入の説明を終わります。

○昌浦委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る3月2日は、午前10時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後5時25分 延会

予算特別委員会

委員長 昌浦 泰己